



第6次幸手市総合振興計画 実施計画

令和7年度 ～ 令和9年度

みんなでつくる 幸せを手にするまち 幸手

令和7年3月

目 次

第1章 実施計画について	1
1 実施計画の目的	1
2 実施計画の位置づけ	1
3 実施計画の期間	2
4 実施計画の対象事業	2
第2章 後期基本計画の施策体系図	4
第3章 実施計画事業	5
第1部 実施計画の対象事業一覧	5
第2部 政策別実施計画事業	9
1 子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち【子育て・教育】 ..	9
2 市民が学び、市民が活躍できるまち【協働・文化・人権】	57
3 いつまでも健康で安心して暮らせるまち【福祉・健康】	79
4 安全・安心で環境にやさしいまち【防災・生活・環境】	121
5 にぎわいと活力あふれるまち【観光・産業】	149
6 だれもが快適に暮らせるまち【都市基盤】	167
7 市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち【行財政】	199

第1章 実施計画について

1 実施計画の目的

実施計画は、総合振興計画基本構想に掲げる将来像「みんなでつくる 幸せを手にするまち 幸手」を実現するため、基本計画に示された施策の具体的な内容を明確にし、計画的かつ効率的に実施するための詳細計画となります。

また、具体的な事業の優先順位を決定し、優先度の高いものからの確に実施するため、年度ごとの財源の中で具体化し、毎年度の事業執行及び予算編成の指針とするものです。

2 実施計画の位置づけ

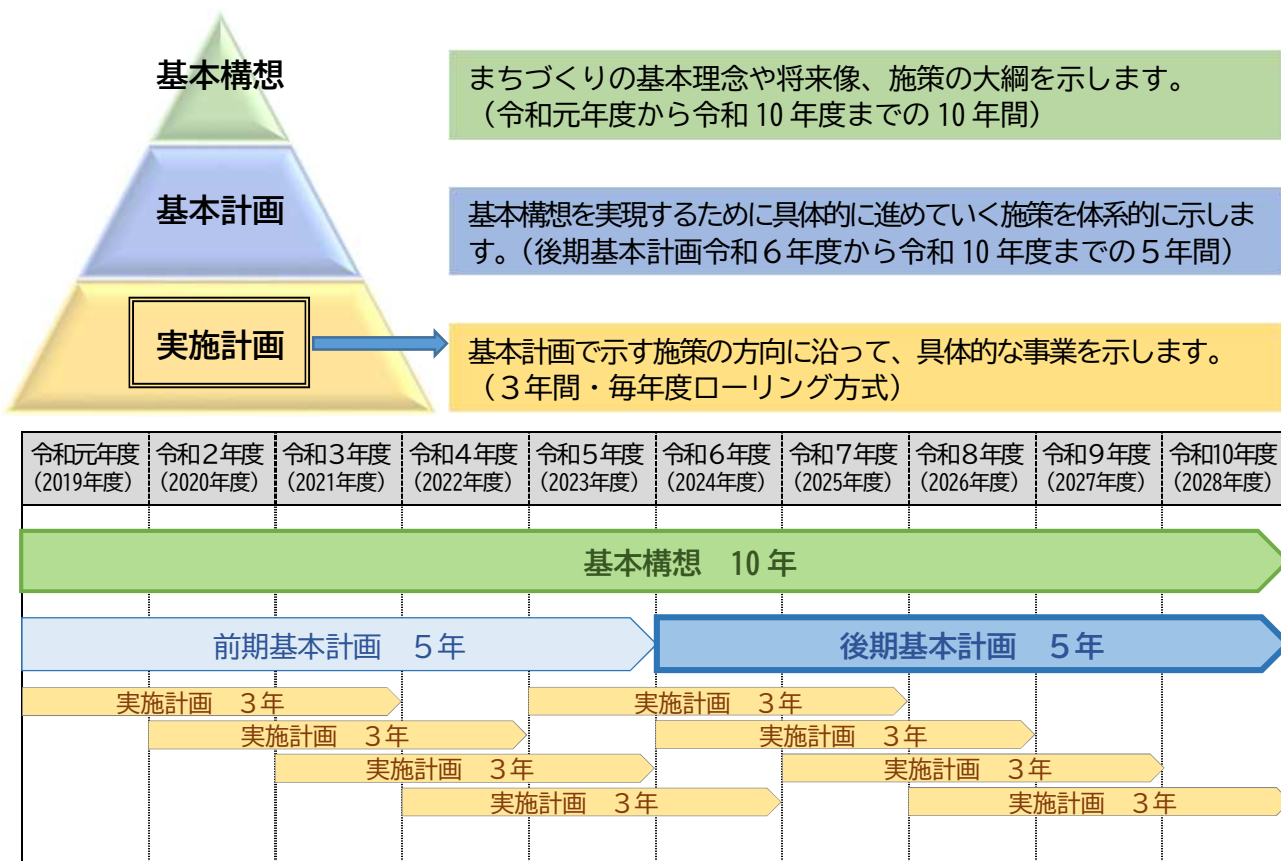


図 総合振興計画の構成と計画期間

3 実施計画の期間

本実施計画の計画期間は、令和7年度から令和9年度の3年間とし、毎年度ローリング方式により見直しを行います。

また、見直しにあたっては、施策を単位として施策評価を行い、PDCAサイクルに基づき計画の進行管理を行います。

4 実施計画の対象事業

実施計画の対象となる事業は、後期基本計画における次の事業とします。

(1) 各施策に関連する主な事業

- ① 新規事業
- ② 基本計画の主要事業
- ③ 政策及び政策の目的を実現するために有効性の高い事業
- ④ 既存の事業内容を大幅に変更しようとする事業
- ⑤ その他重要な事業

(2) 重点対策プロジェクトに該当する事業

幸手市の将来像を実現するためには、限られた資源を有効活用し、重点的かつ戦略的に各施策に取り組む必要があります。そこで、特に人口減少・少子高齢化問題に係る重点課題の解決に必要な施策を抽出し、政策分野を横断的に関連付けた取組を重点対策プロジェクトとして設定します。

後期基本計画期間中に特に重点的に取り組むものとして位置づけ、実施していきます。

重点課題	重点対策プロジェクト
・若い世代の転出抑制・転入促進 ・市民ニーズに合わせた子育て支援 ・時代の変化に対応した教育の充実 ・健康づくりや地域医療体制の充実	＜＜1 ひと＞＞ 住み続けたい まちプロジェクト 
・魅力あるまちづくりの推進 ・農商工観の連携による産業の活性化 ・中心市街地のにぎわいづくり	＜＜2 くらし＞＞ にぎわいのある まちプロジェクト 
・良好な住環境の整備 ・強靱な地域づくり(災害に強い地域づくり) ・公共交通の利便性の向上 ・脱炭素社会(カーボンニュートラル)の実現	＜＜3 まち＞＞ 安全・安心で快適に暮らせる まちプロジェクト 
・協働のまちづくりの推進 ・持続可能な社会の構築(SDGsの推進) ・デジタル化への対応と活用(DX推進)	＜＜4 協働＞＞ ともに取り組む まちプロジェクト 

(3)実施計画事業とSDGsの関係

SDGs（持続可能な開発目標）は、すべての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17のゴールおよび169のターゲットから構成されています。

SDGsの理念や国の動向などを踏まえながら、実施計画に沿って事業を進め、SDGsの達成に寄与してまいります。

 1 貧困をなくそう	1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 10 人や国の不平等をなくそう	10 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の不平等を是正する
 2 飢餓をゼロに	2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 11 住み続けられるまちづくりを	11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする
 3 すべての人に健康と福祉を	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 12 つくる責任 つかう責任	12 つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
 4 質の高い教育をみんなに	4 質の高い教育をみんなに すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	 13 気候変動に具体的な対策を	13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
 5 ジェンダー平等を実現しよう	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う	 14 海の豊かさを守ろう	14 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
 6 安全な水とトイレを世界中に	6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 15 陸の豊かさも守ろう	15 陸の豊かさも守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	 16 平和と公正をすべての人に	16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
 8 働きがいも経済成長も	8 働きがいも経済成長も すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する	 17 パートナリシップで目標を達成しよう	17 パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9 産業と技術革新の基盤をつくろう レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る		

図 SDGs 17のゴール

第2章 後期基本計画の施策体系図

◆ 施策体系

将来像	政策（章）	施策（節）
みんなでつくる 幸せを手にするまち 幸手	1 子どもがいきいきと育ち、 子育てしやすいまち （子育て・教育）	1 子ども支援の充実 2 子育て環境の整備 3 学校教育内容の充実 4 学校教育環境の整備 5 青少年の健全な育成
	2 市民が学び、 市民が活躍できるまち （協働・文化・人権）	1 市民との協働の推進 2 コミュニティ活動の支援 3 社会教育の充実 4 歴史・伝統文化の継承と活用 5 人権尊重意識の高揚 6 男女共同参画の推進 7 平和・国際交流の推進
	3 いつまでも健康で 安心して暮らせるまち （福祉・健康）	1 地域福祉の推進 2 障がいのある人への支援 3 高齢者支援の推進 4 健康づくりの推進 5 地域医療体制の充実 6 社会保障制度の円滑な運用
	4 安全・安心で 環境にやさしいまち （防災・生活・環境）	1 危機管理体制の強化 2 防災体制の推進 3 防犯体制の強化 4 交通安全対策の推進 5 消費者行政の推進 6 環境保全の推進 7 廃棄物の排出抑制
	5 にぎわいと活力あふれるまち （観光・産業）	1 地域の特性をいかした観光の振興 2 商工業の活性化のための支援 3 雇用と労働環境の充実 4 地域農業の推進
	6 だれもが快適に暮らせるまち （都市基盤）	1 計画的な土地利用 2 豊かな住環境の整備 3 雨水対策の推進 4 道路網の整備 5 公共交通の利便性の確保 6 安全な水の供給 7 生活排水対策の推進
	7 市民の信頼に応える 行財政運営を推進するまち （行財政）	1 情報発信・情報共有の充実 2 効率的な行政運営 3 健全な財政運営 4 信頼のある人材管理・育成

第3章 実施計画事業 (R7~R9)

第1部 実施計画の対象事業一覧

政策	施策	施策の内容	重点 対策	事業 No.	事業 区分	実施計画事業名	担当課	ページ
1	1	1		1	継続	こども計画推進事業	こども支援課	11
1	1	2	1	2	継続	妊産婦健康診査・新生児聴覚検査助成事業	こども支援課	12
			1	3	継続	5歳児健康診査事業	こども支援課	13
			1	4	継続	出産・子育て応援事業	こども支援課	14
			1	5	新規	こども誰でも通園制度実施事業	こども支援課	15
			1	6	新規	こども安心見守り事業補助金	こども支援課	16
1	1	3		7	継続	子育てのための施設等利用費給付事業	こども支援課	17
				8	継続	私立幼稚園児に対する補足給付事業	こども支援課	18
				9	継続	私立幼稚園補助事業	こども支援課	19
1	1	4	1	10	継続	こども家庭センター事業	こども支援課	20
1	1	5		11	継続	子ども医療費支給事業	こども支援課	21
				12	継続	ひとり親家庭等医療費支給事業	こども支援課	22
				13	継続	ハッピー・スマイル(米)ル推進事業	こども支援課	23
1	2	1	1	14	継続	病児保育運営事業	こども支援課	24
			1	15	継続	多子世帯保育料軽減事業	こども支援課	25
			1	16	継続	保育所給食調理業務委託事業	こども支援課	26
			1	17	継続	保育所運営事業	こども支援課	27
			1	18	新規	保育所再編事業	こども支援課	28
1	2	2		19	継続	放課後児童健全育成事業	こども支援課	29
1	2	3		20	継続	地域子育て支援拠点事業	こども支援課	30
				21	継続	ファミリー・サポート・センター事業	こども支援課	31
				22	継続	児童館管理運営事業	こども支援課	32
1	3	1	1	23	継続	教育指導・支援、アフタースクール事業	学校教育課	33
			1	24	継続	日本語指導員配置事業	学校教育課	34
			1	25	継続	学力向上推進事業	学校教育課	35
			1	26	継続	臨時的任用教員配置事業	学校教育課	36
1	3	2	1	27	継続	コミュニティ・スクール事業	学校教育課	37
			1	28	継続	スクールサポートスタッフ事業	学校教育課	38
1	3	4		29	継続	体力向上推進事業	学校教育課	39
				30	継続	外国青年招致事業	学校教育課	40
1	3	5	1	31	継続	教育相談事業	学校教育課	41
			1	32	継続	心すこやか支援室運営事業	学校教育課	42
1	4	1	1	33	継続	校務用コンピュータ推進事業	教育総務課	43
			1	34	継続	教育用コンピュータ推進事業	教育総務課	44
			1	35	継続	小・中学校学校再編事業	教育総務課	45
1	4	2		36	継続	校舎・体育館大規模改修等事業	教育総務課	46
1	4	3		37	継続	学校給食費補助事業	教育総務課	47
				38	継続	学校給食調理業務委託事業	教育総務課	48
				39	新規	学校給食費無償化事業	教育総務課	49
1	4	4		40	継続	就学援助・特別支援教育奨励事業	学校教育課	50
				41	継続	入学準備金貸付事業	学校教育課	51
1	4	5		42	継続	部活動地域移行事業	学校教育課	52
1	5	1		43	継続	二十歳を祝う会開催事業	社会教育課	53
				44	継続	放課後子ども教室実施事業	社会教育課	54
				45	継続	子ども大学さって開催事業	社会教育課	55
2	1	1	4	46	継続	市民協働事業推進協力報償金支給事業	くらし防災課	59
2	1	3	4	47	新規	市制施行40周年記念事業	政策課	60
2	2	1	4	48	継続	コミュニティセンター管理運営事業	くらし防災課	61
2	3	1	1	49	継続	公民館講座実施事業	社会教育課	62

第3章 実施計画事業 (R7～R9)

第1部 実施計画の対象事業一覧

政策	施策	施策の内容	重点 対策	事業 No.	事業 区分	実施計画事業名	担当課	ページ
2	3	2		50	継続	市民スポーツ大会開催事業	社会教育課	63
				51	継続	さくらマラソン大会開催事業	社会教育課	64
				52	継続	スポーツ推進事業	社会教育課	65
2	3	3		53	継続	図書館管理運営事業	社会教育課	66
				54	継続	学校体育施設開放事業	社会教育課	67
				55	継続	総合公園等体育施設管理事業	社会教育課	68
				56	継続	武道館管理運営事業	社会教育課	69
				57	継続	市民文化体育館管理事業	社会教育課	70
				58	継続	市民文化体育館駐車場整備事業	社会教育課	71
				59	継続	公民館維持管理事業	社会教育課	72
2	3	5		60	継続	文化祭開催事業	社会教育課	73
2	4	3		61	継続	文化遺産保存公開事業	社会教育課	74
				62	継続	郷土資料館管理事業	社会教育課	75
2	5	1	4	63	継続	人権推進事業	人権推進課	76
2	6	1	4	64	継続	男女共同参画推進事業	人権推進課	77
2	7	1		65	継続	広島市平和記念式典派遣事業	人権推進課	78
3	1	1		66	継続	戦没者追悼式開催事業	社会福祉課	81
				67	継続	地域福祉計画推進事業	社会福祉課	82
				68	継続	社会福祉協議会補助事業	社会福祉課	83
				69	継続	民生・児童委員活動推進事業	社会福祉課	84
3	1	2	1	70	継続	保健福祉総合センター施設等管理事業	社会福祉課	85
3	1	3	1	71	継続	つながり安心ネットワーク事業	社会福祉課	86
			1	72	継続	つながり安心ネットワーク事業	介護福祉課	87
3	2	1		73	継続	障がい児・者施策推進事業	社会福祉課	88
3	2	3		74	継続	地域生活支援事業	社会福祉課	89
				75	継続	障害者手当支給事業	社会福祉課	90
				76	継続	障害者自立支援施設管理運営事業	社会福祉課	91
3	2	4		77	継続	障害者就労支援事業	社会福祉課	92
3	2	5		78	継続	重度障害者医療費給付事業	社会福祉課	93
3	3	1		79	継続	高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業	介護福祉課	94
				80	新規	介護保険料eLTA等対応事業	介護福祉課	95
3	3	2	1	81	継続	包括的支援事業	介護福祉課	96
			1	82	継続	敬老祝事業	介護福祉課	97
			1	83	継続	シルバー人材センター補助事業	介護福祉課	98
			1	84	継続	老人福祉センター管理運営事業	介護福祉課	99
			1	85	新規	ねんりんピック事業	介護福祉課	100
3	3	3		86	継続	一般介護予防事業	介護福祉課	101
3	3	4		87	継続	介護施設設置補助事業	介護福祉課	102
				88	継続	訪問介護等利用者負担軽減措置事業	介護福祉課	103
				89	継続	移動販売事業者燃料補助事業	介護福祉課	104
				90	継続	高齢者向けデジタルスポーツの普及事業	介護福祉課	105
				91	継続	専用グラウンドゴルフ場整備事業	介護福祉課	106
3	3	6		92	継続	認知症施策推進事業	介護福祉課	107
			3	93	継続	紙おむつ支給事業	介護福祉課	108
3	4	2		94	継続	特定健診（個別健診）事業	保険年金課	109
				95	継続	特定健診・特定保健指導事業	健康増進課	110
3	4	3		96	継続	各種検診事業	健康増進課	111
3	4	4		97	継続	人間ドック等助成事業（国民健康保険）	保険年金課	112
				98	継続	人間ドック等助成事業（後期高齢者医療）	保険年金課	113

第3章 実施計画事業 (R7~R9)

第1部 実施計画の対象事業一覧

政策	施策	施策の内容	重点 対策	事業 No.	事業 区分	実施計画事業名	担当課	ページ
3	5	2		99	継続	地域医療運営事業	健康増進課	114
3	5	3	1	100	新規	歯科口腔保健事業	健康増進課	115
3	6	1		101	継続	生活困窮者自立支援事業	社会福祉課	116
3	6	2		102	継続	国民健康保険レセプト点検事業	保険年金課	117
3	6	3		103	新規	後期高齢者医療保険料eLTAX等対応事業	保険年金課	118
				104	継続	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	保険年金課	119
4	1	1	3	105	継続	危機管理対策事業	くらし防災課	123
4	2	1	3	106	継続	地域防災計画等更新事業	くらし防災課	124
4	2	2	3	107	継続	自主防災組織の育成・支援事業	くらし防災課	125
			3	108	継続	消防団運営事業	くらし防災課	126
			3	109	継続	九都県市合同防災訓練推進事業	くらし防災課	127
4	2	3	3	110	継続	市庁舎整備事業	政策課	128
			3	111	継続	その他普通財産管理事業	契約管財課	129
4	2	4	3	112	継続	防災行政無線等維持管理事業	くらし防災課	130
4	2	5	3	113	継続	応急物資等の確保事業	くらし防災課	131
4	2	6		114	継続	東部消防組合にかかる運営負担金事業	くらし防災課	132
4	3	2	3	115	継続	防犯のまちづくり推進事業	くらし防災課	133
4	3	3	3	116	継続	街路灯設置及びLED街路灯灯具交換補助事業	くらし防災課	134
			3	117	継続	空き家対策事業	くらし防災課	135
4	4	2	3	118	継続	運転免許証自主返納者支援事業	くらし防災課	136
			3	119	継続	交通安全施設整備事業	くらし防災課	137
4	5	1		120	継続	消費者行政推進事業	くらし防災課	138
4	6	1	3	121	継続	環境基本計画推進事業	環境課	139
4	6	3		122	継続	特定外来生物（アライグマ）等防除事業	環境課	140
4	7	1		123	継続	杉戸町可燃ごみ処理事務委託事業	環境課	141
4	7	2		124	継続	粗大ごみ処理施設維持管理事業	環境課	142
				125	継続	最終処分場維持管理事業	環境課	143
				126	継続	し尿処理施設維持管理事業	環境課	144
				127	継続	指定ごみ袋管理事業	環境課	145
				128	継続	ごみ処理施設解体事業	環境課	146
				129	継続	桜泉園管理棟管理運営事業	環境課	147
5	1	2	2	130	継続	観光資源の発掘・PR事業	商工観光課	151
			2	131	継続	市営釣場神扇池施設管理事業	商工観光課	152
5	1	3		132	継続	観光協会補助事業	商工観光課	153
5	2	2	2	133	継続	中心市街地にぎわい創造事業補助事業	商工観光課	154
5	2	3		134	継続	市民まつり開催事業	商工観光課	155
				135	継続	商工会補助事業	商工観光課	156
				136	継続	商業団体活性化推進事業	商工観光課	157
5	2	4		137	継続	幸手中央地区産業団地奨励金交付事業	商工観光課	158
5	3	1	2	138	継続	雇用創出事業	商工観光課	159
5	3	3		139	継続	勤労福祉会館管理運営事業	商工観光課	160
5	4	1		140	継続	多面的機能支援事業	農業振興課	161
				141	継続	農業水利施設整備事業	農業振興課	162
				142	継続	土地改良施設排水対策事業	農業振興課	163
				143	継続	水路関係資料整備事業	道路河川課	164
5	4	2		144	継続	農業経営安定化支援事業	農業振興課	165
5	4	3	2	145	継続	農産物生産振興事業	農業振興課	166

第3章 実施計画事業 (R7～R9)

第1部 実施計画の対象事業一覧

政策	施策	施策の内容	重点 対策	事業 No.	事業 区分	実施計画事業名	担当課	ページ
6	1	1	3	146	継続	都市計画事業	都市計画課	169
			3	147	新規	地理情報システム導入・運用事業	都市計画課	170
			3	148	継続	土地利用転換推進事業	都市計画課	171
6	1	4		149	継続	市民参加型のまちづくり推進事業	都市計画課	172
6	2	2		150	継続	住宅リフォーム資金補助事業	建築指導課	173
6	2	4		151	継続	公園整備・管理事業	都市計画課	174
6	2	6	3	152	継続	幸手駅西口土地区画整理事業	まちづくり事業課	175
6	3	1	3	153	継続	河川・ポンプ場整備事業	道路河川課	176
6	3	2		154	継続	河川・ポンプ場維持事業	道路河川課	177
6	3	3		155	継続	調整池・流域貯留施設維持事業	道路河川課	178
6	3	4	3	156	継続	雨水対策事業（事前調査）	下水道課	179
6	4	1		157	継続	都市計画道路整備事業	都市計画課	180
6	4	2		158	継続	道路改良事業	道路河川課	181
				159	継続	道路台帳・区域線測量整備事業	道路河川課	182
				160	継続	道路維持事業	道路河川課	183
				161	継続	建築後退用地等買収事業	建築指導課	184
6	4	3		162	継続	橋りょう維持事業	道路河川課	185
				163	継続	中川改修に伴う上船渡橋架換事業	道路河川課	186
6	5	2	3	164	継続	地域公共交通推進事業	くらし防災課	187
6	5	3		165	継続	市内循環バス運行事業	くらし防災課	188
6	6	1		166	継続	老朽管更新事業	水道管理課	189
				167	継続	浄水場施設更新事業	水道管理課	190
				168	継続	経営戦略等改定事業	水道管理課	191
6	7	1		169	継続	污水管渠整備事業	下水道課	192
6	7	3		170	継続	下水道施設維持管理事業	下水道課	193
				171	新規	公共下水道事業経営分析及び使用料適正化事業	下水道課	194
6	7	4		172	継続	農業集落排水施設維持管理事業	下水道課	195
6	7	5		173	継続	合併処理浄化槽設置整備事業	環境課	196
				174	継続	汚水処理施設補修事業	環境課	197
				175	新規	生活排水処理基本計画策定業務	環境課	198
7	1	1		176	継続	インターネットホームページ運用事業	秘書課	201
				177	継続	ふるさと納税事業	秘書課	202
				178	継続	広報さつて等発行事業	秘書課	203
				179	新規	シティプロモーション映画製作事業	秘書課	204
7	1	5		180	継続	定住促進事業	政策課	205
				181	新規	地域おこし協力隊設置事業	農業振興課	206
7	2	1	4	182	新規	人事給与・庶務事務システム電子化事業	庶務課	207
			4	183	継続	参議院議員選挙事業	選挙管理委員会	208
7	2	3	4	184	継続	住民情報システム導入事業	政策課	209
			4	185	継続	OA機器等整備事業	政策課	210
			4	186	継続	財務会計システム導入事業	政策課	211
			4	187	継続	情報化推進事業	政策課	212
			4	188	継続	戸籍情報システム事業	市民課	213

第2部 政策別実施計画事業

政 策 1

子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち【子育て・教育】

事業No.・名	1	こども計画推進事業	担 当 課	こども支援課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費児童福祉費児童福祉総務費				
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち						
施 策	1	子ども支援の充実	新規・継続の別	継続				
施策の内容	1	子ども・子育て支援事業計画の推進	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業				
SDGsとの関連								
事業の対象	全市民							
事業概要・効果								
【概要】 「こどもまんなか社会」の実現を目的とした「こども大綱」に基づき、こども計画（令和7年度～令和11年度）を策定し、こども・子育て支援施策の総合的な推進を図る。令和5年度は基礎資料となるニーズ調査を行い、令和6年度は計画策定を行う。 【効果】 こども計画の各施策を推進することによって、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に寄与することができる。								
事業の必要性								
こども基本法に基づく事業である。								
事業実施に当たり 目標とすること		幸手市こども計画の推進 幸手市こども計画（令和7年度～令和11年度）を策定する						
成果 指標 1	名称（単位）	庁内ネットワーク会議の開催日数(回)						
	指標の説明	庁内ネットワーク会議の開催						
成果 指標 2	名称（単位）	ニーズ調査の実施(回)						
	指標の説明	ニーズ調査の実施						
成果 指標 3	名称（単位）	調査結果の集計分析、報告書の作成(回)						
	指標の説明	調査結果の集計分析、報告書の作成						
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・ 庁内ネットワーク会議を開催 2回 ・ 児童福祉審議会を開催 3回						
令和8年度事業計画		・ 庁内ネットワーク会議を開催 2回 ・ 児童福祉審議会を開催 3回						
令和9年度事業計画		・ 庁内ネットワーク会議を開催 2回 ・ 児童福祉審議会を開催 3回						

事業No.・名	2	妊産婦健康診査・新生児聴覚検査助成事業	担 当 課	こども支援課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	衛生費保健衛生費保健衛生総務費			
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち					
施 策	1	子ども支援の充実	新規・継続の別	継続			
施策の内容	2	切れ目のない支援体制の充実	補助・単独の別	単独			
重点対策プロジェクト	1	住み続けたいまちプロジェクト	事業種類	その他事務事業			
SDGsとの関連	   						
事業の対象	妊産婦、新生児						
事業概要・効果							
【概要】 母子保健法に基づき、妊産婦に対して健康診査費用の助成を行う。なお、一般的に妊婦検診の回数が増える多胎妊婦に対しては5回を上限に助成回数を増やす。また、難聴の早期発見のため、入眠中の新生児に小さな音を聞かせて刺激への反応をコンピューターで解析・判定する新生児聴覚検査を実施する。 【効果】 妊娠中の母胎の健康管理や産後の心身の状況を把握し、必要な支援につなげることで、安心して出産・子育てできる環境が整い、産後うつや虐待予防等が図れる。また、新生児聴覚検査は難聴の発見に非常に有効で早期治療・支援につながる。							
事業の必要性							
出産年齢の高齢化により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあり、母体や胎児の健康管理を図る上で重要性・必要性が高い。また、産後間もない時期の産婦の心身の健康管理は産後うつや虐待予防の観点からも必要とされる。難聴の早期発見・援助は、児のコミュニケーションの形成や言語発達面でも大きな効果が得られることから、出生後入院中に聴覚検査を実施することが重要である。							
事業実施に当たり目標とすること		妊産婦の健康を保ち、安心して出産・子育てに臨める環境を整える。新生児に聴覚検査を行い、聴覚障害の早期発見・治療につなげる					
成果指標1	名称（単位）	産婦健診実施率（％）					
	指標の説明	産婦健診の実施率（実施した者の割合／多胎除く出生数）					
成果指標2	名称（単位）	新生児聴覚検査の実施率（％）					
	指標の説明	新生児聴覚検査の実施率（委託料件数／出生数）					
成果指標3	名称（単位）						
	指標の説明						
成果指標4	名称（単位）						
	指標の説明						
令和7年度事業計画		妊婦健診助成券14回、産婦健診助成券2回、新生児聴覚検査助成券1回 多胎妊娠の妊婦健康診査助成4回					
令和8年度事業計画		妊婦健診助成券14回、産婦健診助成券2回、新生児聴覚検査助成券1回 多胎妊娠の妊婦健康診査助成4回					
令和9年度事業計画		妊婦健診助成券14回、産婦健診助成券2回、新生児聴覚検査助成券1回 多胎妊娠の妊婦健康診査助成4回					

事業No.・名	3	5歳児健康診査事業	担 当 課	こども支援課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	衛生費保健衛生費保健衛生総務費				
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち						
施 策	1	子ども支援の充実	新規・継続の別	継続				
施策の内容	2	切れ目のない支援体制の充実	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト	1	住み続けたいまちプロジェクト	事業種類	その他事務事業				
SDGsとの関連								
事業の対象	市内在住5歳児（年中児）とその保護者							
事業概要・効果								
【概要】 問診、計測、小グループでの遊びの観察、診察、個別相談 【効果】 発育・発達状況の確認と児がもつ発達の特性を保護者と共有し、児への適切な対応や就学に向けての準備へつなげることが期待できる。また、保護者が日頃感じている子育てや集団生活における悩みや相談等に対応することで、子育て不安の解消の一助となる。								
事業の必要性								
3歳5か月児健診後、就学児健診の間に、5歳児の乳幼児健診を行い、健やかな身体発育の確認と現行の健診では限界があるとされている発達障害の発見の機会となることから必要である。								
事業実施に当たり目標とすること		5歳児の発育・発達の確認や発達障害の把握、児童虐待の発見・予防、育児支援等を行い、子どもの健やかな成長・発達を促す						
成果指標1	名称（単位）	5歳児健診受診率（％）						
	指標の説明	対象者（当該年度に5歳の誕生を迎える児）に対する受診率						
成果指標2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・ 5歳児健康診査の実施 ・ 要観察者への各種相談やフォロー教室による支援						
令和8年度事業計画		・ 5歳児健康診査の実施 ・ 要観察者への各種相談やフォロー教室による支援						
令和9年度事業計画		・ 5歳児健康診査の実施 ・ 要観察者への各種相談やフォロー教室による支援						

事業No.・名	4	出産・子育て応援事業	担 当 課	こども支援課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	衛生費保健衛生費保健衛生総務費			
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち					
施 策	1	子ども支援の充実	新規・継続の別	継続			
施策の内容	2	切れ目のない支援体制の充実	補助・単独の別	補助			
重点対策プロジェクト	1	住み続けたいまちプロジェクト	事 業 種 類	その他事務事業			
SDGsとの関連	   						
事業の対象	妊婦・乳幼児及び保護者						
事業概要・効果							
【概要】 全ての妊婦・子育て世代が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じる伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届や出生届を行った妊婦・子育て世帯等に経済的な支援を一体的に行う。 【効果】 伴走型相談支援とその実効性を高める経済的支援を一体的に行うことで、子育て世帯に安心感の醸成と少子化対策の推進が図れる。							
事業の必要性							
核家族化が進み、地域のつながりも希薄になる中で、孤独感や不安感を抱える妊婦等をはじめ、すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境を整えることが必要である。							
事業実施に当たり目標とすること		妊婦・子育て世代等への伴走型相談支援及び経済的支援の充実					
成果指標 1	名称（単位）	妊娠届出時の面談等実施率（％）					
	指標の説明	妊娠届出時における面接を実施した割合					
成果指標 2	名称（単位）	妊娠8か月時面談当実施率（％）					
	指標の説明	妊娠8か月時における面談等を実施した割合					
成果指標 3	名称（単位）						
	指標の説明						
成果指標 4	名称（単位）						
	指標の説明						
令和7年度事業計画		・ 伴走型相談支援（妊娠届時、妊娠8か月頃、出生後の面談等） ・ 経済的支援の充実（出産・子育て応援給付金）					
令和8年度事業計画		・ 伴走型相談支援（妊娠届時、妊娠8か月頃、出生後の面談等） ・ 経済的支援の充実（出産・子育て応援給付金）					
令和9年度事業計画		・ 伴走型相談支援（妊娠届時、妊娠8か月頃、出生後の面談等） ・ 経済的支援の充実（出産・子育て応援給付金）					

事業No.・名	5	こども誰でも通園制度実施事業	担 当 課	こども支援課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費児童福祉費保育所費
政 策	1	子どもがいいきいと育ち、子育てしやすいまち		
施 策	1	子ども支援の充実	新規・継続の別	新規
施 策 の 内 容	2	切れ目のない支援体制の充実	補助・単独の別	補助
重点対策プロジェクト	1	住み続けたいまちプロジェクト	事 業 種 類	その他事務事業
SDGsとの関連	3 すべての人に健康と福祉を 			
事業の対象	6ヶ月～満3歳未満の未就園児			
事業概要・効果				
【概要】 保護者の就労を問わず、保育所等を利用できる。 【効果】 保護者の孤立感解消や育児に関する負担感の軽減、同じ年齢の子ども同士の触れ合う機会を整備する。				
事業の必要性				
令和7年度に子ども子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として実施することになっているため。				
事業実施に当たり目標とすること		子育て家庭の支援強化		
成果指標1	名称（単位）	実施施設（箇所）		
	指標の説明	こども誰でも通園制度を実施する施設		
成果指標2	名称（単位）			
	指標の説明			
成果指標3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果指標4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画		・市内対象園（幼稚園・保育園）アンケート調査の実施		
令和8年度事業計画		・こども誰でも通園制度の実施		
令和9年度事業計画		・こども誰でも通園制度の実施		

事業No.・名	6	こども安心見守り事業補助金	担 当 課	こども支援課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費児童福祉費児童福祉総務費
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち		
施 策	1	子ども支援の充実	新規・継続の別	新規
施 策 の 内 容	2	切れ目のない支援体制の充実	補助・単独の別	補助
重点対策プロジェクト	1	住み続けたいまちプロジェクト	事 業 種 類	その他事務事業
SDGsとの関連	2 質を高めよう 			
事業の対象	市内で子どもが安全に過ごせる居場所づくりを行っている団体			
事業概要・効果				
【概要】全国的に児童虐待相談対応件数が増加傾向にあることや、家庭内で子育ての担い手が減り孤立する子育て家庭が増加している中で、子どもの安全性に特化した居場所づくりを行う団体に対して運営費の一部を補助する。 【効果】子どもが安全に過ごせる居場所の充実を推進する。				
事業の必要性				
令和5年12月に閣議決定された『こどもの居場所づくりに関する指針』に基づき、地方公共団体は、こどもの居場所づくりを計画的に推進していくことが求められている。また、児童福祉法第10条の2第2項第3号に基づき、児童の健全育成に係る支援を促進することとされている。				
事業実施に当たり目標とすること	助成団体を増やして、子どもが安全に過ごせる居場所の充実を図る			
成果指標1	名称（単位）	助成団体(団体数)		
	指標の説明	地域で子どもが安全に過ごせる居場所づくりを運営している団体数		
成果指標2	名称（単位）			
	指標の説明			
成果指標3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果指標4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画	・こどもの居場所づくりを運営している団体への補助 ・孤立した家庭や育児不安のある家庭に所属する子どもに対する支援の一環として、こどもの居場所の利用を推奨			
令和8年度事業計画	・こどもの居場所づくりを運営している団体への補助 ・孤立した家庭や育児不安のある家庭に所属する子どもに対する支援の一環として、こどもの居場所の利用を推奨			
令和9年度事業計画	・こどもの居場所づくりを運営している団体への補助 ・孤立した家庭や育児不安のある家庭に所属する子どもに対する支援の一環として、こどもの居場所の利用を推奨			

事業No.・名	7	子育てのための施設等利用費給付事業	担 当 課	こども支援課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費児童福祉費保育所費				
政 策	1	子どもがいいきと育ち、子育てしやすいまち	新規・継続の別	継続				
施 策	1	子ども支援の充実	補助・単独の別	補助				
施 策 の 内 容	3	幼児期の教育および保育サービスの充実	事業 種 類	経常的事務事業				
重点対策プロジェクト								
SDGsとの関連	3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 17 パートナリシップで目標を達成しよう							
事業の対象	3～5歳及び住民税非課税世帯の0～2歳児の保護者							
事業概要・効果								
【概要】 令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が始まり、新制度未移行幼稚園や認可外保育施設等（認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンターの預かり保育）を利用した保護者に対して、施設等利用費を給付する。 【効果】 子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。								
事業の必要性								
子ども・子育て支援法第30条の11に基づく必須事業である。								
事業実施に当たり目標とすること		子どもの保護者の経済的負担軽減を図る						
成果指標 1	名称（単位）	施設等利用費の年間支給件数（件）						
	指標の説明	施設等利用費を支給した件数						
成果指標 2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・新制度未移行の幼稚園や認可外保育施設等（認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンターの預かり保育等）利用者に対し、施設等利用費を支給する。						
令和8年度事業計画		・新制度未移行の幼稚園や認可外保育施設等（認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンターの預かり保育等）利用者に対し、施設等利用費を支給する。						
令和9年度事業計画		・新制度未移行の幼稚園や認可外保育施設等（認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンターの預かり保育等）利用者に対し、施設等利用費を支給する。						

事業No.・名	8	私立幼稚園児に対する補足給付事業	担 当 課	こども支援課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費児童福祉費保育所費
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち		
施 策	1	子ども支援の充実	新規・継続の別	継続
施 策 の 内 容	3	幼児期の教育および保育サービスの充実	補助・単独の別	補助
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業
SDGsとの関連	  			
事業の対象	新制度未移行幼稚園に通う子どもの保護者（低所得世帯・多子世帯）			
事業概要・効果				
【概要】 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、3歳から5歳の子どもの保育料が無償化される一方、食事にかかる費用は実費負担となった。新制度未移行幼稚園に通っている低所得世帯及び多子世帯が負担する副食費に対し、補足給付費補助金を支給する。 【効果】 低所得世帯や多子世帯の保護者の経済的負担の軽減を図る。				
事業の必要性				
子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業に位置づけられている。				
事業実施に当たり 目標とすること	低所得世帯や多子世帯の経済的負担軽減を図る			
成果 指標 1	名称（単位）	補足給付費の年間支給件数（件）		
	指標の説明	補足給付費を支給した件数		
成果 指標 2	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画	・新制度未移行の幼稚園に通う子どものうち、低所得世帯または多子世帯の子どもの副食費に対し、補足給付費を支給する。			
令和8年度事業計画	・新制度未移行の幼稚園に通う子どものうち、低所得世帯または多子世帯の子どもの副食費に対し、補足給付費を支給する。			
令和9年度事業計画	・新制度未移行の幼稚園に通う子どものうち、低所得世帯または多子世帯の子どもの副食費に対し、補足給付費を支給する。			

事業No.・名	9	私立幼稚園補助事業	担 当 課	こども支援課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	教育費幼稚園費幼稚園費
政 策	1	子どもがいいきと育ち、子育てしやすいまち		
施 策	1	子ども支援の充実	新規・継続の別	継続
施 策 の 内 容	3	幼児期の教育および保育サービスの充実	補助・単独の別	単独
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業
SDGsとの関連	3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 17 パートナリシップで目標を達成しよう			
事業の対象	市内の私立幼稚園			
事業概要・効果				
【概要】 市内の私立幼稚園に対し、私立幼稚園振興補助事業を実施する。 【効果】 市内私立幼稚園の振興を図る。				
事業の必要性				
市内私立幼稚園の振興を図ることで、幼児教育の充実を促進することができる。				
事業実施に当たり 目標とすること		市内私立幼稚園の振興を図る		
成果 指標 1	名称（単位）	私立幼稚園振興補助事業対象施設数(箇所)		
	指標の説明	事業の対象となった幼稚園の数		
成果 指標 2	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画		・ 私立幼稚園振興補助事業の実施		
令和8年度事業計画		・ 私立幼稚園振興補助事業の実施		
令和9年度事業計画		・ 私立幼稚園振興補助事業の実施		

事業No.・名	10	こども家庭センター事業	担 当 課	こども支援課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費児童福祉費児童福祉総務費
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち		
施 策	1	子ども支援の充実	新規・継続の別	継続
施 策 の 内 容	4	子どもを守る体制の充実	補助・単独の別	補助
重点対策プロジェクト	1	住み続けたいまちプロジェクト	事 業 種 類	経常的事務事業
SDGsとの関連				
事業の対象	市内に所在する全ての子どもとその家庭及び妊産婦等			
事業概要・効果				
【概要】 子育て世帯包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を統合し、児童及び妊産婦等に対して必要な実情の把握や情報の提供、相談対応、母子保健事業の実施等、包括的な支援を実施する。 【効果】 児童虐待や児童への不適切な養育を防止し、児童の健全な育成及び児童の権利擁護を推進する。幸手市で安心して子育てができる包括的な相談支援体制が整えられ、子育てに悩み孤立している家庭への支援を推進する。				
事業の必要性				
児童福祉法の改正により、令和6年度を目途に設置が努力義務化されている。全国的に増加傾向の養護相談、子育て世代の孤立化、児童虐待に対応するためにも事業の必要性は高い。				
事業実施に当たり 目標とすること	母子保健事業等を通して、児童及び妊産婦等の実情の把握に努めることで、支援が必要な家庭の早期発見につなげ、きめ細やかな相談支援を行う。児童虐待の発生を防止し、児童の健全な育成及び権利擁護を推進する			
成果 指標 1	名称（単位）	こども家庭センターの相談件数(件)		
	指標の説明	子育て支援に係る相談件数（年間延べ件数）		
成果 指標 2	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画	・妊産婦、子育て世帯、こどもを対象とした相談支援 ・家庭児童相談業務 ・里親関連業務			
令和8年度事業計画	・妊産婦、子育て世帯、こどもを対象とした相談支援 ・家庭児童相談業務 ・里親関連業務			
令和9年度事業計画	・妊産婦、子育て世帯、こどもを対象とした相談支援 ・家庭児童相談業務 ・里親関連業務			

事業No.・名	11	子ども医療費支給事業	担 当 課	こども支援課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費児童福祉費児童福祉総務費				
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち						
施 策	1	子ども支援の充実	新規・継続の別	継続				
施 策 の 内 容	5	子育て家庭への経済的支援の推進	補助・単独の別	補助				
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	経常的事務事業				
SDGsとの関連								
事業の対象	18歳となる年度末までの子ども							
事 業 概 要 ・ 効 果								
【概要】 子どもの健やかな成長のため、15歳年度末までの子どもの医療費を支給し、保護者の経済的負担の軽減を図る。令和6年10月診療分より、18歳年度末まで対象年齢を拡大する。 【効果】 子どもの健やかな成長のため、子ども医療費を支給することにより、保護者の経済的負担の軽減を図る。								
事 業 の 必 要 性								
幸手市子ども医療費の支給に関する条例に基づく支給。								
事業実施に当たり 目 標 と す る こ と		子どもの健やかな成長のため、子どもの医療費を支給し、保護者の経済的負担の軽減を図る						
成果 指標 1	名称（単位）	申請件数(件)						
	指標の説明	子ども医療費申請件数						
成果 指標 2	名称（単位）	支給額(円)						
	指標の説明	保険診療自己負担分の医療費の支給						
成果 指標 3	名称（単位）	登録者数(人)						
	指標の説明	子ども医療費登録者数						
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・ 扶助費 子ども医療費の支給 ・ 診療報酬支払基金手数料 ・ その他事務経費						
令和8年度事業計画		・ 扶助費 子ども医療費の支給 ・ 診療報酬支払基金手数料 ・ その他事務経費						
令和9年度事業計画		・ 扶助費 子ども医療費の支給 ・ 診療報酬支払基金手数料 ・ その他事務経費						

事業No.・名	12	ひとり親家庭等医療費支給事業	担 当 課	こども支援課					
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費児童福祉費児童福祉総務費					
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち							
施 策	1	子ども支援の充実	新規・継続の別	継続					
施 策 の 内 容	5	子育て家庭への経済的支援の推進	補助・単独の別	補助					
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業					
SDGsとの関連	 								
事業の対象	ひとり親家庭等の児童及び養育している方								
事 業 概 要 ・ 効 果									
【概要】 ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するために、児童及び養育している方に対し、医療費を支給する。 【効果】 経済的に不安定なひとり親家庭等の医療費の負担軽減を図る。									
事 業 の 必 要 性									
幸手市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例に基づく支給。									
事業実施に当たり 目 標 と す る こ と		ひとり親家庭等の児童及び児童を養育している方の医療費を支給し、経済的な負担の軽減を図り、生活の安定と自立を支援する							
成果 指標 1	名称（単位）	申請件数(件)							
	指標の説明	ひとり親家庭等医療費支給申請件数							
成果 指標 2	名称（単位）	支給額(円)							
	指標の説明	医療費支給額							
成果 指標 3	名称（単位）								
	指標の説明								
成果 指標 4	名称（単位）								
	指標の説明								
令和7年度事業計画		・ 扶助費 ひとり親家庭等医療費の支給 ・ 診療報酬支払基金手数料 ・ その他事務経費							
令和8年度事業計画		・ 扶助費 ひとり親家庭等医療費の支給 ・ 診療報酬支払基金手数料 ・ その他事務経費							
令和9年度事業計画		・ 扶助費 ひとり親家庭等医療費の支給 ・ 診療報酬支払基金手数料 ・ その他事務経費							

事業No.・名	13	ハッピー・スマイ（米）ル推進事業	担 当 課	こども支援課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費児童福祉費児童福祉総務費				
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち						
施 策	1	子ども支援の充実	新規・継続の別	継続				
施策の内容	5	子育て家庭への経済的支援の推進	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業				
SDGsとの関連								
事業の対象	同一世帯に未就学児のいる世帯主							
事業概要・効果								
【概要】 未就学児のいる世帯に幸手産米を配付することで、経済的な子育て支援及び市内農業者支援に寄与する。 【効果】 子育て支援の充実を図ることができるとともに、市への愛着心の醸成が期待できる。								
事業の必要性								
子育て支援の充実を図り、子育て世代の転出抑制と転入促進に繋げる、幸手市独自の事業。								
事業実施に当たり 目標とすること		未就学児のいる世帯の経済的な子育て支援を図る						
成果 指標 1	名称（単位）	利用率（%）						
	指標の説明	幸手産米引換券発行総枚数に占める利用割合						
成果 指標 2	名称（単位）	本事業に対する満足度（%）						
	指標の説明	本事業に対する満足している人の割合						
成果 指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		- 対象者への案内通知 - 交付決定 - 幸手産米引換券の送付 - アンケートの実施						
令和8年度事業計画		- 対象者への案内通知 - 交付決定 - 幸手産米引換券の送付 - アンケートの実施						
令和9年度事業計画		- 対象者への案内通知 - 交付決定 - 幸手産米引換券の送付 - アンケートの実施						

事業No.・名	14	病児保育運営事業	担 当 課	こども支援課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費児童福祉費保育所費
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち		
施 策	2	子育て環境の整備	新規・継続の別	継続
施 策 の 内 容	1	保育施設整備の推進	補助・単独の別	補助
重点対策プロジェクト	1	住み続けたいまちプロジェクト	事 業 種 類	その他事務事業
SDGsとの関連	3 すべての人に健康と福祉を			
事業の対象	保育所・学校等に通う病気の急性期及び回復期にある子ども（生後6か月から小学6年生まで）のいる世帯			
事業概要・効果				
【概要】 病児保育を行う医療機関に対し、運営を委託する。 【効果】 子育て世帯の負担軽減とよりよい保育環境の整備を図る。				
事業の必要性				
子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業に位置づけられている。				
事業実施に当たり 目標とすること	病児保育を運営委託し、子育て世帯の育児負担の軽減とよりよい保育環境の確保を図る			
成果 指標 1	名称（単位）	病児保育施設の確保（箇所）		
	指標の説明	病児保育を実施する施設として確保した数		
成果 指標 2	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画	・病児保育の運営委託			
令和8年度事業計画	・病児保育の運営委託			
令和9年度事業計画	・病児保育の運営委託			

事業 No. ・ 名	15	多子世帯保育料軽減事業	担 当 課	こども支援課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費児童福祉費保育所費				
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち						
施 策	2	子育て環境の整備	新規・継続の別	継続				
施策の内容	1	保育施設整備の推進	補助・単独の別	補助				
重点対策プロジェクト	1	住み続けたいまちプロジェクト	事業種類	その他事務事業				
SDGsとの関連	3 すべての人に健康と福祉を 							
事業の対象	第3子以降の0～2歳児が保育所を利用している世帯（多子世帯）							
事業概要・効果								
【概要】 第3子以降の0～2歳児が保育所を利用している場合の保育料を無料とする。 【効果】 多子世帯の経済的負担を軽減し、第3子以降の子どもをもうける動機付けとなる。								
事業の必要性								
埼玉県多子世帯保育料軽減事業費補助金交付要綱に基づく事業である。								
事業実施に当たり目標とすること		多子世帯の経済的負担を軽減する						
成果指標1	名称（単位）	無料となる世帯数(世帯)						
	指標の説明	第3子以降で0～2歳児の子どもがおり、保育料を無料にした世帯数						
成果指標2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		第3子以降で0～2歳児の保育料を免除する。						
令和8年度事業計画		第3子以降で0～2歳児の保育料を免除する。						
令和9年度事業計画		第3子以降で0～2歳児の保育料を免除する。						

事業No.・名	16	保育所給食調理業務委託事業	担 当 課	こども支援課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費児童福祉費保育所費
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち		
施 策	2	子育て環境の整備	新規・継続の別	継続
施 策 の 内 容	1	保育施設整備の推進	補助・単独の別	単独
重点対策プロジェクト	1	住み続けたいまちプロジェクト	事 業 種 類	その他事務事業
SDGsとの関連	3 すべての人に健康と福祉を			
事業の対象	第一保育所、第二保育所、第三保育所			
事業概要・効果				
【概要】 公立保育所の給食調理業務を、民間委託により運営する。（第一、第三保育所は平成29年度から、第二保育所は令和4年度から実施） 【効果】 民間に委託することにより、業務の効率化を図ることができる。				
事業の必要性				
民間委託方式を導入することにより、業務の効率化を図ることができる。				
事業実施に当たり目標とすること		民間委託方式を導入し業務の効率化を図る		
成果指標1	名称（単位）	民間委託導入保育所数(箇所)		
	指標の説明	民間委託を導入した保育所の数		
成果指標2	名称（単位）			
	指標の説明			
成果指標3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果指標4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画		・委託業務の運営 （第一、第二、第三保育所） ・翌年度からの第一、第二、第三保育所の委託先選定		
令和8年度事業計画		・委託業務の運営 （第一、第二、第三保育所）		
令和9年度事業計画		・委託業務の運営 （第一、第二、第三保育所）		

事業No.・名	17	保育所運営事業	担 当 課	こども支援課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費児童福祉費保育所費
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち		
施 策	2	子育て環境の整備	新規・継続の別	継続
施策の内容	1	保育施設整備の推進	補助・単独の別	補助
重点対策プロジェクト	1	住み続けたいまちプロジェクト	事業種類	その他事務事業
SDGsとの関連	3 すべての人に健康と福祉を 			
事業の対象	未就学児がいる世帯			
事業概要・効果				
【概要】 保育が必要な児童の保育を行うため、公立・私立の保育所を運営（委託）する。また、多様な保育ニーズに対応するため延長保育、障害児保育、一時保育など多様な保育サービスを提供していく。 【効果】 保護者の多様な生活形態や就労による保育ニーズに対応するとともに、乳幼児の健全育成を図る。				
事業の必要性				
保育所は児童福祉法第24条に基づく必須事業である。 延長保育、一時保育は子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業に位置づけられている事業、障害児保育は、幸手市障害児保育実施要綱に基づく事業で、実施することが望ましい事業である。				
事業実施に当たり目標とすること		保育施設を整備し、また、保育サービスを充実させることによって、子育て世帯が働きながら安心して子どもを育てることができる		
成果指標1	名称（単位）	保育所待機児童数(人)		
	指標の説明	保育所へ入所できず入所を待機している児童の数		
成果指標2	名称（単位）	一時保育の実施施設数(箇所)		
	指標の説明	一時保育を実施する保育施設の数		
成果指標3	名称（単位）	延長保育実施施設数(箇所)		
	指標の説明	延長保育を実施する保育施設の数		
成果指標4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画		・通常保育 ・延長保育 ・障害児保育 ・広域保育 ・一時保育 ・私立保育園における人材確保支援		
令和8年度事業計画		・通常保育 ・延長保育 ・障害児保育 ・広域保育 ・一時保育 ・私立保育園における人材確保支援		
令和9年度事業計画		・通常保育 ・延長保育 ・障害児保育 ・広域保育 ・一時保育 ・私立保育園における人材確保支援		

事業No.・名	18	保育所再編事業	担 当 課	こども支援課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費児童福祉費保育所費
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち		
施 策	2	子育て環境の整備	新規・継続の別	新規
施 策 の 内 容	1	保育施設整備の推進	補助・単独の別	単独
重点対策プロジェクト	1	住み続けたいまちプロジェクト	事 業 種 類	普通建設事業
SDGsとの関連				
事業の対象	第一保育所、第三保育所			
事業概要・効果				
【概要】 老朽化した第一保育所と第三保育所を統合し、別の場所に新たな保育所を建設する。 【効果】 子どもが安心して利用できる保育環境を提供することができる。また、定員の適正化を図ることで、効率的に運営することができる。				
事業の必要性				
第一保育所と第三保育所は、建築後40年以上が経過しており、老朽化が著しいことから、子どもの安全を確保するため、早急に新たな保育所を建設する必要がある。				
事業実施に当たり 目標とすること		子どもの安全を確保するため、早急に新たな保育所を建設する		
成果 指標 1	名称（単位）	事業進捗状況（％）		
	指標の説明	保育所再編の進捗状況		
成果 指標 2	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画		・ 新たな保育所の建設地、規模等について検討		
令和8年度事業計画		・ 前年度の検討結果に基づく対応		
令和9年度事業計画		・ 前年度までの進捗状況に基づく対応		

事業No.・名	19	放課後児童健全育成事業	担 当 課	こども支援課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費児童福祉費児童福祉総務費
政 策	1	子どもがいそいそと育ち、子育てしやすいまち		
施 策	2	子育て環境の整備	新規・継続の別	継続
施 策 の 内 容	2	放課後児童クラブの充実	補助・単独の別	補助
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業
SDGsとの関連	 4 質の高い教育を みんなに			
事業の対象	日中保護者のいない家庭の小学校児童			
事業概要・効果				
【概要】 日中保護者のいない家庭の小学校児童に適切な保育を行い、健全な育成を図る。 【効果】 放課後の児童の健全育成を図り、保護者が子育てをしながら安心して仕事を続けられる体制を整える。				
事業の必要性				
子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業に位置づけられている。				
事業実施に当たり 目標とすること	児童の健全育成が図られ、保護者が子育てと仕事を両立できる環境を整備する			
成果 指標 1	名称（単位）	利用児童数（人）		
	指標の説明	放課後児童クラブに入室した児童の数（年間実人数）		
成果 指標 2	名称（単位）	利用者満足度（％）		
	指標の説明	指定管理者の運営に満足している利用者（保護者）の割合		
成果 指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画	・指定管理者による放課後児童健全事業の実施 ・学校再編に伴う放課後児童クラブのあり方を検討			
令和8年度事業計画	・指定管理者による放課後児童健全事業の実施 ・学校再編に伴う放課後児童クラブのあり方の検討結果に基づく対応			
令和9年度事業計画	・指定管理者による放課後児童健全事業の実施 ・学校再編に伴う新たな枠組みによる放課後児童クラブの運営			

事業No.・名	20	地域子育て支援拠点事業	担 当 課	こども支援課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費児童福祉費児童福祉総務費				
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち						
施 策	2	子育て環境の整備	新規・継続の別	継続				
施策の内容	3	地域の子育て環境の充実	補助・単独の別	補助				
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業				
SDGsとの関連								
事業の対象	子育て中の親子							
事 業 概 要 ・ 効 果								
【概要】 子育て中の親子が交流を行う場所を開設し、情報の収集や発信、講習会、相談等を行う。 また、子育てサークル・子育て支援者の育成を図る。 【効果】 核家族化の進行や少子化により、地域で孤立化する親子に、交流の場を提供することにより、安心して子育てができる環境が促進される。								
事 業 の 必 要 性								
子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業に位置付けられている。								
事業実施に当たり 目標とすること		子育て中の親子が交流できる子育て支援拠点として、情報の収集や発信等を行う						
成果 指標 1	名称（単位）	地域子育て支援拠点(箇所)						
	指標の説明	地域子育て支援拠点の数						
成果 指標 2	名称（単位）	参加者(人)						
	指標の説明	子育て支援拠点事業への参加者数						
成果 指標 3	名称（単位）	登録数(団体)						
	指標の説明	子育てサークルの登録						
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・情報の収集 ・講習会の実施 ・子育て支援者、子育てサークルの育成 ・子育て支援拠点の補助 1ヵ所 ・オンラインイベントの開催						
令和8年度事業計画		・情報の収集 ・講習会の実施 ・子育て支援者、子育てサークルの育成 ・子育て支援拠点の補助 1ヵ所 ・オンラインイベントの開催						
令和9年度事業計画		・情報の収集 ・講習会の実施 ・子育て支援者、子育てサークルの育成 ・子育て支援拠点の補助 1ヵ所 ・オンラインイベントの開催						

事業No.・名	21	ファミリー・サポート・センター事業	担 当 課	こども支援課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費児童福祉費児童福祉総務費				
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち						
施 策	2	子育て環境の整備	新規・継続の別	継続				
施策の内容	3	地域の子育て環境の充実	補助・単独の別	補助				
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業				
SDGsとの関連								
事業の対象	育児の援助を行いたい者と、援助を受けたい者							
事業概要・効果								
【概要】 育児の援助を行いたい者と、援助を受けたい者からなる相互援助活動の連絡調整を行う。 【効果】 保育施策の補完的な役割を担うなど、子育てと仕事の両立を支援することができる。また、地域における子育て支援を推進することができる。								
事業の必要性								
子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業に位置付けられている。幸手市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱に基づく事業。								
事業実施に当たり 目標とすること		地域の子育ての充実と相互援助活動を推進するための会員を確保する						
成果 指標 1	名称（単位）	ファミリー・サポート・センターの提供会員数(人)						
	指標の説明	ファミリー・サポート・センターの提供会員を確保した累計数						
成果 指標 2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・ 相互援助活動の調整 ・ 講習会の開催 ・ 交流会の開催 ・ ひとり親家庭や生活困窮世帯等への利用料助成の実施について検討						
令和8年度事業計画		・ 相互援助活動の調整 ・ 講習会の開催 ・ 交流会の開催 ・ ひとり親家庭や生活困窮世帯等への利用料助成の実施						
令和9年度事業計画		・ 相互援助活動の調整 ・ 講習会の開催 ・ 交流会の開催 ・ ひとり親家庭や生活困窮世帯等への利用料助成の実施						

事業No.・名	22	児童館管理運営事業	担 当 課	こども支援課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費児童福祉費児童福祉総務費				
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち						
施 策	2	子育て環境の整備	新規・継続の別	継続				
施策の内容	3	地域の子育て環境の充実	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	経常的事務事業				
SDGsとの関連								
事業の対象	地域の児童とその保護者							
事 業 概 要 ・ 効 果								
【概要】 児童の遊びの指導、健康の増進、豊かな情操の育成を図る。 【効果】 施設での遊びから、子どもの自主的、創造的体験を通じて、児童の健全育成及び保護者間の交流を図ることができる。								
事 業 の 必 要 性								
児童福祉法の児童厚生施設であり、幸手市立児童館設置及び管理条例に基づく事業。								
事業実施に当たり 目標とすること		児童の遊びを通し、健康の増進と豊かな情操等の育成を図る						
成果 指標 1	名称（単位）	利用状況（人）						
	指標の説明	児童館利用者数						
成果 指標 2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・ 児童館施設の運営、管理 ・ 児童館事業の実施						
令和8年度事業計画		・ 児童館施設の運営、管理 ・ 児童館事業の実施						
令和9年度事業計画		・ 児童館施設の運営、管理 ・ 児童館事業の実施						

事業No.・名	23	教育指導・支援、アフタースクール事業	担 当 課	学校教育課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	総務費教育総務費教育指導費
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち		
施 策	3	学校教育内容の充実	新規・継続の別	継続
施策の内容	1	確かな学力の育成	補助・単独の別	単独
重点対策プロジェクト	1	住み続けたいまちプロジェクト	事 業 種 類	その他事務事業
SDGsとの関連	4 質の高い教育を みんなに 			
事業の対象	教育指導・支援事業：市内小・中学校アフタースクール事業：市内小学校3年生～6年生			
事業概要・効果				
【概要】 教育指導・支援：児童・生徒の安全の確保や学習の充実および特別支援教育の充実を図るため、市内各小・中学校に教育支援員を配置する。アフタースクール事業：学校教育の基盤の上に放課後の学習機会を提供する。教員OBが講師として支援することで、学習内容の基礎基本の習熟・定着を図る。 【効果】 個に応じた支援を実施することで、学力向上が期待される。また、自己肯定感ややり抜く力といった非認知能力の向上も期待される。				
事業の必要性				
①児童・生徒の安全を確保し、学習の充実等が図れる。 ②基礎基本の定着を図り、きめ細かな教育を実現できる。				
事業実施に当たり 目標とすること		教育指導・支援事業を実施することで、児童・生徒の安全を確保し学習の充実を図る。また、児童・生徒の基礎基本の定着を図り、きめ細やかな教育を実現する		
成果 指標 1	名称（単位）	児童・生徒の意識調査回答割合（わかるまで教えてもらえた児童・生徒の割合）（％）		
	指標の説明	県学力調査質問紙より「先生は、授業やテストで理解していないところや、間違えたところについて、わかるまで教えてくれましたか」教えてくれた、どちらかといえば教えてくれたの割合		
成果 指標 2	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画		①教育支援員の配置 ・実施時期 通年 ・事業ボリューム 31人（クラス等配置29人+スペシャルサポートルーム配置2人） ②アフタースクール講師の配置 ・実施時期 通年 ・事業ボリューム41人		
令和8年度事業計画		①教育支援員の配置 ・実施時期 通年 ・事業ボリューム 42人（クラス等配置30人+スペシャルサポートルーム配置12人） ②アフタースクール講師の配置 ・実施時期 通年 ・事業ボリューム42人		
令和9年度事業計画		①教育支援員の配置 ・実施時期 通年 ・事業ボリューム 32人（クラス等配置24人+スペシャルサポートルーム配置8人） ②アフタースクール講師の配置 ・実施時期 通年 ・事業ボリューム 42人		

事業No.・名	24	日本語指導員配置事業	担 当 課	学校教育課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	総務費教育総務費教育指導費				
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち						
施 策	3	学校教育内容の充実	新規・継続の別	継続				
施策の内容	1	確かな学力の育成	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト	1	住み続けたいまちプロジェクト	事業種類	その他事務事業				
SDGsとの関連	4 質の高い教育を みんなに 							
事業の対象	市内小・中学校児童・生徒のうち、外国語を母語とする児童・生徒							
事業概要・効果								
【概要】 市内小・中学校児童・生徒のうち、外国語を母語とする児童・生徒の学習指導に対応するため日本語指導員を配置し、学力向上を図る。日本語を理解できない市内小・中学校児童・生徒の増加に伴い、教員と連携した学習指導等を行う日本語指導員は必要不可欠になってきている。 【効果】 日本語指導員の配置により、児童・生徒を授業から取り出して、計画的に個人指導、グループ指導を児童・生徒の理解度に合わせ段階的に指導を継続することで、理解力が向上することが見込まれる。								
事業の必要性								
日本語を理解できない市内小・中学校児童・生徒の増加に伴い、教員と連携した学習指導等を行う日本語指導員は必要不可欠である。								
事業実施に当たり 目標とすること		日本語指導員配置事業を実施することで、市内小・中学校児童・生徒のうち外国語を母国語とする児童・生徒の学習指導に対応し、学力向上を図る						
成果 指標 1	名称（単位）	自作アンケート調査（日本語がわかるようになった児童・生徒の割合）（％）						
	指標の説明	質問「あなたは、日本語指導をしてもらって、以前より日本語がわかるようになったと思いますか。」当てはまる、少し当てはまると回答した割合						
成果 指標 2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・日本語指導員の配置3人（年間90日間）						
令和8年度事業計画		・日本語指導員の配置5人（年間90日間）						
令和9年度事業計画		・日本語指導員の配置5人（年間90日間）						

事業No.・名	25	学力向上推進事業	担 当 課	学校教育課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	教育費教育総務費教育指導費				
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち						
施 策	3	学校教育内容の充実	新規・継続の別	継続				
施策の内容	1	確かな学力の育成	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト	1	住み続けたいまちプロジェクト	事業種類	その他事務事業				
SDGsとの関連	4 質の高い教育を みんなに 							
事業の対象	市内小・中学校児童・生徒							
事業概要・効果								
【概要】 ①児童・生徒の学力課題を把握するために市内一斉の学力調査を実施する。（小1～中2） ②公益財団法人 日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（英検）の団体検定料相当額を助成する。（中3） 【効果】 ①学習内容の定着状況を把握することができ、課題に応じた施策を通して学力の向上が図れる。 ②児童・生徒の課題を把握することで、授業内容の見直しや重点化が図れる。 ③学校教育における英語力の向上が図れる。								
事業の必要性								
市内統一の学力調査の実施により学習内容の定着状況を把握することができ、課題に応じた施策を通して学力の向上が図られる。児童・生徒の課題を把握することで、授業内容の見直しや重点化を行うなど、指導の個別化に繋げることが可能となる。また、実用英語技能検定（英検）の団体検定料相当額を助成することで、学校教育における英語力の向上を図ることが可能となる。								
事業実施に当たり 目標とすること		学力向上推進事業を実施することで、学習内容の定着状況を把握し、学力の向上を図る						
成果 指標 1	名称（単位）	授業改善の推進の達成度（ポイント）						
	指標の説明	主体的・対話的で深い学びの視点における授業改善の推進の達成度						
成果 指標 2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・ 幸手市学力調査の実施 小学校：2教科 中学校（1、2年生）：5教科 ・ 実用英語技能検定団体検定料助成制度の運用（市内中1～3年生対象）						
令和8年度事業計画		・ 幸手市学力調査の実施 小学校：2教科 中学校（1、2年生）：5教科 ・ 実用英語技能検定団体検定料助成制度の運用（市内中1～3年生対象）						
令和9年度事業計画		・ 幸手市学力調査の実施 小学校：2教科 中学校（1、2年生）：5教科 ・ 実用英語技能検定団体検定料助成制度の運用（市内中1～3年生対象）						

事業No.・名	26	臨時的任用教員配置事業	担 当 課	学校教育課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	総務費教育総務費教育指導費			
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち					
施 策	3	学校教育内容の充実	新規・継続の別	継続			
施策の内容	1	確かな学力の育成	補助・単独の別	単独			
重点対策プロジェクト	1	住み続けたいまちプロジェクト	事業種類	その他事務事業			
SDGsとの関連	4 質の高い教育を みんなに 						
事業の対象	市内小・中学校児童・生徒						
事業概要・効果							
【概要】 ①年度当初及び年度途中で県費辞令が出るまでの間を市費でつなぎ、教育活動の向上を図る。 ②複式学級解消のため、市費の臨任をあて、教育活動の向上を図る。 【効果】 ①年度当初及び途中での教員、児童・生徒のスムーズな対応が可能となる。 ②複式学級を解消し、教育活動の向上とともに、教員の負担軽減を図ることができる。							
事業の必要性							
本来であれば、県費でまかなうべきところではあるが、教育水準の維持向上のために必要である。							
事業実施に当たり 目標とすること		複式学級解消のため、市費の臨任をあて、教育活動の向上を図る					
成果 指標 1	名称（単位）	配置人数（人）					
	指標の説明	複式学級解消のため、市費の臨任をあて、教育活動の向上を図る					
成果 指標 2	名称（単位）						
	指標の説明						
成果 指標 3	名称（単位）						
	指標の説明						
成果 指標 4	名称（単位）						
	指標の説明						
令和7年度事業計画		・ 臨時的任用教員の配置 7人 ・ 市費任用教員 4人					
令和8年度事業計画		・ 臨時的任用教員の配置 7人 ・ 市費任用教員 5人					
令和9年度事業計画		・ 臨時的任用教員の配置 7人 （学校再編計画により複式予定なしのため、市費任用教員 0）					

事業No.・名	27	コミュニティ・スクール事業	担 当 課	学校教育課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	教育費教育総務費教育指導費			
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち					
施 策	3	学校教育内容の充実	新規・継続の別	継続			
施策の内容	2	豊かな心と健やかな体の育成	補助・単独の別	単独			
重点対策プロジェクト	1	住み続けたいまちプロジェクト	事 業 種 類	その他事務事業			
SDGsとの関連	   						
事業の対象	市内全小・中学校						
事 業 概 要 ・ 効 果							
【概要】 学校運営協議会の熟議（多くの当事者が「熟慮」と「議論」によって問題の解決を目指す対話）を通して、学校と地域の委員が、目標とビジョンを共有し、学校を核とした地域づくりを推進していく。 【効果】 目指す児童・生徒像と学校の実態、プロセスを共有することで、学校と地域が連携して教育活動を推進することができる。多くの目で児童・生徒のよさ、変容に気が付くことができる。							
事 業 の 必 要 性							
学校と地域の連携・協働体制が継続的に確立されることで、地域の特性を生かした学校づくりや課題解決に向けた取組を進めることが期待できる。							
事業実施に当たり 目 標 と す る こ と		コミュニティ・スクール推進事業を実施することで、学校と地域住民が目標やビジョンを共有し、より良い学校づくりをする					
成果 指標 1	名称（単位）	学校運営協議会の実施(回)					
	指標の説明	学校運営協議会の実施回数（各学校年間3回）					
成果 指標 2	名称（単位）						
	指標の説明						
成果 指標 3	名称（単位）						
	指標の説明						
成果 指標 4	名称（単位）						
	指標の説明						
令和7年度事業計画		各学校での学校運営協議会を実施し、学校・家庭・地域とでよりよい学校づくりをする ・学校運営協議会委員謝礼の見直し 1人2000円×12校×14人					
令和8年度事業計画		各学校での学校運営協議会を実施し、学校・家庭・地域とでよりよい学校づくりをする ・学校運営協議会委員謝礼の見直し 1人10,000円×12校×12人					
令和9年度事業計画		各学校での学校運営協議会を実施し、学校・家庭・地域とでよりよい学校づくりをする ・学校運営協議会委員謝礼の見直し 1人10,000円×8校×12人					

事業No.・名	28	スクールサポートスタッフ事業	担 当 課	学校教育課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	教育費教育総務費教育指導費			
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち					
施 策	3	学校教育内容の充実	新規・継続の別	継続			
施策の内容	2	豊かな心と健やかな体の育成	補助・単独の別	補助			
重点対策プロジェクト	1	住み続けたいまちプロジェクト	事業種類	その他事務事業			
SDGsとの関連	   						
事業の対象	市内全小・中学校						
事業概要・効果							
【概要】 教員の業務支援を図り、教員が一層児童・生徒への指導や教材研究等に注力できるように体制を整備することを目的として、地域の人材を配置する。 【効果】 家庭用教材等の印刷、保護者への連絡、健康管理等に係る学級担任等の補助等をスクールサポートスタッフが実施することにより、教職員の業務負担軽減を図ることができる。							
事業の必要性							
教職員の兼務が、社会のニーズにより増加している。教職員の業務負担軽減には必要であり、効果がある。							
事業実施に当たり 目標とすること		スクールサポートスタッフ事業を実施することで、教職員の業務支援を図り、教員が一層児童・生徒への指導や教材研究等に注力できるようにする					
成果 指標 1	名称（単位）	(小学校)勤務時間を除いた在校時間(分)					
	指標の説明	小学校における11月1ヶ月間の1人あたり・1日あたりの勤務時間を除いた平均在校時間					
成果 指標 2	名称（単位）	(中学校)勤務時間を除いた在校時間(分)					
	指標の説明	中学校における11月1ヶ月間の1人あたり・1日あたりの勤務時間を除いた平均在校時間					
成果 指標 3	名称（単位）						
	指標の説明						
成果 指標 4	名称（単位）						
	指標の説明						
令和7年度事業計画		・スクールサポート スタッフの配置 12名					
令和8年度事業計画		・スクールサポート スタッフの配置 12名					
令和9年度事業計画		・スクールサポート スタッフの配置 8名					

事業No.・名	29	体力向上推進事業	担 当 課	学校教育課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	教育費教育総務費体力向上推進費				
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち						
施 策	3	学校教育内容の充実	新規・継続の別	継続				
施策の内容	4	指導体制の充実	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト			事業種類	その他事務事業				
SDGsとの関連								
事業の対象	市内全小・中学校							
事業概要・効果								
【概要】 児童・生徒の実態から、小学校における重点目標・中学校における重点目標を設定し、体力の向上を推進する。 【効果】 市内体育主任、養護教諭代表、学校栄養職員代表から、調査研究部（新体力テスト分析）、保健調査部（生活実態調査）、授業研究部（幸手市体力向上委嘱校の取組分析）、広報活動部（広報誌発行）の4つの部会を組織し、運営することで体力の向上が図れる。								
事業の必要性								
児童・生徒の体力は、向上傾向にあるものの、生活全体から日常的な身体活動が減少し、運動する子とそうでない子の二極化の傾向が大きくなってきている。本事業をとおして、健康で豊かなスポーツライフを実現するために、授業や体育的活動行事、運動部活動の充実を図り運動習慣を身に付けさせることが期待できる。								
事業実施に当たり目標とすること		体力の向上とともに、運動好きな児童・生徒の育成を図り、豊かなスポーツライフの構築を目指す						
成果指標1	名称（単位）	新体力テストの5段階絶対評価で上位3ランク（ABC）の生徒の割合（％）						
	指標の説明	新体力テスト評価（小学校）						
成果指標2	名称（単位）	新体力テストの5段階絶対評価で上位3ランク（ABC）の生徒の割合（％）						
	指標の説明	新体力テスト評価（中学校）						
成果指標3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		市内体育主任、養護教諭代表、学校栄養職員代表から、調査研究部（新体力テスト分析）、保健調査部（生活実態調査）、授業研究部（幸手市体力向上委嘱校の取組分析）、広報活動部（広報誌発行）の4つの部会を組織し、運営することで体力の向上を図る						
令和8年度事業計画		市内体育主任、養護教諭代表、学校栄養職員代表から、調査研究部（新体力テスト分析）、保健調査部（生活実態調査）、授業研究部（幸手市体力向上委嘱校の取組分析）、広報活動部（広報誌発行）の4つの部会を組織し、運営することで体力の向上を図る						
令和9年度事業計画		市内体育主任、養護教諭代表、学校栄養職員代表から、調査研究部（新体力テスト分析）、保健調査部（生活実態調査）、授業研究部（幸手市体力向上委嘱校の取組分析）、広報活動部（広報誌発行）の4つの部会を組織し、運営することで体力の向上を図る						

事業No.・名	30	外国青年招致事業	担 当 課	学校教育課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	教育費教育総務費教育指導費				
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち						
施 策	3	学校教育内容の充実	新規・継続の別	継続				
施 策 の 内 容	4	指導体制の充実	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業				
SDGsとの関連	4 質の高い教育を みんなに 							
事業の対象	市内小・中学校児童・生徒							
事業概要・効果								
【概要】 市内各小・中学校にALTを派遣することで、児童・生徒が本物に触れ、英語に対する興味関心が高まり、国際理解教育への効果も高まる。小学校の外国語活動、外国語科が必修化されたことで、ますます主体的・対話的で深い学びの実現に向けてALTは必要不可欠である。 【効果】 ALTとのコミュニケーション活動や授業を継続して行うことで、本物の英語に慣れ親しみ、グローバル社会で生き抜くための素地となる。英語への興味関心が高まり、主体的にALTと接することができるようになる。								
事業の必要性								
市内各小・中学校にALTを派遣することで、児童・生徒が本物に触れ、英語に対する興味関心が高まり、国際理解教育への効果も高まる。小学校の外国語科が必修化されたことで、ますます、主体的・対話的で深い学びの実現に向けてALTは必要不可欠である。								
事業実施に当たり 目標とすること		外国青年招致事業を実施することで、児童・生徒のネイティブの英語に対する興味関心を高め、国際理解教育への効果も高める						
成果 指標 1	名称（単位）	児童・生徒の意識調査（英語が好きな生徒の割合）（％）						
	指標の説明	県学力調査質問紙「教科でどれが好きですか。」による英語が好きと答えた生徒の割合						
成果 指標 2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・ALTの配置 8人 【内訳】 JET 3人 派遣 5人						
令和8年度事業計画		・ALTの配置 8人 【内訳】 JET 3人 派遣 5人						
令和9年度事業計画		・ALTの配置 8人 【内訳】 JET 3人 派遣 5人						

事業No.・名		31	教育相談事業		担 当 課	学校教育課		
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画					予 算 科 目	教育費教育総務費教育指導費		
政 策	策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち					
施 策	策	3	学校教育内容の充実		新規・継続の別	継続		
施策の内容		5	教育相談の充実		補助・単独の別	補助		
重点対策プロジェクト		1	住み続けたいまちプロジェクト		事 業 種 類	その他事務事業		
SDGsとの関連		4 質の高い教育を みんなに 						
事業の対象		市内小・中学校児童・生徒						
事業概要・効果								
【概要】 市内小・中学校では、不登校やいじめをはじめとする悩みを抱える児童・生徒が在籍している。また、学校不適応児童・生徒も増加傾向にあることを鑑み、幸手市さわやか相談員等の相談業務に携わる人員を配置する。 【効果】 市内小・中学校では、不登校やいじめをはじめとする悩みを抱える児童・生徒や、学校不適応児童・生徒に対し、市内各中学校に常駐の相談員、及び小・中学校を巡回する相談員により、相談業務を行い、児童・生徒の不登校率を減らす。								
事業の必要性								
市内小・中学校では、不登校やいじめをはじめとする悩みを抱える児童・生徒が在籍している。また、昨今、学校不適応児童・生徒も増加していることを鑑み、幸手市さわやか相談員等の相談業務に携わる人員の配置は必要不可欠である。								
事業実施に当たり 目標とすること		教育相談事業を実施することで、小・中学校児童の相談業務を行い、市内児童・生徒の健全育成を図る						
成果 指標 1	名称（単位）	いじめの解消率(%)						
	指標の説明	年間で学校がいじめと認知した数から解消率をみる						
成果 指標 2	名称（単位）	100人当たりの不登校児童数(人)						
	指標の説明	小学校における不登校児童数						
成果 指標 3	名称（単位）	100人当たりの不登校生徒数(人)						
	指標の説明	中学校における不登校生徒数						
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・さわやか相談員の配置 3人 ・ふれあい相談員の配置 4人（4H×5日×2人、4H×2日×2人） ・オンラインによる相談・支援						
令和8年度事業計画		・さわやか相談員の配置 3人 ・ふれあい相談員の配置 12人（4H×5日） ・オンラインによる相談・支援						
令和9年度事業計画		・さわやか相談員の配置 3人 ・ふれあい相談員の配置 8人（4H×5日） ・オンラインによる相談・支援						

事業No.・名		32	心すこやか支援室運営事業		担 当 課	学校教育課		
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画					予 算 科 目	教育費教育総務費教育指導費		
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち						
施 策	3	学校教育内容の充実			新規・継続の別	継続		
施策の内容	5	教育相談の充実			補助・単独の別	単独		
重点対策プロジェクト	1	住み続けたいまちプロジェクト			事業種類	その他事務事業		
SDGsとの関連	4 質の高い教育を みんなに 							
事業の対象		心すこやか支援室に通う市内児童・生徒						
事業概要・効果								
【概要】 市内小・中学校では、不登校や、いじめをはじめとする悩みを抱える児童・生徒が在籍している。その中で、学校に通いたくても通うことができない児童・生徒や、保護者に対して相談業務を行ったり、不登校傾向にある児童・生徒に学習支援を行う施設。 【効果】 学校に通いたくても通うことができない児童・生徒の学級復帰及び社会的自立を目指して支援し、十分な心の休養を心すこやか支援員と共にとり、学校へ再び行こうとする前向きな気持ちを育てる。								
事業の必要性								
市内小・中学校では、不登校や、いじめをはじめとする悩みを抱える児童・生徒が、増加傾向にある。学校に通いたくても精神的に通うことができない児童・生徒に対して相談業務及び学習支援を行うとともに、児相生徒及びその保護者からの相談できる場所として、必要不可欠である。								
事業実施に当たり 目標とすること		個別の教育相談事業を実施することで、小・中学校児童・生徒の学級復帰及び社会的自立、心の休養を図る						
成果 指標 1	名称（単位）	改善が図られた割合（％）						
	指標の説明	心すこやか支援室への通級を通して生活リズムや学習習慣が整うなど、社会的自立に向けての改善が見られた割合						
成果 指標 2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・教育相談員の配置 1人 ・心すこやか支援員の配置 4人 ・臨床心理士による相談等の実施（年間24回分）						
令和8年度事業計画		・教育相談員の配置 1人 ・心すこやか支援員の配置 4人 ・臨床心理士による相談等の実施（年間48回分） ・施設の整備（エアコン購入）						
令和9年度事業計画		・教育相談員の配置 1人 ・心すこやか支援員の配置 4人 ・臨床心理士による相談等の実施（年間48回分）						

事業No.・名	33	校務用コンピュータ推進事業	担 当 課	教育総務課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	教育費教育総務費事務局費
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち		
施 策	4	学校教育環境の整備	新規・継続の別	継続
施 策 の 内 容	1	総合的な教育行政の推進	補助・単独の別	単独
重点対策プロジェクト	1	住み続けたいまちプロジェクト	事 業 種 類	その他事務事業
SDGsとの関連	4 質の高い教育を みんなに 			
事業の対象	児童・生徒及び教職員等			
事 業 概 要 ・ 効 果				
【概要】全ての教職員に校務パソコンを整備するとともに、児童・生徒の出欠や成績管理等の情報を一元管理する統合型校務支援システムを整備し、幸手市教育委員会と市内小・中学校を同一ネットワークに接続させて情報共有を図る。 【効果】校務の電算化を進めることで、教職員の業務負担が軽減される。これにより、児童・生徒一人ひとりに向き合う時間が創出され、より深い学びに向けた学習活動を行うことが出来る。さらに統合型校務支援システムを整備することにより、児童・生徒の様々な情報を校内及び学校間で情報共有できるとともに、教職員間の情報共有も図られる。また、校務用PCとGIGAタブレット端末を統合することで、教職員の更なる負担軽減が図られる。				
事 業 の 必 要 性				
教職員の働き方改革が国の課題としても取り上げられている。児童・生徒の更なる学力向上には、優れた教職員の配置も重要な要因の一つであり、校務の負担を軽減し、より深い学びに向けた学習活動を創出するためにも校務のICT化は必要である。				
事業実施に当たり 目 標 と す る こ と	引き続き、校務の電子化を図り教職員の業務負担を軽減するとともに、児童・生徒の学校生活状況や成績情報をシステムで一元管理し、市内学校間及び教育委員会との情報共有が容易にできるようにする			
成果 指標 1	名称（単位）	整備校（校）		
	指標の説明	校務用パソコン及び統合型校務支援システムを整備した学校		
成果 指標 2	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画	・ 現契約終了後に向けた検討・更新作業 ・ 校務用コンピュータ賃貸借（校務用PC、統合型校務支援システム）			
令和8年度事業計画	・ 校務用コンピュータ賃貸借（校務用PC、統合型校務支援システム）			
令和9年度事業計画	・ 校務用コンピュータ賃貸借（校務用PC、統合型校務支援システム）			

事業No.・名	34	教育用コンピュータ推進事業	担 当 課	教育総務課								
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	教育費小学校費 中学校費学校管理費								
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち										
施 策	4	学校教育環境の整備	新規・継続の別	継続								
施 策 の 内 容	1	総合的な教育行政の推進	補助・単独の別	補助								
重点対策プロジェクト	1	住み続けたいまちプロジェクト	事 業 種 類	その他事務事業								
SDGsとの関連												
事業の対象	児童・生徒及び教職員等											
事業概要・効果												
【概要】 国が進めるGIGAスクール構想の実現に向けた必要な機器等の整備を行う。 【効果】 多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できるとともに、協働的な学びを実現する。												
事業の必要性												
GIGAスクール構想は、全国的な取組であり、時代に即応した人材を育成するためにも学習に必要なICT機器等の整備が必要である。												
事業実施に当たり目標とすること		子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成するとともに、協働的な学びを実現するために必要なハードやソフトを引き続き整備する										
成果指標1	名称（単位）	学習支援ソフトの整備（校）										
	指標の説明	学習支援ソフトを整備した学校										
成果指標2	名称（単位）	大型提示装置の整備（台）										
	指標の説明	大型提示装置を整備した台数										
成果指標3	名称（単位）	校内LAN環境の整備（校）										
	指標の説明	高速大容量通信に対応した校内LAN環境の整備										
成果指標4	名称（単位）	タブレット端末の整備（校）										
	指標の説明	全ての児童・生徒に一人1台のタブレット端末を整備										
令和7年度事業計画		・教育用インターネット 回線 12校 ・Webフィルタリング ・学習支援ソフト（ICT支援員含む） ・GIGAタブレット更新に向けた検討										
令和8年度事業計画		・GIGAタブレット端末リース ・教育用インターネット 回線 12校 ・Webフィルタリング ・学習支援ソフト（ICT支援員含む） ・大型提示装置										
令和9年度事業計画		・GIGAタブレット端末リース ・教育用インターネット 回線 9校 ・Webフィルタリング ・学習支援ソフト（ICT支援員含む） ・大型提示装置										

事業No.・名	36	校舎・体育館大規模改修等事業	担 当 課	教育総務課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	教育費小学校費 中学校費学校建設費				
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち						
施 策	4	学校教育環境の整備	新規・継続の別	継続				
施 策 の 内 容	2	学校施設の整備・改修	補助・単独の別	補助				
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	普通建設事業				
SDGsとの関連								
事業の対象	児童・生徒及び教職員等							
事 業 概 要 ・ 効 果								
【概要】 老朽化した校舎及び体育館（屋根、外壁、床、建具（窓サッシ等）、受変電設備等）の大規模改修、エアコン設置及び照明器具のLED化の検討・実施する。 【効果】 経年劣化による不具合・故障により児童・生徒の学校生活に支障が生じるのを防ぐとともに、児童・生徒の安全確保・教育環境の向上を図る。								
事 業 の 必 要 性								
学校施設で生活する児童・生徒や教職員等の安全にかかわる事業であり、計画的な維持修繕により質の高い教育環境を提供することにつながる。また、学校施設を長期的に使用していくためには30年周期を目安に大規模改修を行う必要がある。								
事業実施に当たり 目 標 と す る こ と		大規模改修の実施に当たっては様々な改修方法を研究し、費用対効果に配慮した上で最善の施工方法を選択し、計画的に事業を実施する。						
成果 指標 1	名称（単位）	体育館を長寿命化した学校数(校)						
	指標の説明	体育館について長寿命化工事を実施した学校数						
成果 指標 2	名称（単位）	大規模改修を実施した学校数(校)						
	指標の説明	校舎について大規模改修を実施した学校数						
成果 指標 3	名称（単位）	トイレを洋式化した学校数(校)						
	指標の説明	学校のトイレについて洋式化を実施した学校数						
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・体育館大規模改修工事・監理（上高野小学校、東中学校）						
令和8年度事業計画		・設計						
令和9年度事業計画		・設計 ・工事、工事監理						

事業No.・名	35	小・中学校学校再編事業	担 当 課	教育総務課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	教育費教育総務費事務局費				
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち						
施 策	4	学校教育環境の整備	新規・継続の別	継続				
施策の内容	1	総合的な教育行政の推進	補助・単独の別	補助				
重点対策プロジェクト	1	住み続けたいまちプロジェクト	事業種類	その他事務事業				
SDGsとの関連	4 質の高い教育を みんなに 							
事業の対象	全市民							
事業概要・効果								
【概要】 東中学校に義務教育学校を開校すること、及びさかえ小学校を上高野小学校に統合に向けて、準備委員会や専門部会を開催するとともに、学校施設整備を行う。 【効果】 子どもたちがいきいき育ち、子どもたちにとってより良い教育環境を整備する。								
事業の必要性								
児童・生徒数の減少が加速化しており、「幸手市立小・中学校適正規模・適正配置等に関する基本方針」に基づいて、早急により良い教育環境を整備する。								
事業実施に当たり 目標とすること		学校再編に向けて準備委員会・専門部会を開催するとともに、それぞれ必要な手続きを行い令和9年4月1日の開校に向けて準備を整える						
成果 指標 1	名称（単位）	教育審議会会議(回)						
	指標の説明	教育審議会会議						
成果 指標 2	名称（単位）	準備委員会(回)						
	指標の説明	準備委員会の開催						
成果 指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・ 準備委員会 ・ 東中学校敷地測量等業務 ・ 東中学校校舎増築等工事設計業務 ・ 上高野小学校校舎等改修工事及び監理業務						
令和8年度事業計画		・ 準備委員会 ・ 東中学校校舎増築等工事及び監理業務 ・ 統合（引っ越し）作業 ・ スクールバス運行準備						
令和9年度事業計画		・ 東小中学校（義務教育学校）開校 ・ 上高野小学校・さかえ小学校統合						

事業No.・名	37	学校給食費補助事業	担 当 課	教育総務課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	教育費教育総務費保健給食費			
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち					
施 策	4	学校教育環境の整備	新規・継続の別	継続			
施 策 の 内 容	3	安全で安心な学校給食の運営	補助・単独の別	単独			
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業			
SDGsとの関連	   						
事業の対象	児童・生徒及びその保護者						
事業概要・効果							
【概要】 児童・生徒が2人以上いる保護者に対し、2人目以降の学校給食費の保護者負担分を補助する。2人目は1/2、3人目以降は全額を補助する。 【効果】 保護者の経済的負担を軽減することができる。							
事業の必要性							
保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進することができる。							
事業実施に当たり 目 標 と す る こ と	2人目以降の学校給食に係る経費の保護者負担分を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減し子育て支援の推進を図る						
成果 指標 1	名称（単位）	補助世帯数(件)					
	指標の説明	補助世帯数（支給児童・生徒数）					
成果 指標 2	名称（単位）	児童・生徒数(人)					
	指標の説明	補助対象児童・生徒数					
成果 指標 3	名称（単位）						
	指標の説明						
成果 指標 4	名称（単位）						
	指標の説明						
令和7年度事業計画	① 2子3子補助金 ・ 交付申請・交付決定・前期補助金交付・変更交付決定・後期補助金交付						
令和8年度事業計画							
令和9年度事業計画							

事業No.・名	38	学校給食調理業務委託事業	担 当 課	教育総務課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	教育費教育総務費保健給食費			
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち					
施 策	4	学校教育環境の整備	新規・継続の別	継続			
施策の内容	3	安全で安心な学校給食の運営	補助・単独の別	単独			
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業			
SDGsとの関連							
事業の対象	児童・生徒及び教職員等						
事 業 概 要 ・ 効 果							
【概要】 小・中学校の単独自校方式による給食調理業務を民間委託で実施する。令和9年度に予定している学校再編により、契約年数を2年間（令和7年度、令和8年度）とした。 【効果】 給食業務のうち調理業務を委託することにより、コストの削減及び運営が適正化される。							
事 業 の 必 要 性							
給食業務のうち調理業務を委託することにより、コストの削減及び運営を適正化する必要がある。							
事業実施に当たり 目標とすること		給食業務のコスト削減及び運営を適正化する					
成果 指標 1	名称（単位）	実施校（校）					
	指標の説明	委託実施校数					
成果 指標 2	名称（単位）						
	指標の説明						
成果 指標 3	名称（単位）						
	指標の説明						
成果 指標 4	名称（単位）						
	指標の説明						
令和7年度事業計画		学校給食調理業務委託 ①幸手小・権現堂川小・幸手中 ②上高野小・八代小・さくら小 ③吉田小・行幸小・西中 ④さかえ小・長倉小・東中					
令和8年度事業計画		学校給食調理業務委託 ①幸手小・権現堂川小・幸手中 ②上高野小・八代小・さくら小 ③吉田小・行幸小・西中 ④さかえ小・長倉小・東中					
令和9年度事業計画		学校給食調理業務委託 ※学校再編に伴い、学校の組み合わせ要検討					

事業No.・名	39	学校給食費無償化事業	担 当 課	教育総務課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	教育費教育総務費保健給食費				
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち						
施 策	4	学校教育環境の整備	新規・継続の別	新規				
施 策 の 内 容	3	安全で安心な学校給食の運営	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業				
SDGsとの関連								
事業の対象	児童・生徒及び保護者							
事 業 概 要 ・ 効 果								
【概要】 市内小・中学校に在籍する児童・生徒の学校給食費を無償化し、保護者から徴収しない。 【効果】 物価高騰などによる保護者の負担を軽減し、子育てしやすいまちに近づく。学校給食費を徴収する手間をなくし、教職員の働き方改革を進めることができる。								
事 業 の 必 要 性								
物価高騰などによる保護者の負担を軽減するため。また、県内の複数の自治体でも給食費の無償化が始まってきており、できるだけ早い段階で始めたい。								
事業実施に当たり 目標とすること		学校給食費を無償化する						
成果 指標 1	名称（単位）	実施校（校）						
	指標の説明	学校給食無償化実施校数						
成果 指標 2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・ 学校給食費の無償化の準備						
令和8年度事業計画		・ 学校給食費の無償化の実施 ・ 食材の購入手続き及び各校への納品の手配						
令和9年度事業計画		・ 学校給食費の無償化の実施 ・ 食材の購入手続き及び各校への納品の手配						

事業No.・名	40	就学援助・特別支援教育奨励事業	担 当 課	学校教育課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	教育費教育総務費扶助費				
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち						
施 策	4	学校教育環境の整備	新規・継続の別	継続				
施策の内容	4	就学・進学の支援	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業				
SDGsとの関連	  							
事業の対象	市内の小・中学校に通学している児童・生徒の保護者および就学予定児童の保護者で世帯の所得が一定額以下の人							
事業概要・効果								
【概要】 経済的理由等により、就学困難な義務教育児童・生徒及び就学予定児童の保護者に対して、義務教育の円滑な実施を図るために援助を行う。 【効果】 義務教育を円滑に実施できる。								
事業の必要性								
教育基本法第4条による「教育の機会均等」において、就学援助費事務取扱要綱、特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料に基づき、経済的理由等により、就学困難な義務教育児童・生徒及び就学予定児童の保護者に援助を行うことにより、当該児童・生徒及び就学予定者に係る就学の充実を図ることができる。								
事業実施に当たり目標とすること		該当する児童・生徒及び就学予定者の保護者に対して、適切な援助を実施する						
成果指標 1	名称（単位）	就学援助認定者数(人)						
	指標の説明	児童・生徒数、就学予定児童数						
成果指標 2	名称（単位）	就学援助費(千円)						
	指標の説明	学校給食費、学用品費等援助費						
成果指標 3	名称（単位）	特別支援教育奨励費認定者数(人)						
	指標の説明	児童・生徒数、就学予定児童数						
成果指標 4	名称（単位）	特別支援教育奨励費(千円)						
	指標の説明	学用品費等奨励費						
令和7年度事業計画		・ 就学援助認定者見込人数 502人 ・ 特別支援教育奨励費認定見込人数 60人						
令和8年度事業計画		・ 就学援助認定者見込人数 502人 ・ 特別支援教育奨励費認定見込人数 60人						
令和9年度事業計画		・ 就学援助認定者見込人数 502人 ・ 特別支援教育奨励費認定見込人数 60人						

事業No.・名	41	入学準備金貸付事業	担 当 課	学校教育課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	総務費教育総務費入学準備金貸付費				
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち						
施 策	4	学校教育環境の整備	新規・継続の別	継続				
施策の内容	4	就学・進学の支援	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業				
SDGsとの関連	  							
事業の対象	高等学校・大学・専修学校等に入学を希望する者の保護者							
事業概要・効果								
【概要】 経済的理由により就学困難な生徒の就学機会を確保するため、高等学校・大学・専修学校への入学を希望する保護者に対し、入学準備金の貸付を行う。 【効果】 入学準備金の調達が困難な者にも「等しく教育を受ける機会を与える」という目的が達成され得る。								
事業の必要性								
経済的理由により就学困難な生徒の就学機会を確保するため、幸手市入学準備金貸付条例の規定に基づき実施する必要がある。 学生本人に対し貸付を行う奨学金制度は国や県で行われているが、学生の保護者に対し入学前に貸付を行う制度は市町村が行うもの以外に存在しない。								
事業実施に当たり目標とすること		必要としている家庭へ周知されるよう、確実に制度のお知らせを行い、適切に貸付を行う						
成果指標 1	名称（単位）	貸付件数(件)						
	指標の説明	入学準備金の貸付を行った件数						
成果指標 2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・経済的理由により就学困難な生徒の就学機会を確保するため、高等学校・大学・専修学校への入学を希望する保護者に対して、入学準備金の貸付を行う						
令和8年度事業計画		・経済的理由により就学困難な生徒の就学機会を確保するため、高等学校・大学・専修学校への入学を希望する保護者に対して、入学準備金の貸付を行う						
令和9年度事業計画		・経済的理由により就学困難な生徒の就学機会を確保するため、高等学校・大学・専修学校への入学を希望する保護者に対して、入学準備金の貸付を行う						

事業No.・名	42	部活動地域移行事業	担 当 課	学校教育課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	教育費教育総務費教育指導費				
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち						
施 策	4	学校教育環境の整備	新規・継続の別	継続				
施策の内容	5	地域との交流の推進	補助・単独の別	補助				
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業				
SDGsとの関連	4 質の高い教育を みんなに							
事業の対象	市内中学校生徒							
事業概要・効果								
【概要】 地域クラブ活動を段階的に整備・充実することにより、中学校部活動や習い事に加えて、生徒が多様なスポーツ・文化芸術活動を自ら選択できる環境を提供する。まずは、休日は地域クラブ活動を基本とし、平日は学習指導要領の趣旨を踏まえ、中学校部活動を継続する。 【効果】 新たな地域クラブ活動、もしくは、従来からあるクラブやサークル、習い事といった選択肢の中で、生徒が自由に選んで活動できるようにする。また、教師の部活動への関与について改善し、時間外在校時間を改善する。								
事業の必要性								
進展する少子化や学校の働き方改革を背景に、従来の部活動を実施・運営することが困難になりつつある。また、「埼玉県地域クラブ活動の整備・充実に係る方針」により、令和7年度までを「活動環境整備期間」とし、令和9年度から令和10年度を「活動環境定着期間」とすることが求められている。								
事業実施に当たり目標とすること		国、県の方針に従い、まずは、休日の学校部活動について多くの関係者が連携・協働するなど地域連携を進めると共に、地域の実態に応じた地域クラブ活動への移行に向け、段階的な環境を整備する。						
成果指標 1	名称（単位）	部活動指導員の配置人数(人)						
	指標の説明	部活動指導員を配置し、技能指導を向上しつつ、教員の負担軽減を図る。						
成果指標 2	名称（単位）	A校教員平均在校時間の前年比縮減率(%)						
	指標の説明	教員の1人1日あたりの休日平均在校等時間の改善（11月勤務状況調査）を図る。						
成果指標 3	名称（単位）	B校教員平均在校時間の前年比縮減率(%)						
	指標の説明	教員の1人1日あたりの休日平均在校等時間の改善（11月勤務状況調査）を図る。						
成果指標 4	名称（単位）	C校教員平均在校時間の前年比縮減率(%)						
	指標の説明	教員の1人1日あたりの休日平均在校等時間の改善（11月勤務状況調査）を図る。						
令和7年度事業計画		・部活動指導員の配置（幸手中、東中、西中） ・休日の地域クラブ活動の実証事業を行い、活動環境の整備を進める ・部活動検討協議会委員報償（6800円×10人×3回=204000円）						
令和8年度事業計画		・部活動指導員の配置（幸手中、東中、西中） ・地域の実態に応じて、休日の地域クラブ活動を段階的に拡大し、定着を図る ・部活動検討協議会委員報償（6800円×10人×5回=340000円）						
令和9年度事業計画		・部活動指導員の配置（幸手中、東中、西中） ・地域の実態に応じて、休日の地域クラブ活動を段階的に拡大し、定着を図る ・部活動検討協議会委員報償（6800円×10人×3回=340000円）						

事業No.・名	43	二十歳を祝う会開催事業	担 当 課	社会教育課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	教育費社会教育費社会教育総務費				
政 策	1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち						
施 策	5	青少年の健全な育成	新規・継続の別	継続				
施策の内容	1	青少年活動の充実	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	経常的事務事業				
SDGsとの関連								
事業の対象	年度内に20歳になる幸手市在住の者							
事 業 概 要 ・ 効 果								
【概要】 二十歳の門出を祝福するとともに、故郷を再認識し、地域に貢献できる人づくりをするために幸手市二十歳を祝う会を開催する。 【効果】 毎年、二十歳となる対象者で構成する実行委員会が式典の運営を担っており、実行委員自らが目標の設定及び企画、運営することで責任感を醸成する機会となっている。								
事 業 の 必 要 性								
二十歳の門出を祝福し、故郷を再認識するだけでなく、若い世代のボランティア意識、地域貢献への関心を促す啓発の役割も果たしている。								
事業実施に当たり 目標とすること		二十歳の門出を市全体で祝い、義務と権利、社会貢献、郷土愛を自覚できる催しとなっている						
成果 指標 1	名称（単位）	出席率（%）						
	指標の説明	対象者から出席者の割合を算出						
成果 指標 2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・ 実行委員会（10回） ・ 二十歳を祝う会開催（式典、アトラクション）						
令和8年度事業計画		・ 実行委員会（10回） ・ 二十歳を祝う会開催（式典、アトラクション）						
令和9年度事業計画		・ 実行委員会（10回） ・ 二十歳を祝う会開催（式典、アトラクション）						

事業No.・名		44	放課後子ども教室実施事業		担 当 課		社会教育課	
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画					予 算 科 目		教育費社会教育費社会教育総務費	
政 策		1	子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち					
施 策		5	青少年の健全な育成		新規・継続の別		継続	
施策の内容		1	青少年活動の充実		補助・単独の別		単独	
重点対策プロジェクト					事業種類		経常的事務事業	
SDGsとの関連		 						
事業の対象		市内小学生						
事業概要・効果								
【概要】 小学生を対象に、放課後を活用して地域指導者の協力のもと、スポーツ・文化などさまざまな体験の場を設け、知識・体力の向上を図るとともに、地域の交流を深める。 【効果】 異年齢の子どもたちの交流、地域住民との交流が図られ、学校教育とは異なる自由闊達な成長が期待できる。地域住民は趣味を生かした地域貢献をすることで、学習成果を生かす「学びの循環」に寄与できる。								
事業の必要性								
放課後を活用して子どもたちに多様な学びの場を提供するとともに、子どもと地域住民との交流が図れる。								
事業実施に当たり目標とすること		放課後を活用して、子どもたちに安心して過ごせる交流の場を提供し、自由闊達な成長を促す学びの場となるように工夫する						
成果指標1	名称（単位）	実施教室数(教室)						
	指標の説明	実施教室数						
成果指標2	名称（単位）	放課後子ども教室の指導者数(人)						
	指標の説明	放課後子ども教室の指導者数						
成果指標3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・放課後子ども教室の実施						
令和8年度事業計画		・放課後子ども教室の実施						
令和9年度事業計画		・放課後子ども教室の実施						

事業No.・名	45	子ども大学さって開催事業	担 当 課	社会教育課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	教育費社会教育費社会教育総務費			
政 策	1	子どもがいいきと育ち、子育てしやすいまち					
施 策	5	青少年の健全な育成	新規・継続の別	継続			
施 策 の 内 容	1	青少年活動の充実	補助・単独の別	単独			
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	経常的事務事業			
SDGsとの関連	 4 質の高い教育を みんなに  17 パートナリプで 目標を達成しよう						
事業の対象	市内の小学3年生～6年生						
事 業 概 要 ・ 効 果							
【概要】 日本保健医療大学や幸手青年会議所などと連携し、子どもの知的好奇心や探求心を育み、郷土への親しみ、関心を高める講座を開催する。 【効果】 地域の教育資源（施設、人材等）を活かして、地域で地域の子どもの育むしくみを創出している。小学生は学校生活では得られない専門的な講義を受けるとともに、他学校児童との交流が行われている。							
事 業 の 必 要 性							
子どもの学ぶ力や生きる力を育むとともに、地域の大学、専門機関、企業などと連携した事業であり、今後の生涯学習の担い手の発掘、育成につながる重要な役割を果たしている。							
事業実施に当たり 目標とすること	地域にある大学や専門機関などと連携し、学校では学ぶことができない専門的授業を実施する						
成果 指標 1	名称（単位）	参加人数(人)					
	指標の説明	参加人数					
成果 指標 2	名称（単位）						
	指標の説明						
成果 指標 3	名称（単位）						
	指標の説明						
成果 指標 4	名称（単位）						
	指標の説明						
令和7年度事業計画	- 子ども大学開催（4回） - 地域の大学等と連携した取り組みの実施						
令和8年度事業計画	- 子ども大学開催（4回） - 地域の大学等と連携した取り組みの実施						
令和9年度事業計画	- 子ども大学開催（4回） - 地域の大学等と連携した取り組みの実施						

政 策 2

市民が学び、市民が活躍できるまち【協働・文化・人権】

事業No.・名	46	市民協働事業推進協力報償金支給事業	担 当 課	くらし防災課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	総務費総務管理費自治振興費				
政 策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち						
施 策	1	市民との協働の推進	新規・継続の別	継続				
施 策 の 内 容	1	協働体制の整備	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト	4	ともに取り組むまちプロジェクト	事 業 種 類	その他事務事業				
SDGsとの関連	17 パートナーシップで目標を達成しよう 							
事業の対象	市内105行政区							
事 業 概 要 ・ 効 果								
【概要】 市との協働事業を推進する活動（クリーン作戦等、市及び関係機関が主催、共催又は後援する事業等への参加促進）を行う行政区に対し、市民協働事業推進協力報償金を支給する。 【効果】 行政区と市との協働事業を推進することができる。								
事 業 の 必 要 性								
行政区と市の協働体制を維持・促進するため、行政区が行う活動（①市及び関係機関の発行物の配布、②市及び関係機関が主催、共催又は後援する事業等への参加促進、③地域の課題解決のための市との協働）に対して報償金を支給し活動の充実を図る必要がある。								
事業実施に当たり目標とすること		市民協働事業推進協力報償金を各行政区に支給し、地域の課題と活性化に行政と住民とが協働して取り組めるまちづくりを目指す						
成果指標 1	名称（単位）	住民や市民活動団体など市民との協働事業の年間件数(件)						
	指標の説明	住民や市民活動団体など市民との協働事業を行った年間の件数						
成果指標 2	名称（単位）	クリーン作戦（大島新田・行幸湖）の参加人数※1回当たり参加人数（平均値）（人）						
	指標の説明	クリーン作戦（大島新田・行幸湖）に参加した人数（1回当たりの平均値）						
成果指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・市民協働事業推進協力報償金支給事業						
令和8年度事業計画		・市民協働事業推進協力報償金支給事業						
令和9年度事業計画		・市民協働事業推進協力報償金支給事業						

事業No.・名	47	市制施行40周年記念事業	担 当 課	政策課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	総務費総務管理費企画費
政 策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち		
施 策	1	市民との協働の推進	新規・継続の別	新規
施 策 の 内 容	3	連携によるまちづくり	補助・単独の別	単独
重点対策プロジェクト	4	ともに取り組むまちプロジェクト	事 業 種 類	その他事務事業
SDGsとの関連	 			
事業の対象	全市民			
事業概要・効果				
【概要】 幸手市は令和8年10月1日に市制施行40周年を迎えるため、記念事業を実施する。 【効果】 市民と行政が一体となり市制施行40周年を祝うことで、市の魅力を再認識し、市の更なる発展の契機とする。				
事業の必要性				
市制施行記念事業は、地域の歴史や文化を振り返り、市民の絆を深める重要な機会であり、市制施行からの歩みを共有することで、地域のアイデンティティを再確認し、次世代への継承を促進する。また、地域活性化や観光振興にも寄与し、住民の誇りを醸成し、地域の発展に向けた新たな一歩を踏み出す契機となることから、実施が必要である。				
事業実施に当たり 目標とすること		市民と行政が一体となり市制施行40周年を祝うことで、市の魅力を再認識し、市の更なる発展の契機とする。		
成果 指標 1	名称（単位）	記念事業の実施（％）		
	指標の説明	記念事業の実施状況		
成果 指標 2	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画		・ 記念事業推進体制の構築 ・ 事業計画の策定		
令和8年度事業計画		・ 記念事業の実施		
令和9年度事業計画				

事業No.・名	48	コミュニティセンター管理運営事業	担 当 課	くらし防災課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	総務費総務管理費自治振興費			
政 策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち					
施 策	2	コミュニティ活動の支援	新規・継続の別	継続			
施策の内容	1	コミュニティ活動の推進	補助・単独の別	単独			
重点対策プロジェクト	4	ともに取り組むまちプロジェクト	事業種類	維持管理事業			
SDGsとの関連	17 パートナーシップで目標を達成しよう 						
事業の対象	利用者						
事業概要・効果							
【概要】 地域住民の連帯感の醸成及び心豊かなコミュニティ形成を図ることを目的に、コミュニティセンターの管理運営を行う。運営には指定管理者制度を導入。 【効果】 良好な管理運営を行うことにより、市民の福祉の増進に寄与する。							
事業の必要性							
地域住民の連帯感の醸成及び心豊かなコミュニティ形成の促進を図り、もって市民の福祉の増進に寄与するため、幸手市コミュニティセンターの管理運営は必要である。							
事業実施に当たり目標とすること		様々な自主事業の企画・実施、コストやサービスを意識した良好な管理運営を行い、コミュニティセンター利用者数の増加を目指す					
成果指標1	名称（単位）	コミュニティセンター利用者数(人)					
	指標の説明	コミュニティセンターを利用した年間の人数					
成果指標2	名称（単位）	利用者満足度(%)					
	指標の説明	年に1回指定管理者が実施する利用者アンケート指標					
成果指標3	名称（単位）						
	指標の説明						
成果指標4	名称（単位）						
	指標の説明						
令和7年度事業計画		・コミュニティセンター ・指定管理 ・個別施設計画に基づきあり方検討 ・自動ドア（入口多目的トイレ）、空調設備修繕					
令和8年度事業計画		・コミュニティセンター指定管理 ・個別施設計画に基づきあり方検討					
令和9年度事業計画		・コミュニティセンター指定管理 ・個別施設計画に基づきあり方検討					

事業No.・名	49	公民館講座実施事業	担 当 課	社会教育課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	教育費社会教育費公民館費				
政 策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち						
施 策	3	社会教育の充実	新規・継続の別	継続				
施 策 の 内 容	1	生涯学習の総合的推進	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト	1	住み続けたいまちプロジェクト	事 業 種 類	その他事務事業				
SDGsとの関連								
事業の対象	全市民							
事 業 概 要 ・ 効 果								
【概要】 公民館においてさまざまな分野の共催事業及び講座を開催し、市民に多様な学習機会を提供する。 【効果】 文化芸術活動の支援を行える。								
事 業 の 必 要 性								
市内5箇所の公民館を生涯学習活動の拠点とし、市民に多様な学習機会を提供するとともに、文化芸術活動の支援を行うことができる。								
事業実施に当たり 目 標 と す る こ と	市民の意見を取り入れながら、さまざまな分野の講座や子ども向けの講座を開催することで受講者を増やす							
成果 指標 1	名称(単位)	講座の受講者数(人)						
	指標の説明	講座の受講者数						
成果 指標 2	名称(単位)	講座の開催数(回)						
	指標の説明	講座の開催数						
成果 指標 3	名称(単位)	公民館および体育施設の利用率(%)						
	指標の説明	各年における施設の稼働時間に対する利用時間割合						
成果 指標 4	名称(単位)							
	指標の説明							
令和7年度事業計画	1年を通じて各公民館で各種講座を開催する。 - Wi-Fi設定を利用した講座を開催する。 - 子ども講座を開催する。							
令和8年度事業計画	1年を通じて各公民館で各種講座を開催する。 - Wi-Fi設定を利用した講座を開催する。 - 子ども講座を開催する。							
令和9年度事業計画	1年を通じて各公民館で各種講座を開催する。 - Wi-Fi設定を利用した講座を開催する - 子ども講座を開催する。							

事業No.・名	50	市民スポーツ大会開催事業	担 当 課	社会教育課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	教育費保健体育費保健体育総務費			
政 策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち					
施 策	3	社会教育の充実	新規・継続の別	継続			
施 策 の 内 容	2	健康の増進と生涯スポーツ・レクリエーションの振興	補助・単独の別	単独			
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業			
SDGsとの関連	3 すべての人に 健康と福祉を						
事業の対象	全市民						
事 業 概 要 ・ 効 果							
【概要】 広く市民にスポーツ・レクリエーションを普及し、市民の健康増進と体力の向上を図るとともに、地域の連帯感を高め、明るく豊かな市民生活の形成と文化の発展を図る。 【効果】 市民の健康増進と市民との協働によるスポーツ・レクリエーション活動の推進が図られる。							
事 業 の 必 要 性							
広く市民にスポーツ・レクリエーションを普及し、市民の健康増進と体力の向上を図るとともに、地域の連帯感を高め、明るく豊かな市民生活の形成と文化の発展が期待できる。							
事業実施に当たり 目 標 と す る こ と		市民が心身ともに健康な生活を形成すること及び地域コミュニティの推進を図るため参加人数の増加に努める					
成果 指標 1	名称（単位）	地区大会・種目別大会の参加人数(人)					
	指標の説明	市民スポーツ大会の参加人数					
成果 指標 2	名称（単位）						
	指標の説明						
成果 指標 3	名称（単位）						
	指標の説明						
成果 指標 4	名称（単位）						
	指標の説明						
令和7年度事業計画		・第1部地区大会 ・第2部種目別大会を開催					
令和8年度事業計画		・第1部地区大会 ・第2部種目別大会を開催					
令和9年度事業計画		・第1部地区大会 ・第2部種目別大会を開催					

事業No.・名	51	さくらマラソン大会開催事業	担 当 課	社会教育課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	教育費保健体育費保健体育総務費
政 策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち		
施 策	3	社会教育の充実	新規・継続の別	継続
施 策 の 内 容	2	健康の増進と生涯スポーツ・レクリエーションの振興	補助・単独の別	単独
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業
SDGsとの関連				
事業の対象	全市民			
事業概要・効果				
【概要】生涯スポーツの推進をめざすため、「健康ふれあいスポーツ都市 幸手市」にふさわしく、誰もがスポーツを通して豊かな生活を営み、心身の健全な育成に寄与することを目的として開催する。また、さくらのまち幸手市のイメージアップを図る。 【効果】全国各地から参加した方の心身の健全な育成に寄与するとともに、幸手市の権現堂桜堤や菜の花畑を広くPRすることができ、イメージアップが図られる。				
事業の必要性				
生涯スポーツの推進及び心身の健全な育成に寄与することと併せて、幸手市の権現堂桜堤や菜の花畑を広くPRすることで、さくらのまち幸手市のイメージアップが期待できる。				
事業実施に当たり目標とすること	市民の健康増進と体力向上及び幸手市のイメージアップを図るため参加人数の増加に努める			
成果指標 1	名称（単位）	参加人数(人)		
	指標の説明	さくらマラソン大会の参加人数		
成果指標 2	名称（単位）			
	指標の説明			
成果指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画	・ 第33回幸手市さくらマラソン大会開催			
令和8年度事業計画	・ 第34回幸手市さくらマラソン大会開催			
令和9年度事業計画	・ 第35回幸手市さくらマラソン大会開催			

事業No.・名	52	スポーツ推進事業	担 当 課	社会教育課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	教育費保健体育費保健体育総務費
政 策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち		
施 策	3	社会教育の充実	新規・継続の別	継続
施 策 の 内 容	2	健康の増進と生涯スポーツ・レクリエーションの振興	補助・単独の別	単独
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業
SDGsとの関連				
事業の対象	全市民			
事業概要・効果				
【概要】 スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくりを支援するため、多くの市民が参加できるよう、市民ニーズを取り入れた教室などの充実を図るとともに、スポーツ推進委員と連携し、地域やスポーツ団体などの活動を支援する。 【効果】 スポーツの教室の実施及び各種団体への補助などを行うことで、市民の健康と体力の向上、各種スポーツの推進を図る。				
事業の必要性				
生涯スポーツの推進を目指すため、「健康ふれあいスポーツ都市 幸手市」にふさわしく、誰もがスポーツをととして豊かな生活を営むこととあわせて心身の健全な育成を図ることができる。				
事業実施に当たり 目標とすること	市民の健康増進と体力向上及び幸手市のイメージアップを図るため参加人数の増加に努める			
成果 指標 1	名称（単位）	参加人数(人)		
	指標の説明	スポーツ教室などの各事業の参加人数		
成果 指標 2	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画	・関係団体によるスポーツ教室の開催 ・社会体育関係団体への活動支援及び補助金交付 ・全国大会出場者への補助金交付			
令和8年度事業計画	・関係団体によるスポーツ教室の開催 ・社会体育関係団体への活動支援及び補助金交付 ・全国大会出場者への補助金交付			
令和9年度事業計画	・関係団体によるスポーツ教室の開催 ・社会体育関係団体への活動支援及び補助金交付 ・全国大会出場者への補助金交付			

事業No.・名	53	図書館管理運営事業	担 当 課	社会教育課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	教育費社会教育費図書館費				
政 策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち						
施 策	3	社会教育の充実	新規・継続の別	継続				
施 策 の 内 容	3	社会教育施設や体育施設の整備・充実	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	維持管理事業				
SDGsとの関連								
事業の対象	全市民（図書館利用者）							
事 業 概 要 ・ 効 果								
【概要】 市民サービスの向上と効率的な施設運営を図るために指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用した管理運営を行う。 【効果】 図書館運営に関する知識と経験を持つ指定管理者に運営を任せることで、民間企業のノウハウを生かした効果的・効率的な図書館運営が期待できる。								
事 業 の 必 要 性								
指定管理者制度の導入により、図書館司書の充実のほか、利用者ニーズに応じた事業展開が期待できる。								
事業実施に当たり 目 標 と す る こ と		図書館運営のノウハウを生かし、利用者ニーズに応じた事業展開をすることで、年間貸出冊数を増やす						
成果 指標 1	名称（単位）	図書館利用者満足度(%)						
	指標の説明	図書館本館・香日向分館の利用者アンケートにおける総合評価のうち「満足」と「おおむね満足」の割合の合計						
成果 指標 2	名称（単位）	市民一人当たりの年間図書貸出冊数(冊)						
	指標の説明	市民一人当たり年間図書貸出冊数						
成果 指標 3	名称（単位）	総合評価結果(総合評価)						
	指標の説明	指定管理業務事業評価						
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・ 指定管理者による図書館管理・運営 （令和7～11年度） ・ 図書館情報システム （令和7年4月～6月） 長期継続契約（令和7年7月～令和11年度）						
令和8年度事業計画		・ 指定管理者による図書館管理・運営 （令和7～11年度） ・ 図書館情報システム 長期継続契約（令和7年7月～令和11年度）						
令和9年度事業計画		・ 指定管理者による図書館管理・運営 （令和7～11年度） ・ 図書館情報システム 長期継続契約（令和7年7月～令和11年度）						

事業No.・名	54	学校体育施設開放事業	担 当 課	社会教育課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	教育費保健体育費体育施設費				
政 策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち						
施 策	3	社会教育の充実	新規・継続の別	継続				
施 策 の 内 容	3	社会教育施設や体育施設の整備・充実	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業				
SDGsとの関連								
事業の対象	全市民							
事 業 概 要 ・ 効 果								
【概要】 地域住民に身近な学校体育施設を学校教育に支障のない範囲において開放し、スポーツ・レクリエーション活動の場を提供する。 【効果】 市民にスポーツ活動の場を提供することで、地域コミュニティの推進及び地域の活性化が図られる。								
事 業 の 必 要 性								
地域住民に身近な学校体育施設を活用し、スポーツ活動の場を提供することで、地域コミュニティの推進及び地域の活性化を図ることができる。								
事業実施に当たり 目標とすること		学校体育施設の開放により、地域の活性化、市民の健康増進及び体力向上を図る						
成果 指標 1	名称（単位）	利用人数(人)						
	指標の説明	年間の利用者人数（小学校9校及び旧香日向小学校）						
成果 指標 2	名称（単位）	施設利用率(%)						
	指標の説明	施設開放日に対する施設利用日の割合						
成果 指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・ 学校開放運営小学校 9校 ・ 旧小学校 1校						
令和8年度事業計画		・ 学校開放運営小学校 9校 ・ 旧小学校 1校						
令和9年度事業計画		・ 学校開放運営小学校 6校 ・ 旧小学校 4校						

事業No.・名	55	総合公園等体育施設管理事業	担 当 課	社会教育課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	教育費保健体育費体育施設費				
政 策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち						
施 策	3	社会教育の充実	新規・継続の別	継続				
施策の内容	3	社会教育施設や体育施設の整備・充実	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト			事業種類	維持管理事業				
SDGsとの関連								
事業の対象	全市民							
事業概要・効果								
【概要】 スポーツ活動の拠点として、市民サービスの向上と効率的な運営を図るために、指定管理者制度を導入し、総合公園体育施設（野球場・B&G海洋センター体育館・庭球場・陸上グラウンド）及び神扇グラウンドの管理・運営を行う。 【効果】 指定管理者に管理を委託することにより、市民のニーズに応じた事業の展開、効率的な運営及びコスト削減を図る。また、必要に応じて随時修繕等を実施することにより、施設の安全な管理・運営を図る。								
事業の必要性								
指定管理者に管理を委託することにより、市民のニーズに応じた事業の展開、効率的な運営及びコスト削減が図られる。また、施設の劣化状況等を常時点検し、必要に応じて随時修繕を行うことで、施設の安全な管理・運営を図ることができる。								
事業実施に当たり目標とすること		指定管理者による民間手法の運営により、利用者数及び利用率の増加に努める						
成果指標 1	名称（単位）	利用者数(人)						
	指標の説明	施設の利用者数（野球場・B & G 海洋センター・庭球場・陸上グラウンド等）						
成果指標 2	名称（単位）	利用率(%)						
	指標の説明	施設の利用率（野球場・B & G 海洋センター・庭球場・陸上グラウンド等）						
成果指標 3	名称（単位）	総合評価結果(総合評価)						
	指標の説明	指定管理業務事業評価						
成果指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・指定管理者による管理・運営 ・経年劣化等による修繕及び工事の実施 ※放流ポンプ槽及び放流配管改修工事外						
令和8年度事業計画		・指定管理者による管理・運営 ・経年劣化等による修繕及び工事の実施						
令和9年度事業計画		・指定管理者による管理・運営 ・経年劣化等による修繕及び工事の実施						

事業No.・名	56	武道館管理運営事業	担 当 課	社会教育課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	教育費保健体育費体育施設費				
政 策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち						
施 策	3	社会教育の充実	新規・継続の別	継続				
施 策 の 内 容	3	社会教育施設や体育施設の整備・充実	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	維持管理事業				
SDGsとの関連								
事業の対象	全市民							
事 業 概 要 ・ 効 果								
【概要】 武道の活動の拠点として、市民サービスの向上と効率的な運営を図るために、指定管理者制度を導入し、武道館の管理・運営を行う。 【効果】 指定管理者に管理を委託することにより、市民のニーズに応じた事業の展開、効率的な運営及びコスト削減を図る。また、必要に応じて随時修繕等を実施することにより、施設の安全な管理・運営を図る。								
事 業 の 必 要 性								
指定管理者に管理を委託することにより、市民のニーズに応じた事業の展開、効率的な運営及びコスト削減を図る。また、必要に応じて随時修繕等を実施することにより、施設の安全な管理・運営を図ることができる。								
事業実施に当たり 目標とすること		指定管理者による民間手法の運営により、利用者数及び利用率の増加に努める						
成果 指標 1	名称（単位）	利用者数(人)						
	指標の説明	施設の利用者数						
成果 指標 2	名称（単位）	利用率(%)						
	指標の説明	施設の利用率						
成果 指標 3	名称（単位）	総合評価結果(総合評価)						
	指標の説明	指定管理業務事業評価						
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・ 指定管理者による管理・運営 ・ 経年劣化等による修繕及び工事の実施						
令和8年度事業計画		・ 指定管理者による管理・運営 ・ 経年劣化等による修繕及び工事の実施						
令和9年度事業計画		・ 指定管理者による管理・運営 ・ 経年劣化等による修繕及び工事の実施						

事業No.・名	57	市民文化体育館管理事業	担 当 課	社会教育課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	教育費保健体育費文化体育館管理運営費			
政 策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち	新規・継続の別	継続			
施 策	3	社会教育の充実	補助・単独の別	単独			
施 策 の 内 容	3	社会教育施設や体育施設の整備・充実	事業 種 類	維持管理事業			
重点対策プロジェクト							
SDGsとの関連	 3 すべての人に健康と福祉を  4 質の高い教育をみんなに						
事業の対象	全市民						
事業概要・効果							
【概要】 スポーツ及び文化活動の拠点として、市民サービスの向上と効率的な運営を図るために、指定管理者制度を導入し、市民文化体育館の管理・運営を行う。 【効果】 指定管理者に管理を委託することにより、市民のニーズに応じた事業の展開、効率的な運営及びコスト削減を図る。また、必要に応じて随時修繕等を実施することにより、施設の安全な管理・運営を図る。							
事業の必要性							
指定管理者に管理を委託することにより、市民のニーズに応じた事業の展開、効率的な運営及びコスト削減を図る。また、必要に応じて随時修繕等を実施することにより、施設の安全な管理・運営を図ることができる。							
事業実施に当たり目標とすること		指定管理者による民間手法の運営により、利用者数及び利用率の増加に努める					
成果指標 1	名称（単位）	利用者数(人)					
	指標の説明	施設の利用者数					
成果指標 2	名称（単位）	利用率(%)					
	指標の説明	施設の利用率					
成果指標 3	名称（単位）	総合評価結果(総合評価)					
	指標の説明	指定管理業務事業評価					
成果指標 4	名称（単位）						
	指標の説明						
令和7年度事業計画		・指定管理者による管理・運営 ・経年劣化等による修繕及び工事の実施 ※非常用発電機更新工事設計業務委託 ※R-1系統冷温水機漏洩調査業務委託					
令和8年度事業計画		・指定管理者による管理・運営 ・経年劣化等による修繕及び工事の実施 ※非常用発電機更新工事					
令和9年度事業計画		・指定管理者による管理・運営 ・経年劣化等による修繕及び工事の実施					

事業No.・名	58	市民文化体育館駐車場整備事業	担 当 課	社会教育課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	教育費保健体育費文化体育館管理運営費			
政 策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち					
施 策	3	社会教育の充実	新規・継続の別	継続			
施 策 の 内 容	3	社会教育施設や体育施設の整備・充実	補助・単独の別	単独			
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業			
SDGsとの関連	 3 すべての人に健康と福祉を  4 質の高い教育をみんなに						
事業の対象	全市民						
事 業 概 要 ・ 効 果							
【概要】 市民文化体育館の駐車場を拡張するための用地を確保し、整備を行う。 【効果】 市民文化体育館において、スポーツ大会及び文化イベント等を開催する際に駐車場が不足する場合がある。そのため施設近隣に駐車場を整備し駐車場不足を解消する。							
事 業 の 必 要 性							
市民文化体育館において開催されるスポーツ大会及び文化イベント等の際、駐車場が満車となることから歩道への駐車や交通渋滞が発生している。これらを解消するために、施設の駐車場を拡張する必要がある。							
事業実施に当たり目標とすること		駐車可能台数の増加を図る					
成果指標 1	名称（単位）	駐車台数の増加（台）					
	指標の説明	駐車場整備による駐車可能台数の増加					
成果指標 2	名称（単位）						
	指標の説明						
成果指標 3	名称（単位）						
	指標の説明						
成果指標 4	名称（単位）						
	指標の説明						
令和7年度事業計画		・農地法の除外手続きに向けた関係部署との調整					
令和8年度事業計画		・農地法の除外手続きに向けた関係部署との調整					
令和9年度事業計画		・農地法の除外手続きに向けた関係部署との調整					

事業No.・名	59	公民館維持管理事業	担 当 課	社会教育課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	教育費社会教育費公民館費
政 策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち		
施 策	3	社会教育の充実	新規・継続の別	継続
施 策 の 内 容	3	社会教育施設や体育施設の整備・充実	補助・単独の別	単独
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	維持管理事業
SDGsとの関連	 4 質の高い教育を みんなに			
事業の対象	全市民			
事 業 概 要 ・ 効 果				
【概要】 市内 5 館の施設整備の保守点検や修繕等、適切な維持管理を行う。 【効果】 修繕等を実施することにより、施設の安全な管理・運営が図られる。				
事 業 の 必 要 性				
市内 5 館の公民館は、市民の生涯学習活動の拠点及び地域行政の拠点として位置づけられているため、適切な維持管理が必要である。良好な施設環境を維持することで、市民の生涯学習活動を支援できる。				
事業実施に当たり 目 標 と す る こ と		施設整備の保守点検や修繕等、適切な維持管理を行うとともに、公共施設個別計画に基づき、建築物の複合化、公民館機能の移転、統廃合について検討を行う		
成果 指標 1	名称（単位）	公民館利用者数(人)		
	指標の説明	年間の利用者人数		
成果 指標 2	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画		・ 公民館及び勤労青少年ホームの維持管理の実施 ・ 個別施設計画に基づき検討（施設評価のための調査、適正配置の検討）		
令和8年度事業計画		・ 公民館及び勤労青少年ホームの維持管理の実施 ・ 個別施設計画に基づき検討（統廃合日程の検討、統廃合対象の検討）		
令和9年度事業計画		・ 公民館及び勤労青少年ホームの維持管理の実施 ・ 個別施設計画に基づき検討（庁内合意形成・関係機関協議）		

事業No.・名	60	文化祭開催事業	担 当 課	社会教育課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	教育費社会教育費社会教育総務費
政 策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち		
施 策	3	社会教育の充実	新規・継続の別	継続
施 策 の 内 容	5	文化芸術活動の振興	補助・単独の別	単独
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業
SDGsとの関連	 4 質の高い教育を みんなに			
事業の対象	全市民			
事 業 概 要 ・ 効 果				
【概要】 アスカル幸手をメイン会場として、作品展示やステージ発表を行い、お茶会や書道等の体験コーナーも設ける。また、開催期間中に将棋や囲碁の大会、図書館でのお話会も開催する。 【効果】 発表する機会を設け、市民の文化交流を図る。				
事 業 の 必 要 性				
日頃の活動の成果を発表する機会を設けることで、市民の文化芸術活動を支援し、文化芸術活動を通じた市民の交流の場を提供することができる。				
事業実施に当たり 目 標 と す る こ と	文化芸術活動の成果を発表する機会を設けることで、市民の文化芸術活動を支援し、文化祭への参加者及び来場者の増加を図る			
成果 指標 1	名称（単位）	文化祭への参加者数と来場者数の合計(人)		
	指標の説明	参加者数と来場者数の合計		
成果 指標 2	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画	・文化の日にあわせて11月にアスカル幸手等で開催・作品展示、ステージ発表、お茶会等の催物、各種大会等を実施			
令和8年度事業計画	・文化の日にあわせて11月にアスカル幸手等で開催。作品展示、ステージ発表、お茶会等の催物、各種大会等を実施。			
令和9年度事業計画	・文化の日にあわせて11月にアスカル幸手等で開催。作品展示、ステージ発表、お茶会等の催物、各種大会等を実施。			

事業No.・名	61	文化遺産保存公開事業	担 当 課	社会教育課								
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	教育費社会教育費社会教育総務費								
政 策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち										
施 策	4	歴史・伝統文化の継承と活用	新規・継続の別	継続								
施策の内容	3	郷土資料館の活用と充実	補助・単独の別	単独								
重点対策プロジェクト			事業種類	その他事務事業								
SDGsとの関連	4 質の高い教育を みんなに 											
事業の対象	全市民（小学生～子育て世代～高齢者）及び県内外住民											
事業概要・効果												
【概要】 幸手市郷土資料館において展示会、講習会等の公開事業を実施し、児童・生徒の郷土学習をはじめ、社会教育や情報発信の拠点とする。併せて、市民ボランティアを育成し、体験学習事業や資料整理作業に取り組む人材養成（人づくり）を実施する。 【効果】 市の歴史や文化に関する資料などの文化遺産は、市固有の地域資源である。それを市民に広く知らせ、利用に供し、地域に対する誇りを抱いてもらうことで、地域の活性化を下支えすると共に、市民のふるさと意識の向上に役立つことができる。												
事業の必要性												
市の貴重な文化財を保存活用し、市固有の歴史・文化を後世の市民に伝えることは、当市のアイデンティティを支えるため必要である。さらに、地域を知る学習をとおして、市民の郷土愛を育み、市民としての誇りを感じてもらうことで、幸手で一生を過ごすふるさと意識を醸成するため必要である。												
事業実施に当たり 目標とすること		文化遺産が大切に保護され、教育や生涯学習の場で活用される。また、それらを市固有の地域資源として捉え、地域づくりに寄与すると共に、市民ボランティアを養成する										
成果 指標 1	名称（単位）	郷土資料館の市民ボランティアへの参加により、生きがいを持つことができた市民の割合（％）										
	指標の説明	郷土資料館の市民ボランティアへの参加により、生きがいを持つことができた市民の割合										
成果 指標 2	名称（単位）	文化財の指定件数(件)										
	指標の説明	市指定文化財の指定件数										
成果 指標 3	名称（単位）											
	指標の説明											
成果 指標 4	名称（単位）											
	指標の説明											
令和7年度事業計画		・展示会、講演会の開催 ・資料データベース化作業実施 ・市民ボランティアの育成 ・調査研究事業実施 ・専門職員の配置 ・資料閲覧公開の実施										
令和8年度事業計画		・展示会、講演会の開催 ・資料データベース化作業実施 ・市民ボランティアの育成 ・古文書の燻蒸委託 ・調査研究事業実施 ・専門職員の配置 ・資料閲覧公開の実施										
令和9年度事業計画		・展示会、講演会の開催 ・資料データベース化作業実施 ・市民ボランティアの育成 ・古文書の燻蒸委託 ・調査研究事業実施 ・専門職員の配置 ・資料閲覧公開の実施										

事業No.・名		62	郷土資料館管理事業		担 当 課		社会教育課	
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画					予 算 科 目		教育費社会教育費社会教育総務費	
政 策		2	市民が学び、市民が活躍できるまち					
施 策		4	歴史・伝統文化の継承と活用		新規・継続の別		継続	
施策の内容		3	郷土資料館の活用と充実		補助・単独の別		単独	
重点対策プロジェクト					事業種類		その他事務事業	
SDGsとの関連		4 質の高い教育を みんなに 						
事業の対象		全市民（小学生～子育て世代～高齢者）及び県内外住民						
事業概要・効果								
【概要】 幸手市郷土資料館の施設管理を行う。また、民具資料展示室として昭和24年（1949）に竣工した旧吉田中学校の木造校舎を保存・活用するため、幸手市公共施設個別施設計画にもとづき、長寿命化を検討・実施する。 【効果】 施設管理を円滑に行うことで、利用の安全性を高めることができる。また、希少性の高い木造校舎を市の歴史的な地域資源として保存し、新たな観光資源として活用することで、市の特性を活かした観光振興に寄与することができる。								
事業の必要性								
市民が安全に気持ちよく施設を利用するために日常的な施設管理は必要である。また、希少性の高い旧吉田中学校の木造校舎を保存・活用することで、市の魅力度を高める効果が期待されるため必要である。								
事業実施に当たり 目標とすること		郷土資料館の魅力と安全性を高め、文化振興・観光振興に寄与する						
成果 指標 1	名称（単位）	来館者数(人)						
	指標の説明	郷土資料館の来館者数						
成果 指標 2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・郷土資料館の施設管理 ・個別施設計画に基づく民具資料展示室の保存活用計画の検討 ・照明LED化工事の実施						
令和8年度事業計画		・郷土資料館の施設管理 ・個別施設計画に基づく民具資料展示室の保存活用計画の作成						
令和9年度事業計画		・郷土資料館の施設管理 ・個別施設計画に基づく民具資料展示室の保存活用計画の策定						

事業No.・名	63	人権推進事業	担 当 課	人権推進課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	総務費総務管理費人権推進費				
政 策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち						
施 策	5	人権尊重意識の高揚	新規・継続の別	継続				
施 策 の 内 容	1	啓発活動の推進	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト	4	ともに取り組むまちプロジェクト	事 業 種 類	その他事務事業				
SDGsとの関連	 							
事業の対象	すべての市民							
事業概要・効果								
【概要】 部落差別をはじめとする様々な人権問題の解決のために研修会を開催する。また、啓発物品等を利用し研修会や催し等を通じて、人権啓発の促進を図る。さらに、人権啓発記事を広報紙等に掲載するなど広報活動の充実を図る。 【効果】 様々な事業等を行うことで、市民の人権意識の高揚につながる。								
事業の必要性								
部落差別をはじめとする様々な人権問題の解決のために研修会の開催、人権啓発用品の配布、また、広報紙等への啓発記事の掲載を通じて、市民の人権意識の高揚を図ることができる。								
事業実施に当たり目標とすること		差別のない社会の実現を図る						
成果指標 1	名称（単位）	人権講演会、研修会などに参加した人数(人)						
	指標の説明	人権講演会、研修会などに参加した人数						
成果指標 2	名称（単位）	研修アンケートで、「理解できた」等の率(%)						
	指標の説明	研修会等で実施するアンケートで、「理解できた」と回答した率						
成果指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・研修会の実施と参加の促進 ・人権啓発記事等の広報紙への掲載 ・人権意識の高揚を促すための啓発物品の配布						
令和8年度事業計画		・研修会の実施と参加の促進 ・人権啓発記事等の広報紙への掲載 ・人権意識の高揚を促すための啓発物品の配布						
令和9年度事業計画		・研修会の実施と参加の促進 ・人権啓発記事等の広報紙への掲載 ・人権意識の高揚を促すための啓発物品の配布						

事業No.・名	64	男女共同参画推進事業	担 当 課	人権推進課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	総務費総務管理費男女共同参画推進費			
政 策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち					
施 策	6	男女共同参画の推進	新規・継続の別	継続			
施 策 の 内 容	1	推進活動の充実と市民活動の支援	補助・単独の別	単独			
重点対策プロジェクト	4	ともに取り組むまちプロジェクト	事 業 種 類	その他事務事業			
SDGsとの関連	5 ジェンダー平等を 実現しよう 						
事業の対象	すべての市民						
事業概要・効果							
【概要】 男女共同参画社会の実現を目指し、情報紙「モア」の発行、女と男の共生セミナーの実施、男女共同参画週間パネル展の実施など、各種啓発活動を実施する。 【効果】 様々な活動を実施することで、市民一人ひとりの男女共同参画意識の高揚を図ることができる。							
事業の必要性							
男女共同参画社会の実現に向けての課題を取り上げ、情報紙「モア」の発行や女と男の共生セミナー、男女共同参画週間パネル展を実施することにより、市民の男女共同参画意識の高揚を図ることができる。							
事業実施に当たり 目標とすること		男女があらゆる分野で対等な立場で活動できるように推進する					
成果 指標 1	名称（単位）	市の審議会などの女性登用数の割合（%）					
	指標の説明	地方自治法（第202条の3）に基づく審議会などの女性の登用割合					
成果 指標 2	名称（単位）	女性（30～39歳）の就業率（%）					
	指標の説明	女性人口のうち就業者の割合					
成果 指標 3	名称（単位）						
	指標の説明						
成果 指標 4	名称（単位）						
	指標の説明						
令和7年度事業計画		・ 情報紙「モア」の発行 ・ 女と男の共生セミナーの実施 ・ 男女共同参画週間パネル展の実施 ・ 日本女性会議 （奈良県橿原市）					
令和8年度事業計画		・ 情報紙「モア」の発行 ・ 女と男の共生セミナーの実施 ・ 男女共同参画週間パネル展の実施 ・ 日本女性会議 （開催地未定）					
令和9年度事業計画		・ 情報紙「モア」の発行 ・ 女と男の共生セミナーの実施 ・ 男女共同参画週間パネル展の実施 ・ 日本女性会議 （開催地未定）					

事業No.・名	65	広島市平和記念式典派遣事業	担 当 課	人権推進課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	総務費総務管理費平和事業費				
政 策	2	市民が学び、市民が活躍できるまち						
施 策	7	平和・国際交流の推進	新規・継続の別	継続				
施策の内容	1	平和事業の推進	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト			事業種類	その他事務事業				
SDGsとの関連								
事業の対象	市内中学3年生							
事業概要・効果								
【概要】 中学3年生を対象に平和の作文を募集し、入賞した生徒を平和記念式典に派遣する。 【効果】 参加者が平和について、改めて考えるきっかけとなり、その体験を学校に持ち帰ることで、さらに多くの生徒達に、平和への意識を高めることができる。 ※埼玉県内実施市町：越谷市、川越市、日高市、鶴ヶ島市、富士見市、所沢市、飯能市								
事業の必要性								
「平和の作文」を通じて、市の将来を担う青少年に、平和への関心を高め、平和の尊さや戦争の悲惨さ、命の大切さを再認識してもらうために必要な事業である。								
事業実施に当たり目標とすること		市民の間に、世界の恒久平和を願う意識を広げる						
成果指標1	名称（単位）	平和の作文応募率(率)						
	指標の説明	作文作成を通じて、中学3年生が平和について考える機会						
成果指標2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・ 中学3年生を対象とした「平和の作文」事業 を実施し優秀者（6名） を広島市平和記念式典へ派遣する						
令和8年度事業計画		・ 中学3年生を対象とした「平和の作文」事業 を実施し優秀者（6名） を広島市平和記念式典へ派遣する						
令和9年度事業計画		・ 中学3年生を対象とした「平和の作文」事業 を実施し優秀者（6名） を広島市平和記念式典へ派遣する						

政 策 3

いつまでも健康で安心して暮らせるまち【福祉・健康】

事業No.・名	66	戦没者追悼式開催事業	担 当 課	社会福祉課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費社会福祉費社会福祉総務費			
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち					
施 策	1	地域福祉の推進	新規・継続の別	継続			
施 策 の 内 容	1	地域福祉活動の推進	補助・単独の別	単独			
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業			
SDGsとの関連	 						
事業の対象	幸手市遺族会						
事業概要・効果							
【概要】 市民とともに戦没者に追悼を捧げることを目的に、市及び社協共催による戦没者追悼式を開催する。 【効果】 市民とともに戦没者に対し追悼の意を表す機会ができる。							
事業の必要性							
市民とともに戦没者に対し追悼の意を表す機会とするため。							
事業実施に当たり目標とすること		市民とともに戦没者に対し追悼の意を表す					
成果指標 1	名称（単位）	戦没者追悼式への参加人数（人）					
	指標の説明	戦没者追悼式へ参加した人の人数					
成果指標 2	名称（単位）						
	指標の説明						
成果指標 3	名称（単位）						
	指標の説明						
成果指標 4	名称（単位）						
	指標の説明						
令和7年度事業計画		・ 10月～11月の土曜日にウェルス幸手のエントランスホールで戦没者追悼式を実施予定					
令和8年度事業計画		・ 10月～11月の土曜日にウェルス幸手のエントランスホールで戦没者追悼式を実施予定					
令和9年度事業計画		・ 10月～11月の土曜日にウェルス幸手のエントランスホールで戦没者追悼式を実施予定					

事業No.・名	67	地域福祉計画推進事業	担 当 課	社会福祉課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費社会福祉費社会福祉総務費
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち		
施 策	1	地域福祉の推進	新規・継続の別	継続
施 策 の 内 容	1	地域福祉活動の推進	補助・単独の別	単独
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業
SDGsとの関連	 			
事業の対象	全市民			
事 業 概 要 ・ 効 果				
【概要】 地域福祉計画を推進するとともに進捗状況を把握し、市の福祉施策の実施を図る。 （第2次計画期間：令和3年度から令和7年度までの5年間）（策定期間：令和元年度から令和2年度までの2年間） （第3次計画期間：令和8年度から令和12年度までの5年間）（策定期間：令和6年度から令和7年度までの2年間） 【効果】 市の福祉に関する各種施策を総合的に推進することができる。				
事 業 の 必 要 性				
社会福祉法第107条に基づき地域福祉計画を策定し、市の福祉に関する各種施策を総合的に推進するため必要性は高い。				
事業実施に当たり 目 標 と す る こ と	地域福祉の推進を図るとともに、進捗状況の把握に努め、また、推進委員会の意見・評価を市ホームページにて公表する			
成果 指標 1	名称（単位）	地域福祉計画の進行管理・見直し(回)		
	指標の説明	地域福祉計画の進行管理を行い、必要に応じ、見直しを行う		
成果 指標 2	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画	・地域福祉計画の進行管理を行うため、幸手市地域福祉計画推進委員会を設置し、各課が実施する事業について意見・評価を受ける。 ・第3次地域福祉計画の策定			
令和8年度事業計画	・地域福祉計画の進行管理を行うため、幸手市地域福祉計画推進委員会を設置し、各課が実施する事業について意見・評価を受ける。			
令和9年度事業計画	・地域福祉計画の進行管理を行うため、幸手市地域福祉計画推進委員会を設置し、各課が実施する事業について意見・評価を受ける。			

事業No.・名	68	社会福祉協議会補助事業	担 当 課	社会福祉課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費社会福祉費社会福祉総務費			
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち					
施 策	1	地域福祉の推進	新規・継続の別	継続			
施 策 の 内 容	1	地域福祉活動の推進	補助・単独の別	単独			
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業			
SDGsとの関連	 						
事業の対象	社会福祉協議会職員						
事業概要・効果							
【概要】社会福祉協議会の運営費のうち人件費分を補助する。 【効果】社会福祉協議会の運営費のうち人件費分を補助することにより、安定した事業運営を確保し、福祉の増進を図る。							
事業の必要性							
障がい者の自立と社会参加の支援を行い、そのほかにもボランティア団体の募集や支援等も行っていることから、その必要性は高い。							
事業実施に当たり 目標とすること	人件費を補助することにより安定した運営を確保し、障がい者の自立と社会活動への参加を支援することで、福祉の増進を図る						
成果 指標 1	名称（単位）	ボランティア登録団体数(団体)					
	指標の説明	社会福祉協議会で登録しているボランティア団体の数					
成果 指標 2	名称（単位）						
	指標の説明						
成果 指標 3	名称（単位）						
	指標の説明						
成果 指標 4	名称（単位）						
	指標の説明						
令和7年度事業計画	・ 社会福祉協議会の運営費のうち人件費分の補助						
令和8年度事業計画	・ 社会福祉協議会の運営費のうち人件費分の補助						
令和9年度事業計画	・ 社会福祉協議会の運営費のうち人件費分の補助						

事業No.・名	69	民生・児童委員活動推進事業	担 当 課	社会福祉課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費社会福祉費社会福祉総務費				
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち						
施 策	1	地域福祉の推進	新規・継続の別	継続				
施 策 の 内 容	1	地域福祉活動の推進	補助・単独の別	補助				
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業				
SDGsとの関連								
事業の対象	民生委員・児童委員							
事 業 概 要 ・ 効 果								
【概要】 民生委員・児童委員活動を推進するため、運営費の補助及び民生委員推薦会の開催をする。 【効果】 民生委員・児童委員活動を推進することにより、福祉の増進を図る。								
事 業 の 必 要 性								
地域の相談、援助活動を推進するため、幸手市民生委員・児童委員協議会事業運営費を補助する必要がある。 また、民生委員・児童委員の候補者を推薦するため、民生委員推薦会の開催が必要である。								
事業実施に当たり 目 標 と す る こ と		運営費を補助することにより安定した事業運営を確保し、民生委員・児童委員活動を推進することで、福祉の増進を図る						
成果 指標 1	名称（単位）	民生委員・児童委員の訪問件数(件)						
	指標の説明	民生委員・児童委員の年間訪問件数の合計						
成果 指標 2	名称（単位）	民生委員等の認知状況(%)						
	指標の説明	市内の団体や機関が民生委員・児童委員を認知している割合						
成果 指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		幸手市民生委員・児童委員協議会事業運営費の補助及び民生委員推薦会の開催						
令和8年度事業計画		幸手市民生委員・児童委員協議会事業運営費の補助及び民生委員推薦会の開催						
令和9年度事業計画		幸手市民生委員・児童委員協議会事業運営費の補助及び民生委員推薦会の開催						

事業No.・名	70	保健福祉総合センター施設等管理事業	担 当 課	社会福祉課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費社会福祉費保健福祉総合センター管理運営費				
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち						
施 策	1	地域福祉の推進	新規・継続の別	継続				
施 策 の 内 容	2	福祉・医療・保健の連携の推進	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト	1	住み続けたいまちプロジェクト	事 業 種 類	維持管理事業				
SDGsとの関連								
事業の対象	全市民							
事 業 概 要 ・ 効 果								
【概要】 保健福祉総合センターの建物や機械設備等の維持管理を、年次計画に基づき総合的に管理する（清掃業務を含む）。 【効果】 総合的な管理を行うことによって設備の故障等にも迅速に対応できるようになり、建物や施設設備の長寿命化に繋がる。								
事 業 の 必 要 性								
建物や施設設備の長寿命化を図るため、総合的な管理を行う必要がある。								
事業実施に当たり 目 標 と す る こ と		保健福祉総合センターの施設の維持管理に努める						
成果 指標 1	名称（単位）	施設使用件数(件)						
	指標の説明	会議室等の使用があった件数						
成果 指標 2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・建物及び施設設備等の維持管理業務 ・施設の修繕 ・個別施設計画に基づいた活用方法の検討						
令和8年度事業計画		・建物及び施設設備等の維持管理業務 ・施設の修繕 ・個別施設計画に基づいた活用方法の検討						
令和9年度事業計画		・建物及び施設設備等の維持管理業務 ・施設の修繕 ・個別施設計画に基づいた活用方法の検討						

事業No.・名	71	つながり安心ネットワーク事業	担 当 課	社会福祉課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費障がい福祉費障がい福祉支援費				
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち						
施 策	1	地域福祉の推進	新規・継続の別	継続				
施 策 の 内 容	3	地域の見守り支援体制づくり	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト	1	住み続けたいまちプロジェクト	事 業 種 類	その他事務事業				
SDGsとの関連	 							
事業の対象	障がいにより行方不明となるおそれのある市民							
事 業 概 要 ・ 効 果								
【概要】 高齢者・障がい者が安心して暮らせるように「見守り機器」を活用した地域での見守り体制を構築することを目的に実施する。 【効果】 市民全体で、高齢者・障がい者を分け隔てなく、我が事のように見守り、支えていく体制が構築される。								
事 業 の 必 要 性								
住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていくことができるよう、市民全体で高齢者、障がい者を分け隔てなく我が事のように見守り、支えていく体制を推進するため、地域での見守り体制を構築することが必要。								
事業実施に当たり 目 標 と す る こ と		認知症等により徘徊のおそれのある高齢者、行方不明となるおそれのある障がい者を見守る体制づくりを進めていく						
成果 指標 1	名称（単位）	見守り支援ネットワーク登録数(団体)						
	指標の説明	高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク登録団体数						
成果 指標 2	名称（単位）	障がい者の利用登録者数(人)						
	指標の説明	行方不明となるおそれのある障がい者の見守り機器利用登録者数						
成果 指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・行方不明となるおそれのある障がい者の保護者等に、見守り機器（GPS）を貸与（高齢者・障害者地域見守り支援ネットワークの主たる事務及び見守り感知器の設置は介護福祉課で実施）						
令和8年度事業計画		・行方不明となるおそれのある障がい者の保護者等に、見守り機器（GPS）を貸与（高齢者・障害者地域見守り支援ネットワークの主たる事務及び見守り感知器の設置は介護福祉課で実施）						
令和9年度事業計画		・行方不明となるおそれのある障がい者の保護者等に、見守り機器（GPS）を貸与（高齢者・障害者地域見守り支援ネットワークの主たる事務及び見守り感知器の設置は介護福祉課で実施）						

事業No.・名	72	つながり安心ネットワーク事業	担 当 課	介護福祉課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	(特) 地域支援事業費包括的支援事業・任意事業費包括的支援事業・任意事業費				
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち						
施 策	1	地域福祉の推進	新規・継続の別	継続				
施 策 の 内 容	3	地域の見守り支援体制づくり	補助・単独の別	補助				
重点対策プロジェクト	1	住み続けたいまちプロジェクト	事 業 種 類	その他事務事業				
SDGsとの関連	 							
事業の対象	65歳以上の高齢者で認知機能等の低下により行方不明になるおそれのある者							
事 業 概 要 ・ 効 果								
【概要】 徘徊高齢者を自宅で介護する方やその家族に小型タグを貸与し、市内各所への感知器の設置及び地域住民のスマートフォンアプリによる見守りサービスを行う。令和6年度からは、GPS機能搭載の機器による見守りサービスへ切り替えて実施。 【効果】 徘徊高齢者の早期発見と安全確保に役立つ。								
事 業 の 必 要 性								
住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていくことができるよう、市民全体で高齢者、障がい者を分け隔てなく我が事のように見守り、支えていく体制を推進するため、地域での見守り体制を構築することが必要。								
事業実施に当たり 目標とすること		認知症等により徘徊のおそれのある高齢者、行方不明となるおそれのある障がい者を見守る体制づくりを推進する						
成果 指標 1	名称(単位)	見守り支援ネットワーク登録数(団体)						
	指標の説明	高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク登録団体数						
成果 指標 2	名称(単位)	見守り機器の利用登録者数(人)						
	指標の説明	認知機能の低下により行方不明になるおそれのある高齢者の見守り機器利用登録者数						
成果 指標 3	名称(単位)							
	指標の説明							
成果 指標 4	名称(単位)							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・対象者をより早期に発見できる機能を持ち合わせたGPS機能搭載の機器による見守り支援の推進を図る。						
令和8年度事業計画		・対象者をより早期に発見できる機能を持ち合わせたGPS機能搭載の機器による見守り支援の推進。						
令和9年度事業計画		・対象者をより早期に発見できる機能を持ち合わせたGPS機能搭載の機器による見守り支援の推進。						

事業No.・名	73	障がい児・者施策推進事業	担 当 課	社会福祉課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費障がい福祉費障がい福祉総務費				
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち						
施 策	2	障がいのある人への支援	新規・継続の別	継続				
施 策 の 内 容	1	総合的な施策の推進	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	経常的事務事業				
SDGsとの関連								
事業の対象	身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）、難病などがあるために日常生活の中で何らかの不自由な状態にある市民							
事業概要・効果								
【概要】 障がい児・者に関する施策を計画的・総合的に推進するため、幸手市障がい者基本計画、幸手市障がい福祉計画、幸手市障がい児福祉計画を策定し、進捗管理を行う。 【効果】 障がい児・者に関する施策を計画的・総合的に推進する。								
事業の必要性								
障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法の規定に基づき計画の策定が義務付けられており、計画を推進していくために必要。								
事業実施に当たり目標とすること		計画を推進するため進捗管理を行い、施策の適切な実施を図る						
成果指標 1	名称（単位）	計画の進行管理・見直し(回)						
	指標の説明	各計画の進行管理を行い、必要に応じ、見直しを行う。						
成果指標 2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・ 障がい者基本計画第3次（平成30～令和8年度）、障がい福祉計画（第7期）障がい児福祉計画（第3期）（令和6～令和8年度）の進行管理 ・ 会議の開催						
令和8年度事業計画		・ 障がい者基本計画第3次（平成30～令和8年度）、障がい福祉計画（第7期）障がい児福祉計画（第3期）（令和6～令和8年度）の進行管理 ・ 会議の開催 ・ 次期計画策定						
令和9年度事業計画		・ 障がい者基本計画第3次（平成30～令和8年度）、障がい福祉計画（第7期）障がい児福祉計画（第3期）（令和6～令和8年度）の進行管理 ・ 会議の開催						

事業No.・名	74	地域生活支援事業	担 当 課	社会福祉課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費障がい福祉費障がい福祉支援費			
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち	新規・継続の別	継続			
施 策	2	障がいのある人への支援	補助・単独の別	補助			
施 策 の 内 容	3	地域生活の支援	事業 種 類	経常的事務事業			
重点対策プロジェクト							
SDGsとの関連	 						
事業の対象	身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）、難病などがあるために日常生活の中で何らかの不自由な状態にある市民						
事業概要・効果							
【概要】 障がい児・者が個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、移動支援事業や意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、相談支援事業等の事業、理解促進・啓発事業、手話奉仕員養成事業等の事業を実施する。 【効果】 障がい児・者が地域において自立し、自分らしく生き生きと生活できるよう支援する。							
事業の必要性							
障害者総合支援法の規定に基づき、障がい児・者の地域生活を支援する事業として、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な事業を実施することを義務付けられている。障がい児・者が自分らしく生き生きと生活できるように支援する事業として必要。							
事業実施に当たり 目標とすること	ニーズに合わせて事業内容の充実を図り、障がい児・者が必要なサービスを利用できるようにする						
成果 指標 1	名称（単位）	障害者の日常生活に係る相談件数(件)					
	指標の説明	埼葛北障害者生活支援センター相談延件数					
成果 指標 2	名称（単位）						
	指標の説明						
成果 指標 3	名称（単位）						
	指標の説明						
成果 指標 4	名称（単位）						
	指標の説明						
令和7年度事業計画	・地域生活支援事業実施要綱に基づく移動支援事業、意思疎通支援事業、日常生活支援用具給付事業、相談支援事業、地域生活支援拠点事業等の実施、補助金交付等						
令和8年度事業計画	・地域生活支援事業実施要綱に基づく移動支援事業、意思疎通支援事業、日常生活支援用具給付事業、相談支援事業、地域生活支援拠点事業等の実施、補助金交付等						
令和9年度事業計画	・地域生活支援事業実施要綱に基づく移動支援事業、意思疎通支援事業、日常生活支援用具給付事業、相談支援事業、地域生活支援拠点事業等の実施、補助金交付等						

事業No.・名	75	障害者手当支給事業	担 当 課	社会福祉課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費障がい福祉費障がい福祉支援費			
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち					
施 策	2	障がいのある人への支援	新規・継続の別	継続			
施 策 の 内 容	3	地域生活の支援	補助・単独の別	補助			
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	経常的事務事業			
SDGsとの関連	 						
事業の対象	重度の障がいにより、在宅での日常生活において常時介護が必要な市民						
事業概要・効果							
【概要】 重度の障がいにより、在宅での日常生活において常時介護を必要とする人に対し、特別障害者手当、障害児福祉手当、在宅重度心身障害者手当を支給する。また、重度心身障がい者と同居し現に常時介護をしている人に対し在宅介護者手当を支給する。 【効果】 重度障がい児・者および介護者の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る。							
事業の必要性							
特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者在宅介護者手当支給条例、幸手市在宅重度心身障害者手当支給条例等に基づく事業で、重度障がい児・者および介護者の経済的な負担の軽減を図り、生活の安定に役立てるため必要性は高い。							
事業実施に当たり 目標とすること	重度障がい児・者および介護者の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る						
成果 指標 1	名称（単位）	在宅重度心身障害者手当受給者数(人)					
	指標の説明	在宅重度心身障害者手当受給者実人数					
成果 指標 2	名称（単位）	特別障害者手当等受給者数(人)					
	指標の説明	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置による福祉手当受給者実人数					
成果 指標 3	名称（単位）	在宅介護者手当受給者数(人)					
	指標の説明	在宅介護者手当受給者実人数					
成果 指標 4	名称（単位）						
	指標の説明						
令和7年度事業計画	・特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当の支給（年4回） ・在宅重度心身障害者手当の支給（年2回） ・在宅介護者手当の支給（年3回）						
令和8年度事業計画	・特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当の支給（年4回） ・在宅重度心身障害者手当の支給（年2回） ・在宅介護者手当の支給（年3回）						
令和9年度事業計画	・特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当の支給（年4回） ・在宅重度心身障害者手当の支給（年2回） ・在宅介護者手当の支給（年3回）						

事業No.・名	76	障害者自立支援施設管理運営事業	担 当 課	社会福祉課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費障がい福祉費障がい福祉支援費				
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち						
施 策	2	障がいのある人への支援	新規・継続の別	継続				
施 策 の 内 容	3	地域生活の支援	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	維持管理事業				
SDGsとの関連	 							
事業の対象	生活介護、就労継続支援B型サービス対象者で、施設の利用を申請し、登録した人							
事業概要・効果								
【概要】 障害者自立支援施設（さくらの里、なのはなの里）を設置し、指定管理制度により管理運営を行い、さくらの里で就労継続支援B型事業、なのはなの里で生活介護事業を実施する。 【効果】 障がい者の自立と社会参加を支援する。								
事業の必要性								
市が設置している施設として民間施設で受け入れが困難な人を積極的に受け入れており、障がい者の自立と社会参加を支援するための施設として定着している。								
事業実施に当たり 目標とすること	指定管理制度による安定した運営を確保し、障がい者の自立と社会活動への参加を支援することで、福祉の増進を図る							
成果 指標 1	名称（単位）	利用継続意向者割合（％）						
	指標の説明	年度末における次年度以降の利用継続を希望する利用者の割合						
成果 指標 2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画	・障害者自立支援施設に係る管理運営業務の指定管理の実施 ・次期指定管理者の選定、基本協定の締結 ※指定管理期間満了（令和3年度～令和7年度）							
令和8年度事業計画	・障害者自立支援施設に係る管理運営業務の指定管理の実施							
令和9年度事業計画	・障害者自立支援施設に係る管理運営業務の指定管理の実施							

事業No.・名		77	障害者就労支援事業		担 当 課		社会福祉課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画					予 算 科 目		民生費障がい福祉費障がい福祉支援費			
政 策		3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち							
施 策		2	障がいのある人への支援		新規・継続の別		継続			
施策の内容		4	社会参加・活動への支援		補助・単独の別		補助			
重点対策プロジェクト					事業種類		経常的事務事業			
SDGsとの関連		3 すべての人に健康と福祉を  10 人や国の不平等をなくそう  17 パートナーシップで目標を達成しよう 								
事業の対象		身体的、知的、精神的な障がいのために、日常生活または社会生活に制限を受けており、就職を希望する市民								
事業概要・効果										
【概要】 職場指導員を1人委嘱し、障がい者の就労相談や職場開拓、就労支援、職場への定着支援等を総合的に行い、障がい者の就労を支援する。 【効果】 障がい者が就労することにより、自立した生活を営むことができる。										
事業の必要性										
国の地域生活支援事業実施要綱に基づき実施する事業で、障がい者の自立と社会参加を促進するために必要性が高い。										
事業実施に当たり目標とすること		障がい者の就労者数を増やす								
成果指標1	名称（単位）	障害者就労支援センターの支援による就労者数(人)								
	指標の説明	障害者就労支援センターが支援し就労に至った人数								
成果指標2	名称（単位）									
	指標の説明									
成果指標3	名称（単位）									
	指標の説明									
成果指標4	名称（単位）									
	指標の説明									
令和7年度事業計画		・ 職場指導員委嘱 ・ 障がい者の就労相談や職場実習、職場開拓、就労支援、職場への定着支援等を実施 ・ ハローワーク等関係機関との連携								
令和8年度事業計画		・ 職場指導員委嘱 ・ 障がい者の就労相談や職場実習、職場開拓、就労支援、職場への定着支援等を実施 ・ ハローワーク等関係機関との連携								
令和9年度事業計画		・ 職場指導員委嘱 ・ 障がい者の就労相談や職場実習、職場開拓、就労支援、職場への定着支援等を実施 ・ ハローワーク等関係機関との連携								

事業No.・名	78	重度障害者医療費給付事業	担 当 課	社会福祉課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費障がい福祉費障がい福祉支援費				
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち						
施 策	2	障がいのある人への支援	新規・継続の別	継続				
施策の内容	5	安心できる保健・医療の充実	補助・単独の別	補助				
重点対策プロジェクト			事業種類	経常的事務事業				
SDGsとの関連								
事業の対象	重度心身障がい者（身体障害者手帳1～3級、療育手帳マルA～B、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている等）の市民							
事業概要・効果								
【概要】 重度心身障がい者に対し医療費の一部負担金を支給する。 【効果】 重度心身障がい者の経済的負担を軽減し、必要な医療を受けやすくする。								
事業の必要性								
重度心身障害者医療費支給に関する条例に基づく事業で、重度心身障がい者の経済的負担を軽減し、必要な医療を受けやすくすることで、治療の中断や障がいの重度化を予防することにつながるため必要。								
事業実施に当たり目標とすること		重度心身障がい者の経済的負担を軽減し、必要な医療を受けやすくする						
成果指標 1	名称（単位）	受給件数(件)						
	指標の説明	重度心身障害者医療費支給件数の総数						
成果指標 2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・ 重度心身障がい者に医療費の一部負担金を支給						
令和8年度事業計画		・ 重度心身障がい者に医療費の一部負担金を支給						
令和9年度事業計画		・ 重度心身障がい者に医療費の一部負担金を支給						

事業No.・名	79	高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業	担 当 課	介護福祉課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	(特) 総務費総務管理費一般管理費
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち		
施 策	3	高齢者支援の推進	新規・継続の別	継続
施策の内容	1	介護保険事業の円滑な運営	補助・単独の別	単独
重点対策プロジェクト			事業種類	経常的事務事業
SDGsとの関連				
事業の対象	市内の65歳以上の高齢者			
事業概要・効果				
【概要】 老人福祉法及び介護保険法に基づき、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的なものとして、3年ごとに策定するもので、介護サービス見込量や高齢者福祉施策などを計画し、併せて3年間の介護保険料を定めるもの。 【効果】 計画期間における介護サービスの需要を見込み、保険料を設定するとともに、ニーズに合わせた介護基盤の整備を計画的に進めることで、介護保険制度の適正な運営が図られる。				
事業の必要性				
法に基づき、3年ごとに介護サービスの必要量を見込み、これに基づき介護保険料を設定することで、円滑な介護保険制度の運営ができる。				
事業実施に当たり 目標とすること	地域の実情に応じた介護サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の計画的な実施を図る			
成果 指標 1	名称(単位)	要支援・要介護認定者数(人)		
	指標の説明	各年度における要支援・要介護認定者数		
成果 指標 2	名称(単位)	標準給付費(千円)		
	指標の説明	地域支援事業費を除く、介護(予防)サービスの給付費総額		
成果 指標 3	名称(単位)	地域支援事業費(千円)		
	指標の説明	介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業・任意事業の事業費		
成果 指標 4	名称(単位)			
	指標の説明			
令和7年度事業計画	- 第9期介護保険事業計画の進捗管理 - 第10期介護保険事業計画の策定支援業者選定 - 計画策定のためのアンケート調査の実施 - 介護保険運営協議会の開催			
令和8年度事業計画	- 第9期介護保険事業計画の進捗管理 - 第10期介護保険事業計画の策定 - 介護保険運営協議会の開催			
令和9年度事業計画	- 第10期介護保険事業計画の進捗管理 - 介護保険運営協議会の開催			

事業No.・名	80	介護保険料eLTAX等対応事業	担 当 課	介護福祉課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	(特)総務費総務管理費一般管理費				
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち						
施 策	3	高齢者支援の推進	新規・継続の別	新規				
施策の内容	1	介護保険事業の円滑な運営	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業				
SDGsとの関連								
事業の対象	介護保険被保険者							
事 業 概 要 ・ 効 果								
【概要】 介護保険料は、市役所（ウェルス）や幸手市公金収納取扱金融機関窓口以外での納付ができない。他の税金同様、eLTAXやコンビニ納付対応することで、自宅に居ながら、また、夜間休日でも納付可能になるなど納付機会を拡大し、被保険者や被保険者の代わりに納付する家族の利便性を図る。 【効果】 被保険者の納付方法の選択肢が増えると同時に、相続人代表等からの納付機会が増え収納率向上が図れる。								
事 業 の 必 要 性								
令和6年6月26日公布の地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）で、eLTAXを用いた地方税以外の公金の収納事務を地方税共同機構に行わせるとされた。また、住所地特例被保険者や遠方の被保険者家族には、納付機会の拡大が収納率増加に繋がるため、eLTAXやコンビニ納付対応が必要である。								
事業実施に当たり目標とすること		介護保険料の納付通知書にバーコード及びeL-QRコードを印字した納付通知書を発行できるよう取り組む						
成果指標1	名称（単位）	eLTAX等で収納した割合（%）						
	指標の説明	身近なコンビニ及び利便性の高いeLTAXで収納した割合						
成果指標2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・令和9年度本算定での導入を目指し、令和8年度の予算要求等を実施。						
令和8年度事業計画		・電算担当者と協力し、委託業者と導入に向けて協議及び契約を行い、帳票の校正及び金融機関への読み取りテストを完了させる。						
令和9年度事業計画		・導入した納付通知書を介護保険被保険者に対して送付する。						

事業No.・名	81	包括的支援事業	担 当 課	介護福祉課						
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	(特) 地域支援事業費包括的支援事業・任意事業費包括的支援事業・任意事業費						
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち								
施 策	3	高齢者支援の推進	新規・継続の別	継続						
施策の内容	2	地域で共に支え合う地域づくり	補助・単独の別	補助						
重点対策プロジェクト	1	住み続けたいまちプロジェクト	事業種類	経常的事務事業						
SDGsとの関連	  									
事業の対象	全市民									
事業概要・効果										
【概要】 介護保険法に基づき、地域支援事業（包括的支援事業）及び指定介護予防支援事業を行う地域包括支援センターを市内2つの日常生活圏域に1か所ずつ設置し、センターの機能強化と地域包括ケアシステムの構築を着実に推進するため体制整備を推進し、地域支援事業に総合的に取り組む。 【効果】 介護や福祉に関する相談の対応、支援が図られる。										
事業の必要性										
保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーの3職種及び必要な専門職を配置し、包括的支援事業及び指定介護予防支援事業（総合相談支援、権利擁護等）を実施し、包括的・効果的な高齢者施策の推進を図るため必要である。 【根拠法令】介護保険法115条の45										
事業実施に当たり目標とすること		地域の高齢者とその家族等の総合相談窓口として定着し、包括的継続的ケアマネジメント機能の充実を図る								
成果指標1	名称（単位）	地域包括支援センター延べ相談件数(件)								
	指標の説明	地域包括支援センターの相談支援件数								
成果指標2	名称（単位）	地域ケア会議の回数(回)								
	指標の説明	関係機関との連携強化を図るための地域ケア会議の開催回数								
成果指標3	名称（単位）	地域包括支援センターの認知度(%)								
	指標の説明	日常生活圏域ニーズ調査における地域包括支援センターの認知状況								
成果指標4	名称（単位）									
	指標の説明									
令和7年度事業計画		・地域包括支援センターの適正な運営管理を行い、保健医療の向上並びに地域福祉の連携を包括的に支援する。								
令和8年度事業計画		・地域包括支援センターの適正な運営管理を行い、保健医療の向上並びに地域福祉の連携を包括的に支援する。								
令和9年度事業計画		・地域包括支援センターの適正な運営管理を行い、保健医療の向上並びに地域福祉の連携を包括的に支援する。								

事業No.・名		82	敬老祝事業		担 当 課		介護福祉課	
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画					予 算 科 目		民生費社会福祉費老人福祉費	
政 策		3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち					
施 策		3	高齢者支援の推進		新規・継続の別		継続	
施策の内容		2	地域で共に支え合う地域づくり		補助・単独の別		単独	
重点対策プロジェクト		1	住み続けたいまちプロジェクト		事業種類		その他事務事業	
SDGsとの関連		 						
事業の対象		75歳以上の市民						
事業概要・効果								
【概要】 多年にわたって社会に貢献されてきた高齢者を敬愛し、敬老祝金を贈呈する。また、高齢者への感謝の思いを込め「敬老会」を開催し、これからもいきいきと100歳を目指して活動していただくことを推進する。 【効果】 高齢者がこれからも生きがいを持ち、元気で活動することができる。								
事業の必要性								
多年にわたって社会に貢献されてきた高齢者の長寿をお祝いするための事業として必要である。 【根拠法令】 幸手市敬老祝金贈呈条例								
事業実施に当たり目標とすること		高齢者が生きがいを持ち、元気で暮らせるよう支援する						
成果指標1	名称（単位）	生きがい指数（％）						
	指標の説明	日常生活圏域ニーズ調査における生きがいがあると答える高齢者の割合						
成果指標2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		- 敬老祝金の贈呈（新方針に基づく） - 敬老会の開催及び次年度に向けての見直し - 敬老祝金の見直し						
令和8年度事業計画		- 敬老祝金の贈呈 - 敬老会の実施については未定とする。						
令和9年度事業計画		- 敬老祝金の贈呈 - 敬老会の実施については未定とする。						

事業No.・名	83	シルバー人材センター補助事業	担 当 課	介護福祉課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費社会福祉費老人福祉費				
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち						
施 策	3	高齢者支援の推進	新規・継続の別	継続				
施策の内容	2	地域で共に支え合う地域づくり	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト	1	住み続けたいまちプロジェクト	事業種類	その他事務事業				
SDGsとの関連	3 すべての人に健康と福祉を  11 住み続けられるまちづくりを  17 パートナーシップで目標を達成しよう 							
事業の対象	幸手市シルバー人材センター							
事業概要・効果								
【概要】 高齢者の能力を活かし働く場所を確保し、生きがいがいづくりにつなげるため、幸手市シルバー人材センターに事業運営のための補助金を交付する。 【効果】 会員数が増加し高齢者の就業機会が増すことで生きがいがいづくりにつながる。								
事業の必要性								
補助金の交付により、高齢者の就業機会、社会参加・生きがいがいづくり・仲間との交流促進が図れ、地域の高齢者を支援することができる。								
事業実施に当たり目標とすること		シルバー人材センターに補助金を交付することにより、高齢者の就業及び生きがいがいづくりの創出を推進する						
成果指標 1	名称（単位）	会員数(人)						
	指標の説明	シルバー人材センターの会員数						
成果指標 2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・ 幸手市シルバー人材センターへの補助金交付						
令和8年度事業計画		・ 幸手市シルバー人材センターへの補助金交付						
令和9年度事業計画		・ 幸手市シルバー人材センターへの補助金交付						

事業No.・名	84	老人福祉センター管理運営事業	担 当 課	介護福祉課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費社会福祉費老人福祉センター管理運営費				
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち						
施 策	3	高齢者支援の推進	新規・継続の別	継続				
施 策 の 内 容	2	地域で共に支え合う地域づくり	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト	1	住み続けたいまちプロジェクト	事 業 種 類	維持管理事業				
SDGsとの関連	  							
事業の対象	60歳以上の市民及び3市2町（久喜市・蓮田市・白岡市・宮代町・杉戸町）の60歳以上の者							
事業概要・効果								
【概要】 大広間・集会室・教養娯楽室・グラウンド等、老人福祉センターの施設の管理を行う。また、健康づくり等高齢者のための事業を展開する。 【効果】 高齢者の集いの場所とし、生きがいがづくりや健康づくりにつながる。								
事業の必要性								
高齢者が安心・安全に施設利用するために施設の維持管理等の事業が必要である。								
事業実施に当たり 目標とすること		高齢者の生きがいがづくりや健康づくりを推進する						
成果 指標 1	名称（単位）	生きがい指数（%）						
	指標の説明	日常生活圏域ニーズ調査における生きがいがあると答える高齢者の割合						
成果 指標 2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・老人福祉センターの施設維持管理						
令和8年度事業計画		・老人福祉センターの施設維持管理						
令和9年度事業計画		・老人福祉センターの施設維持管理						

事業No.・名	85	ねんりんピック事業	担 当 課	介護福祉課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費社会福祉費老人福祉費
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち		
施 策	3	高齢者支援の推進	新規・継続の別	新規
施策の内容	2	地域で共に支え合う地域づくり	補助・単独の別	補助
重点対策プロジェクト	1	住み続けたいまちプロジェクト	事業種類	その他事務事業
SDGsとの関連				
事業の対象	【対象】・大会競技選手・一般市民			
事業概要・効果				
【概要】 「人生100年時代」の社会づくりへの機運を高める大会として、「全国健康福祉祭」が埼玉県で開催される。当市は「囲碁」競技の開催地となっており、令和7年度にリハーサル大会、令和8年度に本大会を実施する。 【効果】 高齢者を全国から迎え、市民の健康づくりや生涯学習、地域や世代を超えた交流を高める機運の醸成を図る。また、当市の魅力を全国・住民に発信する一助となる。				
事業の必要性				
当市は埼玉大会の「囲碁」競技の開催地と決定しているため、実施する必要がある。				
事業実施に当たり 目標とすること	ねんりんピック開催に向けた周知や市民によるおもてなし実施による選手との交流を通じ、「人生100年時代」の実現に向けた地域活動等への参加意欲の向上を醸成する			
成果 指標 1	名称（単位）	趣味関係のグループへの未参加率(%)		
	指標の説明	趣味関係のグループに「参加していない」人の割合		
成果 指標 2	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画	～リハーサル大会開催年～ ・実行委員会の設置 ・運営委員会の設置 ・実施計画の策定 ・開催要領(案)の検討、作成 ・リハ大会の実施 ・広報、市実施イベントの企画・実施			
令和8年度事業計画	～本大会開催年～ ・実施本部の設置・運営 ・種目別プログラム作成 ・本大会の実施 ・記録集計・報告書作成 ・実行委員会等解散			
令和9年度事業計画				

事業No.・名	86	一般介護予防事業	担 当 課	介護福祉課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	(特) 地域支援事業費一般介護予防事業費一般介護予防事業費
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち		
施 策	3	高齢者支援の推進	新規・継続の別	継続
施 策 の 内 容	3	介護予防・健康づくりの推進	補助・単独の別	補助
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業
SDGsとの関連	  			
事業の対象	65歳以上の一般高齢者			
事業概要・効果				
【概要】 高齢者が元気でいきいきと生活し、介護状態にならないようにするための講座や教室（介護予防教室）などを実施する。 【効果】 高齢者が介護状態にならない。				
事業の必要性				
住民の身近な場所で介護予防が展開される地域づくりを行うことにより、生活機能の向上を図り、高齢者自身の生きがいづくりや参加者同士の地域における支え合いの仕組みを構築することができるため、地域包括ケアシステムの一部として必要である。 【根拠法令】介護保険法115条の45				
事業実施に当たり 目標とすること	地域における介護予防活動を推進する			
成果 指標 1	名称（単位）	高齢者健康体操グループ数（グループ）		
	指標の説明	高齢者健康体操グループ数		
成果 指標 2	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画	一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業）を一体化事業を含めて実施し、地域での介護予防を推進する			
令和8年度事業計画	一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業）を一体化事業を含めて実施し、地域での介護予防を推進する			
令和9年度事業計画	一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業）を一体化事業を含めて実施し、地域での介護予防を推進する			

事業No.・名		87	介護施設設置補助事業	担 当 課	介護福祉課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画				予 算 科 目	民生費社会福祉費介護保険事業費				
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち							
施 策	3	高齢者支援の推進		新規・継続の別	継続				
施策の内容	4	介護・福祉 サービスの充実		補助・単独の別	補助				
重点対策プロジェクト				事 業 種 類	その他事務事業				
SDGsとの関連									
事業の対象		要介護度が要介護 1 ～ 5 の市民							
事業概要・効果									
【概要】 定期巡回随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を提供するサービス事業所の設置をする法人へ市補助金（「幸手市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金」）を交付することで設置を促す。市補助金の交付額は、財源である県支出金（補助金）の交付額の範囲内とする。									
【効果】 事業所設置により、対象者へ医療行為も含めた多様なサービスを提供できるようになる。									
事業の必要性									
市内に定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所は1か所、看護小規模多機能型居宅介護事業所はなく、要介護者、特に医療ニーズの高い方が在宅生活を継続するために重要なサービスであるので事業所の設置が必要である。									
事業実施に当たり目標とすること		定期巡回随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護事業所を設置する							
成果指標 1	名称（単位）	新規事業所設置数(箇所)							
	指標の説明	定期巡回随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供する事業所数							
成果指標 2	名称（単位）								
	指標の説明								
成果指標 3	名称（単位）								
	指標の説明								
成果指標 4	名称（単位）								
	指標の説明								
令和7年度事業計画		・ 公募の実施（看護小規模多機能型居宅介護および定期巡回随時対応型訪問介護看護） ・ 事業予定者の選考、決定							
令和8年度事業計画		・ 県補助金の申請 ・ 市補助金の交付 ・ 事業所の指定 ・ 事業所の開設							
令和9年度事業計画									

事業No.・名	88	訪問介護等利用者負担軽減措置事業	担 当 課	介護福祉課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費社会福祉費介護保険事業費
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち		
施 策	3	高齢者支援の推進	新規・継続の別	継続
施策の内容	4	介護・福祉 サービスの充実	補助・単独の別	単独
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業
SDGsとの関連				
事業の対象	①訪問介護サービスの利用者で、市町村民税非課税世帯に属する者 ②65歳到達前に障がい者施策の訪問介護を利用者負担0%で利用していた者			
事業概要・効果				
【概要】 訪問介護等の保険給付又は事業の支給を受けている者のうち、市町村民税非課税世帯に該当する者について、サービス利用時の本人負担を軽減するもの。 【効果】 訪問介護サービス等の利用について、低所得者に負担額の一部を助成することで、経済的負担の軽減を図る。				
事業の必要性				
市町村民税非課税世帯に属する者等の低所得者などへの支援を推進することで、介護保険サービスの充実につながるため事業の継続が必要である。				
【根拠法令】 幸手市訪問介護等利用者負担軽減措置事業実施要綱				
事業実施に当たり 目標とすること	低所得者等を支援することにより、介護保険サービスの充実を図る			
成果 指標 1	名称（単位）	負担額減額認定者数(人)		
	指標の説明	訪問介護等利用者負担額減額認定証を発行されている利用者数		
成果 指標 2	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画	・ 前年度対象者の抽出・申請書類の送付 ・ 申請書類の審査 ・ 認定証の発行			
令和8年度事業計画	・ 前年度対象者の抽出・申請書類の送付 ・ 申請書類の審査 ・ 認定証の発行			
令和9年度事業計画	・ 前年度対象者の抽出・申請書類の送付 ・ 申請書類の審査 ・ 認定証の発行			

事業No.・名	89	移動販売事業者燃料補助事業	担 当 課	介護福祉課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費社会福祉費老人福祉費				
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち						
施 策	3	高齢者支援の推進	新規・継続の別	継続				
施 策 の 内 容	4	介護・福祉 サービスの充実	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業				
SDGsとの関連	3 3 すべての人に健康と福祉を 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナリシップで目標を達成しよう							
事業の対象	市内で移動販売事業を行う事業者のうち市長が認めたもの							
事業概要・効果								
【概要】 市内を販売エリアとする移動スーパー事業者へ、燃料費補助として補助金を交付することで移動販売事業者の費用負担を減らす。 【効果】 移動販売事業者の初期費用の負担が軽減され、当市への新規参入及び事業継続が促される。								
事業の必要性								
買い物弱者への買い物支援の一環として移動販売車が必要である。								
事業実施に当たり目標とすること	移動販売事業者を支援することにより、日常の買い物サポートのみならず、移動販売の駐車場を基にした地域コミュニティづくりを図る							
成果指標 1	名称（単位）	販売場所数(箇所)						
	指標の説明	移動販売車が停車する販売場所の数						
成果指標 2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画	・ 移動販売事業者に対する指定補助							
令和8年度事業計画								
令和9年度事業計画								

事業No.・名	90	高齢者向けデジタルスポーツの普及事業	担 当 課	介護福祉課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費社会福祉費老人福祉費
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち		
施 策	3	高齢者支援の推進	新規・継続の別	継続
施策の内容	4	介護・福祉 サービスの充実	補助・単独の別	単独
重点対策プロジェクト			事業種類	その他事務事業
SDGsとの関連	 			
事業の対象	市内在住の高齢者等			
事業概要・効果				
【概要】 多世代で親しみやすいデジタルスポーツを通じて外出機会や運動機会の増加を図ると共に、通いの場とする。 【効果】 定期的な外出機会や交流が創出されることで、生きがいがづくりや認知症予防及びフレイル予防ができる。				
事業の必要性				
高齢者の生きがいがづくり及び交流を促すツールとして必要である。				
事業実施に当たり 目標とすること	高齢者の通いの場としてデジタルスポーツの定着に努める			
成果 指標 1	名称（単位）	参加者数(人)		
	指標の説明	デジタルスポーツ会場年間来場者数		
成果 指標 2	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画	- デジタルスポーツに用いる備品の購入 - デジタルスポーツ運用に係る受付、案内業務、周知・予約等に係る事務			
令和8年度事業計画	- デジタルスポーツに用いる備品の購入 - デジタルスポーツ運用に係る受付、案内業務、周知・予約等に係る事務 - 開催場所増やす			
令和9年度事業計画	- デジタルスポーツに用いる備品の購入 - デジタルスポーツ運用に係る受付、案内業務、周知・予約等に係る事務			

事業No.・名	91	専用グラウンドゴルフ場整備事業	担 当 課	介護福祉課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費社会福祉費老人福祉費				
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち						
施 策	3	高齢者支援の推進	新規・継続の別	継続				
施策の内容	4	介護・福祉 サービスの充実	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業				
SDGsとの関連								
事業の対象	市内在住の高齢者等							
事業概要・効果								
【概要】 既存のグラウンドを専用化し、整備することで、快適なプレーができる環境が整い、グラウンドゴルフに親しむ機会の増加、機会を通じて交流を図ると共に、通いの場を目指す。 【効果】 定期的な外出機会や交流が創出されることで、生きがいがいづくりや認知症予防及びフレイル予防ができる。								
事業の必要性								
高齢者の生きがいがいづくり及び交流を促す場所として必要である。								
事業実施に当たり 目標とすること		高齢者の通いの場としてグラウンドゴルフの定着に努める						
成果 指標 1	名称（単位）	進捗（％）						
	指標の説明	既存グラウンドゴルフ場の専用化に向けた附帯施設の整備状況						
成果 指標 2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・ 既存施設の調査 ・ 関係機関との協議 ・ 付帯施設の検討 ・ 整備事業の運営方針決定						
令和8年度事業計画		・ 利用団体との協議						
令和9年度事業計画		・ 整備工事等の実施						

事業No.・名		92	認知症施策推進事業	担 当 課	介護福祉課		
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画				予 算 科 目	(特) 地域支援事業費包括的支援事業・任意事業費包括的支援事業・任意事業費		
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち					
施 策	3	高齢者支援の推進		新規・継続の別	継続		
施 策 の 内 容	6	高齢者の権利擁護		補助・単独の別	補助		
重点対策プロジェクト				事 業 種 類	その他事務事業		
SDGsとの関連	    						
事業の対象	全市民						
事業概要・効果							
【概要】 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるために、認知症初期集中支援推進事業や認知症地域支援・ケア向上事業に取り組む。 【効果】 介護する家族の負担を軽減することができる。							
事業の必要性							
地域支援事業において、実施しなければならない事業であるため必要である。 【根拠法令】 介護保険法115条の45							
事業実施に当たり目標とすること		認知症地域支援推進員活動及び認知症初期集中支援チームの活動による認知症の早期判断・早期治療を推進する					
成果指標 1	名称(単位)	認知症サポーター登録数(人)					
	指標の説明	認知症サポーター養成講座受講時の登録者数					
成果指標 2	名称(単位)	認知症カフェの設置数(箇所)					
	指標の説明	認知症カフェの設置数					
成果指標 3	名称(単位)	認知症カフェの開催回数(回)					
	指標の説明	認知症カフェの開催回数					
成果指標 4	名称(単位)						
	指標の説明						
令和7年度事業計画		- 認知症地域支援推進員の設置及び認知症初期集中支援チームを設置し活動を推進する。 - 職員向け認知症サポーター養成講座を実施する。 - 認知症サロンを開催する事業所に活動経費の補助を行う。					
令和8年度事業計画		- 認知症地域支援推進員の設置及び認知症初期集中支援チームを設置し活動を推進する。 - 職員向け認知症サポーター養成講座を実施する。 - 認知症サロンを開催する事業所に活動経費の補助を行う。					
令和9年度事業計画		- 認知症地域支援推進員の設置及び認知症初期集中支援チームを設置し活動を推進する。 - 職員向け認知症サポーター養成講座を実施する。 - 認知症サロンを開催する事業所に活動経費の補助を行う。					

事業No.・名		93	紙おむつ支給事業	担 当 課	介護福祉課		
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画				予 算 科 目	(特) 地域支援事業費／(特) 市町村特別給付包括的支援事業・任意事業費／市町村特別給付包括的支援事業・任意事業費／市町村特別給付		
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち					
施 策	3	高齢者支援の推進		新規・継続の別	継続		
施策の内容	6	高齢者の権利擁護		補助・単独の別	補助		
重点対策プロジェクト	3	安全・安心で快適に暮らせるまちプロジェクト		事業種類	その他事務事業		
SDGsとの関連	    						
事業の対象	家庭内で常時排せつの介護をされている要介護3・4・5の人（但し、要介護1又は2の人は、属する世帯が市民税非課税の場合対象になる）						
事業概要・効果							
【概要】 家庭内で常時排せつの介護をされている要介護者に紙おむつを無料で支給する。 【効果】 本人及び介護者の経済的負担、身体的及び精神的負担が軽減される。							
事業の必要性							
家族介護支援者の負担軽減を図るため無料で支給する必要がある。 【根拠法令】 幸手市紙おむつ支給事業実施要綱							
事業実施に当たり目標とすること		常時排泄の介護を必要とする人に紙おむつを支給し本人と介護する家族の経済的負担の軽減を図る					
成果指標1	名称（単位）	紙おむつ受給者数(人)					
	指標の説明	年度末における紙おむつの受給者数					
成果指標2	名称（単位）						
	指標の説明						
成果指標3	名称（単位）						
	指標の説明						
成果指標4	名称（単位）						
	指標の説明						
令和7年度事業計画		・家庭内において常時排泄の介護を必要とする人に紙おむつを支給する。（月6,000円分を限度） ・事業方針決定					
令和8年度事業計画		・家庭内において常時排泄の介護を必要とする人に紙おむつを支給する。（月6,000円分を限度） ・周知期間					
令和9年度事業計画		・家庭内において常時排泄の介護を必要とする人に紙おむつを支給する。（月6,000円分を限度） ・新たな方針事業開始					

事業No.・名	94	特定健診（個別健診）事業	担 当 課	保険年金課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	(特)保健事業費保健事業費特定健康診査等事業費			
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち					
施 策	4	健康づくりの推進	新規・継続の別	継続			
施策の内容	2	特定健康診査・特定保健指導の充実	補助・単独の別	補助			
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業			
SDGsとの関連							
事業の対象	40～74歳までの国保加入者						
事 業 概 要 ・ 効 果							
【概要】 40歳から74歳までの国民健康保険加入者を対象に内臓脂肪症候群に着目した健診を実施する。検査結果に基づき、対象者を特定保健指導に結びつける（所管は健康増進課）。また、受診率向上のため、効果的な受診勧奨を業者委託により実施する。							
【効果】 メタボリック症候群（内臓脂肪症候群）を早期に発見し、特定保健指導を通じてその改善を図る。							
事 業 の 必 要 性							
医療保険者は、法令により特定健診の実施を義務付けられている。							
事業実施に当たり 目標とすること		特定健康診査の受診率を向上させる					
成果 指標 1	名称（単位）	特定健康診査受診率(%)					
	指標の説明	健診受診率（法定報告） 目標値：60%(総合振興計画・データヘルス計画)					
成果 指標 2	名称（単位）						
	指標の説明						
成果 指標 3	名称（単位）						
	指標の説明						
成果 指標 4	名称（単位）						
	指標の説明						
令和7年度事業計画		・ 特定健診（個別健診） ・ 6～12月 ・ 実施医療機関					
令和8年度事業計画		・ 特定健診（個別健診） ・ 6～12月 ・ 実施医療機関					
令和9年度事業計画		・ 特定健診（個別健診） ・ 6～12月 ・ 実施医療機関					

事業No.・名		95	特定健診・特定保健指導事業		担 当 課		健康増進課		
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画					予 算 科 目		(特) 保健事業費保健事業費特定健康診査等事業費		
政 策		3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち						
施 策		4	健康づくりの推進		新規・継続の別		継続		
施策の内容		2	特定健康診査・特定保健指導の充実		補助・単独の別		補助		
重点対策プロジェクト					事業種類		その他事務事業		
SDGsとの関連									
事業の対象		40～74歳までの国保加入者							
事業概要・効果									
【概要】 40～74歳までの国保加入者を対象に内臓脂肪症候群に着目した健診を実施する。検査結果に基づき階層化を行い、生活、栄養、運動指導等を含めた特定保健指導を実施する。 【効果】 健診検査結果に基づき特定保健指導を実施することで、心臓病や脳卒中につながる内臓脂肪症候群の改善を図る。									
事業の必要性									
検査結果に基づき階層化を行い、生活、栄養、運動指導等を含めた特定保健指導を実施し、心臓病や脳卒中につながる内臓脂肪症候群の改善を図ることは、人生百年時代の健康づくりの実現に必要。									
事業実施に当たり目標とすること		特定健康診査の受診率を向上させる特定保健指導を実施し、生活習慣の改善及び内臓脂肪症候群・予備群を減らす							
成果指標 1	名称(単位)	特定健康診査受診率(%)							
	指標の説明	健診対象者のうち、健診を受診した人の割合							
成果指標 2	名称(単位)	特定保健指導実施率(%)							
	指標の説明	特定保健指導終了者の割合							
成果指標 3	名称(単位)	内臓脂肪症候群・予備群率(%)							
	指標の説明	内臓脂肪症候群及び予備群の平均割合							
成果指標 4	名称(単位)	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率(%)							
	指標の説明	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少割合							
令和7年度事業計画		・ 集団特定健診 (7～11月) ・ 特定保健指導 (通年) ・ 保健福祉総合センター及び西公民館							
令和8年度事業計画		・ 集団特定健診 (7～11月) ・ 特定保健指導 (通年) ・ 保健福祉総合センター及び西公民館							
令和9年度事業計画		・ 集団特定健診 (7～11月) ・ 特定保健指導 (通年) ・ 保健福祉総合センター及び西公民館							

事業No.・名		96	各種検診事業		担 当 課	健康増進課		
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画					予 算 科 目	衛生費保健衛生費保健衛生総務費		
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち						
施 策	4	健康づくりの推進		新規・継続の別	継続			
施 策 の 内 容	3	がんなど疾病予防事業の充実		補助・単独の別	補助			
重点対策プロジェクト				事 業 種 類	その他事務事業			
SDGsとの関連								
事業の対象	胃・大腸・肺がん検診：40歳以上 前立腺がん：50歳以上男性 乳がん40歳以上偶数年齢女性 子宮がん：20～39歳及び40歳以上偶数年齢女性 骨粗鬆症検診：40・45・50・55歳女性・60歳以上女性及び70歳以上男性 歯周疾患検診20・30・40・45・50・55・60・65・70歳の人							
事業概要・効果								
【概要】 胃がん検診（バリウム検査）、大腸がん検診（便潜血反応）、乳がん検診（視触診・マンモグラフィ）、子宮がん検診（内診・細胞診）、前立腺がん検診（血液検査）、肺がん検診（胸部X線撮影・喀痰検査）、骨粗しょう症検診、歯周疾患検診								
【効果】 疾病の早期発見、早期治療により市民の健康を守る。								
事業の必要性								
疾病の早期発見、早期治療により市民の健康を守り、医療費の抑制及び死亡率の減少を図るために必要である。								
事業実施に当たり目標とすること		各検診の受診率を向上させる 精密検査未受診者に対して受診勧奨を行い、精密検査の受診率を向上させる						
成果指標1	名称（単位）	がん検診受診率（％）						
	指標の説明	胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がん検診の平均受診率						
成果指標2	名称（単位）	骨粗しょう症検診（人）						
	指標の説明	骨粗しょう症検診受診者数						
成果指標3	名称（単位）	歯科検診（人）						
	指標の説明	歯科検診受診者数						
成果指標4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・胃がん検診・大腸がん検診・肺がん検診・乳がん検診・子宮がん検診・前立腺がん検診 ・骨粗しょう症検診・歯周疾患検診						
令和8年度事業計画		・胃がん検診・大腸がん検診・肺がん検診・乳がん検診・子宮がん検診・前立腺がん検診 ・骨粗しょう症検診・歯周疾患検診						
令和9年度事業計画		・胃がん検診・大腸がん検診・肺がん検診・乳がん検診・子宮がん検診・前立腺がん検診 ・骨粗しょう症検診・歯周疾患検診						

事業No.・名	97	人間ドック等助成事業（国民健康保険）	担 当 課	保険年金課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	(特)保健事業費保健事業費疾病予防費
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち		
施 策	4	健康づくりの推進	新規・継続の別	継続
施策の内容	4	健康保険事業の充実	補助・単独の別	補助
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業
SDGsとの関連				
事業の対象	35～74歳までの国保加入者			
事業概要・効果				
【概要】 国民健康保険被保険者の疾病の早期発見、予防及び経済的負担を軽減するため、人間ドック・脳ドックの受診者に対して検査費用の助成を行う。 【効果】 被保険者が健康状態を把握し、生活習慣の見直しなど健康増進に資する。				
事業の必要性				
国民健康保険被保険者の疾病の早期発見が図られ早期治療が実施できる。 幸手市国民健康保険人間ドック等助成要綱に基づき実施。				
事業実施に当たり 目標とすること		事業の周知を徹底し、国民健康保険被保険者の疾病の早期発見・早期治療の実施及び、健康状態を把握し、生活習慣の見直しなど健康増進に資するために人間ドック等の費用を助成する		
成果 指標 1	名称（単位）	申請者率（%）		
	指標の説明	特定健診対象者数に対して人間ドック等助成金の申請者率		
成果 指標 2	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画		・国民健康保険被保険者の人間ドック・脳ドック受診者に対して検査費用の助成を行う		
令和8年度事業計画		・国民健康保険被保険者の人間ドック・脳ドック受診者に対して検査費用の助成を行う		
令和9年度事業計画		・国民健康保険被保険者の人間ドック・脳ドック受診者に対して検査費用の助成を行う		

事業No.・名	98	人間ドック等助成事業（後期高齢者医療）	担 当 課	保険年金課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費社会福祉費後期高齢者医療費
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち		
施 策	4	健康づくりの推進	新規・継続の別	継続
施 策 の 内 容	4	健康保険事業の充実	補助・単独の別	単独
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業
SDGsとの関連	3 すべての人に健康と福祉を			
事業の対象	後期高齢者医療被保険者			
事業概要・効果				
【概要】 後期高齢者医療被保険者の疾病の早期発見、予防及び経済的負担を軽減するため人間ドック・脳ドックの受診者に対して検査費用の助成を行う。 【効果】 被保険者が健康状態を把握し、生活習慣の見直しなど健康増進に資する。				
事業の必要性				
後期高齢者医療被保険者の疾病の早期発見が図られ、早期治療が実施できる。 幸手市後期高齢者医療人間ドック等助成要綱に基づき実施。				
事業実施に当たり 目標とすること	事業の周知を徹底し、後期高齢者医療被保険者の疾病の早期発見・早期治療の実施及び、健康状態を把握し、生活習慣の見直しなど健康増進に資するために人間ドック等の費用を助成する			
成果 指標 1	名称（単位）	申請者率（％）		
	指標の説明	高齢者健診対象者数に対して人間ドック等助成金の申請者率		
成果 指標 2	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画	・後期高齢者医療被保険者の人間ドック・脳ドック受診者に対して検査費用の助成を行う			
令和8年度事業計画	・後期高齢者医療被保険者の人間ドック・脳ドック受診者に対して検査費用の助成を行う			
令和9年度事業計画	・後期高齢者医療被保険者の人間ドック・脳ドック受診者に対して検査費用の助成を行う			

事業No.・名	99	地域医療運営事業	担 当 課	健康増進課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	衛生費保健衛生費予防費
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち		
施 策	5	地域医療体制の充実	新規・継続の別	継続
施 策 の 内 容	2	救急医療・小児救急医療体制の維持	補助・単独の別	単独
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業
SDGsとの関連				
事業の対象	全市民			
事 業 概 要 ・ 効 果				
【概要】 休日（日曜、祝日、年末年始）、冬期休日夜間及び冬期小児休日の診療体制を整備することで、東部北地区二次救急医療を担う輪番病院の負担軽減を図り、救急医療の存続に寄与するもの。 【効果】 東部北地区二次救急医療の維持、継続ができる。				
事 業 の 必 要 性				
二次救急医療の担い手である輪番病院に搬送される患者は年々増加しているが、その半数は軽症であることから、初期救急体制を整え役割分担することで、二次救急医療の負担軽減を図り、救急医療全体の機能維持を図る必要がある。				
事業実施に当たり 目標とすること	休日（日曜、祝日、年末年始）、冬期休日夜間及び冬期小児休日の診療体制を整える			
成果 指標 1	名称（単位）	休日当番診療の実施率（%）		
	指標の説明	休日当番診療実施日における実施率		
成果 指標 2	名称（単位）	冬期休日夜間診療の実施率（%）		
	指標の説明	冬期休日夜間診療実施日における実施率		
成果 指標 3	名称（単位）	冬期小児休日診療の実施率（%）		
	指標の説明	冬期小児休日診療実施日における実施率		
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画	・ 休日当番診療 ・ 冬期休日夜間診療 ・ 冬期小児休日診療 ※杉戸町へ負担金を支払う			
令和8年度事業計画	・ 休日当番診療 ・ 冬期休日夜間診療 ・ 冬期小児休日診療 ※杉戸町へ負担金を支払う			
令和9年度事業計画	・ 休日当番診療 ・ 冬期休日夜間診療 ・ 冬期小児休日診療 ※杉戸町へ負担金を支払う			

事業No.・名	100	歯科口腔保健事業	担 当 課	健康増進課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	衛生費保健衛生費保健衛生総務費				
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち						
施 策	5	地域医療体制の充実	新規・継続の別	新規				
施策の内容	3	保健・医療関係機関との連携体制の構築	補助・単独の別	補助				
重点対策プロジェクト	1	住み続けたいまちプロジェクト	事業種類	その他事務事業				
SDGsとの関連	3 すべての人に健康と福祉を 							
事業の対象	市民							
事業概要・効果								
【概要】 健康日本21幸手計画（第4次）の施策の方向性として掲げている「歯科口腔保健の推進に関する条例」を制定し、歯科医師会と協同して歯科口腔保健施策を推進する。 【効果】 生涯にわたる歯科口腔の健康が社会生活の質の向上に寄与すること等を鑑み、歯科医師会と協同で実態調査等の歯科保健事業を実施し、健康日本21幸手計画の施策の方向性に沿った事業の推進・強化につなげる。								
事業の必要性								
平成28年国の歯科疾患実態調査で80歳で20本の歯がある人の割合は50%を超えているが、幸手市はそれよりも低い状態であるため、改善のための取組が必要。 【根拠法令等】健康増進法、歯科口腔保健の推進に関する法律、健康日本21幸手計画（第4次）								
事業実施に当たり目標とすること		80歳で20本の歯を有する者の割合を増加させる						
成果指標 1	名称（単位）	80本で20本の歯を有する者の割合（%）						
	指標の説明	健康日本21幸手計画（第4次）成果指標（高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のためのアンケート調査より）						
成果指標 2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		歯科医師会との協同による80歳市民の口腔調査の実施、結果のまとめ その他、歯科医師会との協同による歯科口腔保健事業の検討及び実施						
令和8年度事業計画		歯科医師会との協同による歯科口腔保健事業の検討及び実施						
令和9年度事業計画		歯科医師会との協同による歯科口腔保健事業の検討及び実施						

事業No.・名	101	生活困窮者自立支援事業	担 当 課	社会福祉課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	民生費生活保護費生活困窮者自立支援給付費
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち		
施 策	6	社会保障制度の円滑な運用	新規・継続の別	継続
施 策 の 内 容	1	生活困窮者や生活保護受給者の自立に向けた支援	補助・単独の別	補助
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業
SDGsとの関連				
事業の対象	就労の状況その他の事情により、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人			
事業概要・効果				
【概要】 生活困窮者及びその世帯員に対して、自立に向けた相談支援を提供するとともに、中高生の進学に向けた学習の機会を提供する。 【効果】 生活困窮者及びその世帯員の自立に向け、家庭の問題等を解消し、中高生の学習支援や進路指導を行うことで、貧困の連鎖を断ち切ることが期待できる。				
事業の必要性				
生活困窮者自立支援法に基づき、最低限度の生活を維持できないおそれがある方の自立に向け、支援を行う。				
事業実施に当たり 目標とすること	生活困窮者への相談等の支援により、経済的・精神的な自立を助長する。また、同世帯の中学生、高校生の進学に向けた支援を行い、貧困連鎖の解消を図る			
成果 指標 1	名称（単位）	生活困窮者自立支援相談受付件数(人)		
	指標の説明	生活困窮者自立相談支援窓口で相談を受けた延べ件数		
成果 指標 2	名称（単位）	子どもの学習支援教室参加者数(人)		
	指標の説明	子どもの学習支援教室に参加した延べ生徒人数		
成果 指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画	- 生活困窮者自立支援相談受付件数 延べ80人 - 学習支援教室の開催参加者数 延べ360人 - 住居確保給付金支給月数 9月（実人数 2人）			
令和8年度事業計画	- 生活困窮者自立支援相談受付件数 延べ80人 - 学習支援教室の開催参加者数 延べ360人 - 住居確保給付金支給月数 9月（実人数 2人）			
令和9年度事業計画	- 生活困窮者自立支援相談受付件数 延べ80人 - 学習支援教室の開催参加者数 延べ360人 - 住居確保給付金支給月数 9月（実人数 2人）			

事業No.・名	102	国民健康保険レセプト点検事業	担 当 課	保険年金課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	(特)総務費総務管理費一般管理費			
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち					
施 策	6	社会保障制度の円滑な運用	新規・継続の別	継続			
施 策 の 内 容	2	国民健康保険制度の運営	補助・単独の別	単独			
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業			
SDGsとの関連							
事業の対象	保険給付の適正な実施のための審査機関の審査を受けたレセプト（診療報酬明細書）点検						
事業概要・効果							
【概要】 審査機関の審査を受けたレセプト（診療報酬明細書）の不備等を点検し、医療機関からの請求誤りの有無を調査する。内科・歯科・柔道整復のレセプトを対象に単月・縦覧・横覧・突合点検を実施する。また、資格審査も併せて行う。 【効果】 業務委託により実施することで、点検員の専門的知識により的確な点検を行えている。また、レセプトの自動点検も併せて行う。							
事業の必要性							
埼玉県国民健康保険運営方針にしたがい、レセプト点検の充実強化に努める必要がある。また、県の財政支援や地方交付税措置の対象となっている。							
事業実施に当たり目標とすること		レセプトの内容点検における過誤の割合を引き上げレセプト点検の効果率を上げ、医療費の適正化に取り組む					
成果指標 1	名称（単位）	内容点検過誤の割合（％）					
	指標の説明	被保険者1人あたりの金額における過誤の金額（効果率）					
成果指標 2	名称（単位）	内容点検の返戻(査定)件数の割合（％）					
	指標の説明	年間のレセプト点検枚数から過誤による返戻の割合					
成果指標 3	名称（単位）						
	指標の説明						
成果指標 4	名称（単位）						
	指標の説明						
令和7年度事業計画		・業務委託により実施 ・毎月約2万枚を自動点検システムにて点検する ・点検結果の入力及び資格審査は、事務室内の専用端末を複数台使用する					
令和8年度事業計画		・業務委託により実施 ・毎月約2万枚を自動点検システムにて点検する ・点検結果の入力及び資格審査は、事務室内の専用端末を複数台使用する					
令和9年度事業計画		・業務委託により実施 ・毎月約2万枚を自動点検システムにて点検する ・点検結果の入力及び資格審査は、事務室内の専用端末を複数台使用する					

事業No.・名		103	後期高齢者医療保険料eLTAX等対応事業	担 当 課	保険年金課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画				予 算 科 目	総務費総務管理費一般管理費			
政 策		3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち					
施 策		6	社会保障制度の円滑な運用	新規・継続の別	新規			
施策の内容		3	後期高齢者医療制度の運営	補助・単独の別	単独			
重点対策プロジェクト				事業種類	その他事務事業			
SDGsとの関連								
事業の対象		後期高齢者医療被保険者						
事業概要・効果								
【概要】 他の税金同様にコンビニエンスストア等での納付及びeLTAXによる納付に対応することで、時間帯に関係なく、また自宅に居ながら納付が可能にすることで、納付機会が拡大し、被保険者や被保険者の代わりに納付する家族の利便性を図る。 【効果】 被保険者の納付方法の選択肢が増えると同時に相続人代表等からの納付機会が増えることで収納率向上が図れる。								
事業の必要性								
令和6年6月26日公布の地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）でeLTAXを用いた地方税以外の公金の収納事務を地方税共同機構に行わせるとされた。また、住所地特例被保険者や遠方の被保険者家族には、納付機会の拡大が収納率増加に繋がるため、eLTAX及びコンビニ収納への対応が必要である。								
事業実施に当たり目標とすること		後期高齢者医療保険料の納付通知書にバーコード及びeL-QRコードを印字した納付通知書を発行できるよう取り組む						
成果指標1	名称（単位）	eLTAX等で収納した割合（%）						
	指標の説明	身近なコンビニ及び利便性の高いeLTAXで収納した割合						
成果指標2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		令和9年度、本算定での導入を目指し、令和8年度の予算要求等を実施。						
令和8年度事業計画		電算担当者と協力し、委託業者と導入に向けて協議及び契約を行い、帳票の校正及び金融機関への読み取りテストを完了させる。						
令和9年度事業計画		導入した納付通知書を後期高齢者医療被保険者に対して送付する。						

事業 No.・名		104	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業		担 当 課	保険年金課		
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画					予 算 科 目	総務費総務管理費企画費		
政 策	3	いつまでも健康で安心して暮らせるまち						
施 策	6	社会保障制度の円滑な運用		新規・継続の別	継続			
施策の内容	3	後期高齢者医療制度の運営		補助・単独の別	単独			
重点対策プロジェクト				事業種類	経常的事務事業			
SDGsとの関連	3 すべての人に健康と福祉を 							
事業の対象	後期高齢者医療被保険者							
事業概要・効果								
【概要】 高齢者は、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有しており、また、健康増進と医療の適正化は、増加する医療費の抑制のため必要である。これらの課題の解決のため、埼玉県後期高齢者医療広域連合からの委託を受け後期高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施する。 【効果】 生活習慣病を初めとする疾病の発症や重症化の予防及び心身機能の低下を防止し、できる限り長く在宅で自立した生活を送ることのできる高齢者を増やすことが期待できる。								
事業の必要性								
後期高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援をするため、法律（※）に定められ、国の方針として令和6年度までに実施しなければならない。 ※高齢者の医療の確保に関する法律・国民健康保険法・介護保険法								
事業実施に当たり目標とすること		後期高齢者の心身の多様な課題へ対応、きめ細やかな支援の実施						
成果指標1	名称（単位）	実施した通いの場(数)						
	指標の説明	ポピュレーションアプローチを実施する通いの場の数						
成果指標2	名称（単位）	個別支援取組数(数)						
	指標の説明	高齢者に対する保健事業の取組数						
成果指標3	名称（単位）	参加人数(人)						
	指標の説明	ポピュレーションアプローチ（健康教育・健康相談等）への参加した人の数						
成果指標4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		【事業開始2年目】 ・ 個別的支援（口腔、健康状態不明者対応、（新規）重症化予防） ・ 健康教育・健康相談、フレイル状態の把握 ・ （新規）気軽に相談できる環境づくりへの取組（マップ作成） ・ 庁内関係課会議 ・ 事業評価・報告、次年度事業計画						
令和8年度事業計画		【事業開始3年目】 ・ 個別的支援（口腔、健康状態不明者対応、（拡充）重症化予防、（新規）身体的フレイル） ・ 健康教育・健康相談、フレイル状態の把握 ・ 気軽に相談できる環境づくりへの取組 ・ 庁内関係課会議 ・ 事業評価・報告、次年度事業計画						
令和9年度事業計画		【事業開始4年目】 ・ 個別的支援（口腔、健康状態不明者対応、身体的フレイル、（拡充）重症化予防、（新規）栄養、服薬） ・ 健康教育・健康相談、フレイル状態の把握 ・ 気軽に相談できる環境づくりへの取組 ・ 庁内関係課会議 ・ 事業評価・報告、次年度事業計画						

政 策 4

安全・安心で環境にやさしいまち【防災・生活・環境】

事業No.・名	105	危機管理対策事業	担 当 課	くらし防災課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	消防費消防費災害対策費			
政 策	4	安全・安心で環境にやさしいまち					
施 策	1	危機管理体制の強化	新規・継続の別	継続			
施 策 の 内 容	1	危機管理体制の確立	補助・単独の別	単独			
重点対策プロジェクト	3	安全・安心で快適に暮らせるまちプロジェクト	事 業 種 類	その他事務事業			
SDGsとの関連	   						
事業の対象	全市民・全市職員						
事業概要・効果							
【概要】 危機管理に対する総合調整、研修訓練等を実施することにより、危機管理体制の充実・強化に努める。また、危機に対し迅速かつ適切な対応を行うため、関係機関との連携を図り、市民の生命・身体及び財産の保護ならびに市民の生活、産業の安定に寄与する。 【効果】 危機管理意識の向上、危機に対する総合調整によるリスクマネジメントの軽減が図れる。							
事業の必要性							
危機に対する体制及び職員の危機管理能力の向上が図れるとともに、危機に対する市民や事業者の危機意識の向上が図れる。							
事業実施に当たり目標とすること		危機に対する体制の確立、危機管理能力の向上を目標とする					
成果指標 1	名称（単位）	危機管理個別マニュアルの策定数(件)					
	指標の説明	危機管理個別マニュアルの作成済件数					
成果指標 2	名称（単位）	業務継続計画訓練の実施(回)					
	指標の説明	業務継続計画訓練の実施回数					
成果指標 3	名称（単位）	緊急メールの登録件数(件)					
	指標の説明	防災行政無線のメール配信登録件数					
成果指標 4	名称（単位）						
	指標の説明						
令和7年度事業計画		・ 個別マニュアルの策定及び更新 ・ 国民保護計画の更新 ・ 危機管理研修の実施 ・ 業務継続計画（BCP）の推進					
令和8年度事業計画		・ 個別マニュアルの策定及び更新 ・ 国民保護計画の更新 ・ 危機管理研修の実施 ・ 業務継続計画（BCP）の推進					
令和9年度事業計画		・ 個別マニュアルの策定及び更新 ・ 国民保護計画の更新 ・ 危機管理研修の実施 ・ 業務継続計画（BCP）の推進					

事業No.・名	106	地域防災計画等更新事業	担 当 課	くらし防災課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	消防費消防費災害対策費				
政 策	4	安全・安心で環境にやさしいまち						
施 策	2	防災体制の推進	新規・継続の別	継続				
施 策 の 内 容	1	防災体制の強化	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト	3	安全・安心で快適に暮らせるまちプロジェクト	事 業 種 類	経常的事務事業				
SDGsとの関連	 							
事業の対象	全市民							
事業概要・効果								
【概要】 国及び県の被害想定並びに防災計画の見直し、また、法令等の改正を受け、市の地域防災計画やハザードマップの見直し、更新を行う。また、被災者生活支援システムの導入を行う。 【効果】 ハザードマップは、地域住民に水害の危険性を知らせることができる。また、被災者生活支援システムは、被災者支援に係る業務の迅速化・効率化をはかることができる。								
事業の必要性								
災害対策基本法第42条の規定により、国及び県の被害想定及び防災計画が見直された場合や法令等の改正があった場合や社会環境等の変化に伴い、市の地域防災計画の定期的な見直しが必要となる。								
事業実施に当たり目標とすること		地域防災計画の見直しを実施し、市の防災体制を確立することを目的とする						
成果指標1	名称（単位）	地域防災計画見直し回数(回)						
	指標の説明	市の地域防災計画の見直し回数						
成果指標2	名称（単位）	災害応援協定締結数(件)						
	指標の説明	災害時の応援協定数						
成果指標3	名称（単位）	福祉避難所の指定箇所数(箇所)						
	指標の説明	福祉避難所の指定箇所数						
成果指標4	名称（単位）	想定浸水深の表示箇所数(箇所)						
	指標の説明	想定浸水深の表示板の設置箇所数						
令和7年度事業計画		・ 地域防災計画修正 ・ W E B 版ハザードマップの運用 ・ 被災者支援システムの導入・運用						
令和8年度事業計画		・ 地域防災計画修正 ・ W E B 版ハザードマップの運用 ・ 被災者支援システムの運用						
令和9年度事業計画		・ 地域防災計画修正 ・ W E B 版ハザードマップの運用 ・ 被災者支援システムの運用						

事業No.・名	107	自主防災組織の育成・支援事業	担 当 課	くらし防災課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	消防費消防費災害対策費				
政 策	4	安全・安心で環境にやさしいまち						
施 策	2	防災体制の推進	新規・継続の別	継続				
施 策 の 内 容	2	地域防災力の向上	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト	3	安全・安心で快適に暮らせるまちプロジェクト	事 業 種 類	その他事務事業				
SDGsとの関連	  							
事業の対象	全市民							
事 業 概 要 ・ 効 果								
【概要】 自主防災組織に対して市の補助金制度により新規設立や活動を支援していく。さらに、災害時に自主的に活動を行うための中心的役割を担うリーダーを養成し、地域の実態に則した組織体制を構築する。また、防災講話を実施し、地域の防災意識の向上を図る。 【効果】 組織育成を積極的に行うことにより、安全で住みよいまちづくりが実現できる。								
事 業 の 必 要 性								
災害発生時は地域の身近な防災体制が必要不可欠である。幸手市自主防災組織補助金交付要綱がある。								
事業実施に当たり 目 標 と す る こ と		自主防災組織の設立・育成を支援することにより、地域防災力の向上を図ることを目的とする						
成果 指標 1	名称（単位）	自主防災組織に加入する世帯割合（％）						
	指標の説明	自主防災組織に加入している世帯の割合						
成果 指標 2	名称（単位）	自主防災組織補助金申請件数（件）						
	指標の説明	自主防災組織活動にかかる補助金の申請件数						
成果 指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・ 新規設立及び資機材購入助成 ・ 防災訓練実施団体への助成 ・ 防災士資格取得のための助成 ・ 防災講話の実施 ・ 避難所開設訓練の実施						
令和8年度事業計画		・ 新規設立及び資機材購入助成 ・ 防災訓練実施団体への助成 ・ 防災士資格取得のための助成 ・ 防災講話の実施 ・ 避難所開設訓練の実施						
令和9年度事業計画		・ 新規設立及び資機材購入助成 ・ 防災訓練実施団体への助成 ・ 防災士資格取得のための助成 ・ 防災講話の実施 ・ 避難所開設訓練の実施						

事業No.・名	108	消防団運営事業	担 当 課	くらし防災課						
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	消防費消防費非常備消防費						
政 策	4	安全・安心で環境にやさしいまち								
施 策	2	防災体制の推進	新規・継続の別	継続						
施 策 の 内 容	2	地域防災力の向上	補助・単独の別	単独						
重点対策プロジェクト	3	安全・安心で快適に暮らせるまちプロジェクト	事 業 種 類	経常的事務事業						
SDGsとの関連	  									
事業の対象	全市民									
事業概要・効果										
【概要】 地域の消防防災の要となる消防団に対する普及啓発活動を実施するとともに、積極的な消防団員の加入促進を図る。団員の教育訓練、研修会等を実施し、資質の向上を図る。また、消火活動の基礎作りと消防人としての精神向上のため隔年に消防操法大会を実施する。 【効果】 地域の住民が消防団員として活躍することにより消防に対しての意識の向上を図る。										
事業の必要性										
各種災害による被害を軽減することにより、市民の安寧秩序保持が図られる。										
事業実施に当たり 目標とすること		消防団の活動を活性化し、地域消防力や市民の消防団に対する認知度を高めることを目標とする								
成果 指標 1	名称（単位）	新規団員加入数(人)								
	指標の説明	新規に加入した団員数								
成果 指標 2	名称（単位）	女性消防団員数(人)								
	指標の説明	女性消防団員の人数								
成果 指標 3	名称（単位）									
	指標の説明									
成果 指標 4	名称（単位）									
	指標の説明									
令和7年度事業計画		・消防団委嘱事業 ・年報酬の支給 ・各種訓練活動 ・健康診断 ・消防特別点検								
令和8年度事業計画		・消防団委嘱事業 ・年報酬の支給 ・各種訓練活動 ・健康診断 ・消防特別点検 ・県消防操法大会								
令和9年度事業計画		・消防団委嘱事業 ・年報酬の支給 ・各種訓練活動 ・健康診断 ・消防特別点検 ・市消防操法大会								

事業No.・名	109	九都県市合同防災訓練推進事業	担 当 課	くらし防災課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	総務費総務管理費災害対策費
政 策	4	安全・安心で環境にやさしいまち		
施 策	2	防災体制の推進	新規・継続の別	新規
施 策 の 内 容	2	地域防災力の向上	補助・単独の別	単独
重点対策プロジェクト	3	安全・安心で快適に暮らせるまちプロジェクト	事 業 種 類	経常的事務事業
SDGsとの関連	  			
事業の対象	全市民			
事業概要・効果				
【概要】 九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、千葉市、さいたま市、相模原市、川崎市）合同防災訓練を行うことで、首都直下地震等の被害を最小限に食い止めるために、九都県市相互の連携協力体制の充実・強化を図り、実施する。 【効果】 九都県市相互の連携・協力体制の充実や住民一人ひとりの防災知識や減災への備えの向上を図ることができる。				
事業の必要性				
九都県市合同防災訓練を行うことで、相互の連携・協力体制の充実及び住民の防災意識の高揚及び減災への備えの向上が図れる。				
事業実施に当たり目標とすること		防災関係団体や地域住民の防災意識を高めることを目標とする		
成果指標 1	名称（単位）	参加者数(人)		
	指標の説明	九都県市合同防災訓練の参加者数		
成果指標 2	名称（単位）			
	指標の説明			
成果指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画		・ 九都県市合同防災訓練の実施		
令和8年度事業計画				
令和9年度事業計画				

事業No.・名	110	市庁舎整備事業	担 当 課	政策課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	総務費総務管理費市庁舎整備費				
政 策	4	安全・安心で環境にやさしいまち						
施 策	2	防災体制の推進	新規・継続の別	継続				
施 策 の 内 容	3	都市防災機能の強化	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト	3	安全・安心で快適に暮らせるまちプロジェクト	事 業 種 類	普通建設事業				
SDGsとの関連	  							
事業の対象	全市民							
事業概要・効果								
【概要】 市庁舎整備を推進するため、基本構想・基本計画の策定、基本設計・実施設計を行う。 【効果】 継続して安心した市民サービスを提供するとともに、災害時における防災中枢拠点としての機能を確保する。								
事業の必要性								
市民サービスを継続して提供するため、また、災害時における防災中枢拠点としての機能を有した庁舎として、市庁舎の整備が必要である。								
事業実施に当たり目標とすること		防災中枢拠点機能を有した市庁舎の整備を行う						
成果指標 1	名称（単位）	基本構想・基本計画策定（％）						
	指標の説明	基本構想及び基本計画の策定状況						
成果指標 2	名称（単位）	基本設計・実施設計作成（％）						
	指標の説明	基本設計及び実施設計の作成状況						
成果指標 3	名称（単位）	工事（％）						
	指標の説明	工事の進捗状況						
成果指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・基本計画の策定（令和7～8年度）						
令和8年度事業計画		・基本計画の策定（令和7～8年度）						
令和9年度事業計画		・基本設計・実施設計の作成（令和9～10年度）						

事業No.・名	111	その他普通財産管理事業	担 当 課	契約管財課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	総務費総務管理費財産管理費				
政 策	4	安全・安心で環境にやさしいまち						
施 策	2	防災体制の推進	新規・継続の別	継続				
施 策 の 内 容	3	都市防災機能の強化	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト	3	安全・安心で快適に暮らせるまちプロジェクト	事 業 種 類	普通建設事業				
SDGsとの関連	 							
事業の対象	全市民							
事 業 概 要 ・ 効 果								
【概要】 普通財産の施設については、個別施設計画により「検討」又は「廃止」の方向性が出ており、個別施設計画において第1期に「廃止」とされているものから順次、施設の在り方について検討する必要がある。 【効果】 今後の在り方について順次検討することで、施設総量の適正化につながる。								
事 業 の 必 要 性								
普通財産は他の用途に利用されている施設（民間事業者に貸出など）がある一方で、利用されていない施設もあるため、今後の在り方について検討することにより、維持管理費の削減につながる。								
事業実施に当たり 目標とすること		普通財産の在り方について検討することで、施設総量の削減につなげる						
成果 指標 1	名称（単位）	削減施設数(箇所)						
	指標の説明	普通財産に位置付けられている施設の削減数						
成果 指標 2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・ 普通財産の在り方について検討 ①利用されている施設の検討（売却、譲渡等） ②利用されていない施設の検討（売却、譲渡等）						
令和8年度事業計画		・ 普通財産の在り方について検討 ①利用されている施設の検討（売却、譲渡等） ②利用されていない施設の検討（売却、譲渡等） ・ 処分費用積算委託						
令和9年度事業計画		・ 普通財産の在り方について検討 ①利用されている施設の検討（売却、譲渡等） ②利用されていない施設の検討（売却、譲渡等） ・ 処分実施（郷土資料館脇プール・旧消防団3-1器具庫） ・ 処分費用積算委託						

事業No.・名	112	防災行政無線等維持管理事業	担 当 課	くらし防災課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	消防費消防費災害対策費				
政 策	4	安全・安心で環境にやさしいまち						
施 策	2	防災体制の推進	新規・継続の別	継続				
施策の内容	4	防災意識の啓発・災害時における情報提供の充実	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト	3	安全・安心で快適に暮らせるまちプロジェクト	事業種類	維持管理事業				
SDGsとの関連	5ジェンダー平等を推進しよう 11安全な国づくりを推進しよう 13気候変動に具体的な対策を							
事業の対象	全市民							
事業概要・効果								
【概要】 防災行政無線等については、正常に稼動する状況が維持されるよう維持管理を行う。 【効果】 災害などの緊急情報を市民に速やかに伝えられる。								
事業の必要性								
災害時などの緊急時に市民に速やかにかつ正確に緊急情報を伝えるために防災行政無線等は不可欠であり、適切に管理運用されている必要がある。								
事業実施に当たり目標とすること		防災行政無線が適正に管理され、確実に放送されていることを目標とする						
成果指標1	名称（単位）	防災行政無線正常放送割合（％）						
	指標の説明	防災行政無線定時放送の正常放送により、放送設備の正常稼動を確認する						
成果指標2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・ 防災行政無線等保守業務委託 ・ 定時放送の実施 ・ 防災メールの更新・配信 ・ 県防災無線更新 ・ 防災行政無線等修繕 ・ 防災行政無線操作卓更新						
令和8年度事業計画		・ 防災行政無線等保守業務委託 ・ 定時放送の実施 ・ 防災メールの配信 ・ 防災行政無線等修繕						
令和9年度事業計画		・ 防災行政無線等保守業務委託 ・ 定時放送の実施 ・ 防災メールの配信 ・ 防災行政無線等修繕						

事業No.・名	113	応急物資等の確保事業	担 当 課	くらし防災課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	消防費消防費災害対策費			
政 策	4	安全・安心で環境にやさしいまち					
施 策	2	防災体制の推進	新規・継続の別	継続			
施 策 の 内 容	5	応急物資などの確保と応援体制の充実	補助・単独の別	単独			
重点対策プロジェクト	3	安全・安心で快適に暮らせるまちプロジェクト	事 業 種 類	その他事務事業			
SDGsとの関連	   						
事業の対象	全市民						
事業概要・効果							
【概要】 小・中学校や公民館など、避難所となっている施設に防災倉庫を設置し、食料や生活用品等を備蓄する。 【効果】 大規模災害が発生した場合に、被災した市民が一時的な生活ができる。							
事業の必要性							
災害時には、交通網が麻痺し、生活用品等の輸送もスムーズにいかないことが予想されることから、食料及び生活必需品等を備蓄しておく必要がある。							
事業実施に当たり 目標とすること		食料は、人口の概ね1日分を備蓄する					
成果 指標 1	名称（単位）	備蓄食料確保率（%）					
	指標の説明	地域防災計画必要数に対する備蓄食料の確保割合					
成果 指標 2	名称（単位）						
	指標の説明						
成果 指標 3	名称（単位）						
	指標の説明						
成果 指標 4	名称（単位）						
	指標の説明						
令和7年度事業計画		・ 備蓄食料等購入					
令和8年度事業計画		・ 備蓄食料等購入					
令和9年度事業計画		・ 備蓄食料等購入					

事業No.・名	114	東部消防組合にかかる運営負担金事業	担 当 課	くらし防災課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	消防費消防費災害対策費				
政 策	4	安全・安心で環境にやさしいまち						
施 策	2	防災体制の推進	新規・継続の別	継続				
施 策 の 内 容	6	消防力の充実・強化	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	経常的事務事業				
SDGsとの関連								
事業の対象	全市民							
事 業 概 要 ・ 効 果								
【概要】 埼玉東部消防組合は、加須市、久喜市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町の4市2町で構成し広域化することにより、消防力の充実や事務の効率化等を図り、消防体制を充実強化を行っている。 【効果】 埼玉東部消防組合は、広域化することで住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が図られる。								
事 業 の 必 要 性								
広域化することで、様々な災害事象に迅速的確な対応が出来る消防体制を確立ができ、このことにより、災害に強い安全・安心なまちづくりの強化が図られる。								
事業実施に当たり 目 標 と す る こ と		幸手消防署西救急ステーションでの応急手当等の普及啓発の促進						
成果 指標 1	名称（単位）	救命講習会受講者数(人)						
	指標の説明	市内で実施した救命講習会受講者数						
成果 指標 2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・ 非常備消防としての消防団に対する指導及び研修 ・ 自主防災組織に対する指導及び研修 ・ 消防水利の整備及び点検等 ・ 救命講習						
令和8年度事業計画		・ 非常備消防としての消防団に対する指導及び研修 ・ 自主防災組織に対する指導及び研修 ・ 消防水利の整備及び点検等 ・ 救命講習						
令和9年度事業計画		・ 非常備消防としての消防団に対する指導及び研修 ・ 自主防災組織に対する指導及び研修 ・ 消防水利の整備及び点検等 ・ 救命講習						

事業No.・名	115	防犯のまちづくり推進事業	担 当 課	くらし防災課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	総務費総務管理費諸費				
政 策	4	安全・安心で環境にやさしいまち						
施 策	3	防犯体制の強化	新規・継続の別	継続				
施 策 の 内 容	2	自主防犯団体の育成・支援	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト	3	安全・安心で快適に暮らせるまちプロジェクト	事 業 種 類	経常的事務事業				
SDGsとの関連	 							
事業の対象	全市民							
事業概要・効果								
【概要】 平成20年4月に施行した「幸手市防犯のまちづくり推進条例」に基づき事業の実施を行う。 【効果】 安全で安心なまちづくりを推進することができる。								
事業の必要性								
本条例に基づいた事業を実施することによって、市民の防犯に対する意識の高揚が図れる。								
事業実施に当たり 目標とすること		防犯に関する意識の啓発及び情報提供を行い、さらに、防犯活動を行う団体等に対して助言及び支援を実施することで防犯活動をより充実させ、市内における刑法犯認知件数を減少させる						
成果 指標 1	名称（単位）	自主防犯団体数(団体)						
	指標の説明	市内における自主防犯団体数						
成果 指標 2	名称（単位）	刑法犯認知件数(件)						
	指標の説明	市内における年間の刑法犯認知件数						
成果 指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		- 啓発品の配布及び啓発活動を実施する。 - 防犯団体等への負担金支出により防犯のまちづくりを推進する。						
令和8年度事業計画		- 啓発品の配布及び啓発活動を実施する。 - 防犯団体等への負担金支出により防犯のまちづくりを推進する。						
令和9年度事業計画		- 啓発品の配布及び啓発活動を実施する。 - 防犯団体等への負担金支出により防犯のまちづくりを推進する。						

事業No.・名	116	街路灯設置及びLED街路灯灯具交換補助事業	担 当 課	くらし防災課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	総務費総務管理費自治振興費			
政 策	4	安全・安心で環境にやさしいまち					
施 策	3	防犯体制の強化	新規・継続の別	継続			
施策の内容	3	安心できる住環境の整備	補助・単独の別	単独			
重点対策プロジェクト	3	安全・安心で快適に暮らせるまちプロジェクト	事業種類	その他事務事業			
SDGsとの関連	11 住み続けられるまちづくりを 						
事業の対象	市内で組織された自治会、町内会又はこれに準ずる団体						
事業概要・効果							
【概要】 街路灯の新設、LED照明への切替又はLED街路灯の灯具交換を実施する自治会等に対して、補助金を交付する。 【効果】 自治会等が主体で実施する地域の環境整備の推進を通じて、夜間における防犯体制の強化及び環境負荷の少ないまちづくりの実現に寄与する。							
事業の必要性							
地域の環境整備及び夜間における防犯体制の強化並びに環境負荷の少ないまちづくりに寄与するため、幸手市街路灯設置事業補助金交付要綱又は幸手市街路灯LED灯具交換補助金交付要綱に基づき実施する必要がある。							
事業実施に当たり目標とすること		環境に配慮し、犯罪が起きにくい住環境の整備を図るため、自治会等が管理する街路灯のLED切替比率を100%とする					
成果指標1	名称（単位）	自治会管理街路灯のLED切替比率（%）					
	指標の説明	自治会等が管理する街路灯のLED照明への切替率					
成果指標2	名称（単位）						
	指標の説明						
成果指標3	名称（単位）						
	指標の説明						
成果指標4	名称（単位）						
	指標の説明						
令和7年度事業計画		・街路灯の新設又はLED照明に交換する自治会等に対して補助金を交付する。（68基） ・自治会管理LED灯に対する球切れ補助金を交付する。（108基）					
令和8年度事業計画		・街路灯の新設又はLED照明に交換する自治会等に対して補助金を交付する。（100基） ・自治会管理LED灯に対する球切れ補助金を交付する。（360基）					
令和9年度事業計画		・街路灯の新設をする自治会等に対して補助金を交付する。（20基） ・自治会管理LED灯に対する球切れ補助金を交付する。（360基）					

事業No.・名	117	空き家対策事業	担 当 課	くらし防災課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	総務費総務管理費諸費				
政 策	4	安全・安心で環境にやさしいまち						
施 策	3	防犯体制の強化	新規・継続の別	継続				
施 策 の 内 容	3	安心できる住環境の整備	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト	3	安全・安心で快適に暮らせるまちプロジェクト	事 業 種 類	経常的事務事業				
SDGsとの関連	11 住み続けられるまちづくりを 							
事業の対象	全市民							
事 業 概 要 ・ 効 果								
【概要】 平成26年10月に施行した「幸手市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき事業を実施し、空き家等の適正管理についての市民意識の高揚を図る。 【効果】 安全で安心なまちづくりを推進することができる。								
事 業 の 必 要 性								
条例に基づき事業を実施することで空き家等の適正管理について市民意識の向上が図れる。								
事業実施に当たり目標とすること		管理不全な状態にある空き家等について、所有者等に助言・指導等を行うなど適正管理を促し、市内における空き家等を減少させる						
成果指標 1	名称（単位）	助言・指導等の件数(件数)						
	指標の説明	市内における空き家等に対する市条例に基づいた助言・指導との件数						
成果指標 2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・ 空き家等の調査、助言・指導等を行い、空き家等の適正管理を推進する。 ・ 空家等対策計画の策定、協議会の運営を行う。 ・ 空き家バンク仲介手数料補助事業を実施する。						
令和8年度事業計画		・ 空き家等対策計画に基づき、空き家等の調査、助言・指導等を行い、空き家等の適正管理を推進する。 ・ 空き家等対策計画の進行管理、協議会の運営を行う。 ・ 空き家バンク仲介手数料補助事業を実施する。						
令和9年度事業計画		・ 空き家等対策計画に基づき、空き家等の調査、助言・指導等を行い、空き家等の適正管理を推進する。 ・ 空き家等対策計画の進行管理、協議会の運営を行う。 ・ 空き家バンク仲介手数料補助事業を実施する。						

事業No.・名	118	運転免許証自主返納者支援事業	担 当 課	くらし防災課						
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	総務費総務管理費交通安全対策費						
政 策	4	安全・安心で環境にやさしいまち								
施 策	4	交通安全対策の推進	新規・継続の別	継続						
施 策 の 内 容	2	交通環境および交通安全施設の整備	補助・単独の別	単独						
重点対策プロジェクト	3	安全・安心で快適に暮らせるまちプロジェクト	事 業 種 類	その他事務事業						
SDGsとの関連	  									
事業の対象	・市内居住、市の住民基本台帳に記載されている者・平成31年1月1日以降に運転免許証を自主返納した者・運転免許証を自主返納した時点で、満70歳以上の者									
事業概要・効果										
【概要】 運転に不安を抱える高齢者の自主返納を促進するため、運転免許証を自主返納する高齢者に対してタクシー利用券の交付を行う。 【効果】 運転免許証を自主的に返納することで、交通事故防止を図れる。										
事業の必要性										
運転に不安を抱える高齢者が運転免許証を自主的に返納することで、交通事故防止を図る。										
事業実施に当たり目標とすること		市民による交通事故を未然に防止し、運転免許証の自主的な返納を促進する								
成果指標 1	名称（単位）	タクシー利用券交付件数(件)								
	指標の説明	運転免許証を自主返納した高齢者に対して、タクシー利用券の交付を行った件数								
成果指標 2	名称（単位）	運転免許証自主返納者数(人)								
	指標の説明	市内における年間の運転免許証自主返納者数								
成果指標 3	名称（単位）									
	指標の説明									
成果指標 4	名称（単位）									
	指標の説明									
令和7年度事業計画		・運転免許証を自主返納した高齢者に対しタクシー利用券の交付を行う。								
令和8年度事業計画		・運転免許証を自主返納した高齢者に対しタクシー利用券の交付を行う。								
令和9年度事業計画		・運転免許証を自主返納した高齢者に対しタクシー利用券の交付を行う。								

事業No.・名		119	交通安全施設整備事業		担 当 課		くらし防災課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画					予 算 科 目		総務費総務管理費交通安全対策費			
政 策		4	安全・安心で環境にやさしいまち							
施 策		4	交通安全対策の推進			新規・継続の別		継続		
施策の内容		2	交通環境および交通安全施設の整備			補助・単独の別		単独		
重点対策プロジェクト		3	安全・安心で快適に暮らせるまちプロジェクト			事業種類		普通建設事業		
SDGsとの関連		3 すべての人に健康と福祉を  11 住み続けられるまちづくりを  17 パートナーシップで目標を達成しよう 								
事業の対象		全市民								
事業概要・効果										
【概要】 各地区からの要望を中心に、対策を必要とする箇所に交通安全施設（道路反射鏡、道路標識、防護柵、路面標示、街路灯等）の整備を行う。 【効果】 交通事故防止を図る。										
事業の必要性										
対策の必要な箇所に交通安全施設の整備を行うことで交通事故防止を図れる。										
事業実施に当たり目標とすること		交通安全施設の整備等を進めることで、人身事故発生件数を減少させる								
成果指標1	名称（単位）	人身事故年間発生件数(件)								
	指標の説明	市内における年間の人身事故発生件数								
成果指標2	名称（単位）									
	指標の説明									
成果指標3	名称（単位）									
	指標の説明									
成果指標4	名称（単位）									
	指標の説明									
令和7年度事業計画		・道路反射鏡、道路標識、防護柵、路面標示、街路灯維持管理を行う。 ・第5期埼玉県通学路整備計画を順次、実施する。								
令和8年度事業計画		・道路反射鏡、道路標識、防護柵、路面標示、街路灯維持管理を行う。 ・第5期埼玉県通学路整備計画を順次、実施する。								
令和9年度事業計画		・道路反射鏡、道路標識、防護柵、路面標示、街路灯維持管理を行う。								

事業No.・名	120	消費者行政推進事業	担 当 課	くらし防災課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	総務費総務管理費消費者行政推進費
政 策	4	安全・安心で環境にやさしいまち		
施 策	5	消費者行政の推進	新規・継続の別	継続
施 策 の 内 容	1	消費生活相談の充実	補助・単独の別	単独
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	経常的事務事業
SDGsとの関連				
事業の対象	全市民			
事業概要・効果				
【概要】 契約トラブルや多重債務、架空請求など、消費者トラブルに関する相談に対応できるように、また、消費生活に関する啓発活動のため消費生活センターに消費生活相談員を配置する。 【効果】 専門の相談員が消費生活に関する相談に応じ、問題の早期解決を図ること及び市民へ消費生活に関する啓発を行いトラブルを未然に防ぐことができる。				
事業の必要性				
消費者が安心して豊かな消費生活を営むことができる、安全な社会の実現に寄与するため必要である。				
事業実施に当たり 目標とすること	消費生活センターの運営及び相談員の活動による消費者トラブルの未然防止及び減少			
成果 指標 1	名称（単位）	消費生活相談年間件数(件)		
	指標の説明	消費生活センターで受け付けた相談の年間件数		
成果 指標 2	名称（単位）	消費生活に関する研修会の参加者数(人)		
	指標の説明	消費生活に関する研修会に参加した人数		
成果 指標 3	名称（単位）	消費生活出前講座の年間実施回数(回)		
	指標の説明	消費生活相談員による出前講座の年間実施回数		
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画	・消費生活センター及び市内 ・消費生活センターの運営、消費生活展の開催、くらしの会への補助及び事務局、消費生活に関する情報提供及び ・新PIO-NET対応端末の購入			
令和8年度事業計画	・消費生活センター及び市内 ・消費生活センターの運営、消費生活展の開催、くらしの会への補助及び事務局、消費生活に関する情報提供及び周知			
令和9年度事業計画	・消費生活センター及び市内 ・消費生活センターの運営、消費生活展の開催、くらしの会への補助及び事務局、消費生活に関する情報提供及び周知			

事業No.・名	121	環境基本計画推進事業	担 当 課	環境課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	衛生費保健衛生費環境衛生費			
政 策	4	安全・安心で環境にやさしいまち					
施 策	6	環境保全の推進	新規・継続の別	継続			
施策の内容	1	総合的環境行政の推進	補助・単独の別	単独			
重点対策プロジェクト	3	安全・安心で快適に暮らせるまちプロジェクト	事業種類	その他事務事業			
SDGsとの関連	   						
事業の対象	全市民						
事業概要・効果							
【概要】 環境基本計画に基づき、計画の進行管理を行う。 【効果】 地球温暖化等の環境問題や公害・自然環境の保全について定めた環境基本計画に基づき、市民、事業者、行政が協働して環境保全に取り組むことにより環境負荷の少ないまちづくりにつながる。							
事業の必要性							
環境基本計画に基づき環境負荷の少ないまちづくりを進めるため、環境意識の高揚を図るとともに、市民、事業者、行政が協働して環境保全に取り組む必要がある。							
事業実施に当たり目標とすること		市民の環境意識が高揚すること					
成果指標 1	名称（単位）	エコライフDAYにおける二酸化炭素の削減量(k g)					
	指標の説明	二酸化炭素削減量					
成果指標 2	名称（単位）	市内全域の清掃活動参加者数(人)					
	指標の説明	クリーン幸手市民運動への参加者数					
成果指標 3	名称（単位）	不法投棄の件数(件)					
	指標の説明	不法投棄相談件数					
成果指標 4	名称（単位）	再生可能エネルギーの設置補助(件)					
	指標の説明	再生可能エネルギーなどの設置補助件数					
令和7年度事業計画		・計画の進行及び進行管理 ・環境意識高揚のための啓発事業等の実施 ・パブリックコメントの実施 ・再生可能エネルギーの設置補助 ・次期環境基本計画の策定					
令和8年度事業計画		・計画の進行及び進行管理 ・環境意識高揚のための啓発事業等の実施 ・再生可能エネルギーの設置補助					
令和9年度事業計画		・計画の進行及び進行管理 ・環境意識高揚のための啓発事業等の実施 ・再生可能エネルギーの設置補助					

事業No.・名	122	特定外来生物（アライグマ）等防除事業	担 当 課	環境課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	衛生費保健衛生費環境衛生費
政 策	4	安全・安心で環境にやさしいまち		
施 策	6	環境保全の推進	新規・継続の別	継続
施 策 の 内 容	3	自然環境の保全	補助・単独の別	単独
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業
SDGsとの関連				
事業の対 象	全市民			
事 業 概 要 ・ 効 果				
【概要】 捕獲数が増えている特定外来生物のアライグマ、及びハクビシンの捕獲・処分を委託処理する。 【効果】 生活環境、人身へ危害、農産物への被害等の生活被害が減少する。				
事 業 の 必 要 性				
アライグマの捕獲件数が急増し、職員による捕獲・処分が大きな負担となっており、業務に支障が出ている。委託することにより、事務負担の軽減を図る必要がある。				
事業実施に当たり 目 標 と す る こ と		鳥獣被害の防除		
成果 指標 1	名称（単位）	アライグマの捕獲等（件）		
	指標の説明	アライグマを捕獲・処分した件数		
成果 指標 2	名称（単位）	ハクビシンの捕獲等（件）		
	指標の説明	ハクビシンを捕獲・処分した件数		
成果 指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画		アライグマ・ハクビシンの捕獲及び処分を委託により処理		
令和8年度事業計画		アライグマ・ハクビシンの捕獲及び処分を委託により処理		
令和9年度事業計画		アライグマ・ハクビシンの捕獲及び処分を委託により処理		

事業No.・名	123	杉戸町可燃ごみ処理事務委託事業	担 当 課	環境課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	衛生費清掃費塵芥処理費				
政 策	4	安全・安心で環境にやさしいまち						
施 策	7	廃棄物の排出抑制	新規・継続の別	継続				
施 策 の 内 容	1	広域的な取組の強化	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	経常的事務事業				
SDGsとの関連								
事業の対象	全市民							
事 業 概 要 ・ 効 果								
【概要】 地方自治法に基づく事務委託を杉戸町と締結し、委託により幸手市の可燃ごみ処理を行う。 【効果】 幸手市には可燃ごみ焼却施設がなく、新施設建設に比べ低予算で処理事業を維持できる。								
事 業 の 必 要 性								
幸手市には可燃ごみ焼却施設がなく、杉戸町にはし尿処理施設がないため、お互いの不足を補う広域的な連携であり、新施設建設に比べ低予算で処理事業を維持できる。								
事業実施に当たり 目標とすること		可燃ごみの減量を目指す						
成果 指標 1	名称（単位）	可燃ごみ処理量（t）						
	指標の説明	焼却施設で可燃ごみを処理した量						
成果 指標 2	名称（単位）	事業ごみ量（t）						
	指標の説明	焼却施設で事業ごみを処理した量(可燃ごみ以外も含む)						
成果 指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・ 可燃ごみ処理の委託 (杉戸町にて、大規模改修工事実施予定)						
令和8年度事業計画		・ 可燃ごみ処理の委託 (杉戸町にて、大規模改修工事実施予定)						
令和9年度事業計画		・ 可燃ごみ処理の委託 (杉戸町にて、大規模改修工事実施予定)						

事業No.・名	124	粗大ごみ処理施設維持管理事業	担 当 課	環境課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	衛生費清掃費塵芥処理費			
政 策	4	安全・安心で環境にやさしいまち					
施 策	7	廃棄物の排出抑制	新規・継続の別	継続			
施策の内容	2	廃棄物処理体制の整備	補助・単独の別	単独			
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	維持管理事業			
SDGsとの関連							
事業の対象	全市民						
事 業 概 要 ・ 効 果							
【概要】 幸手市内から発生する粗大ごみ、不燃ごみを適切に処理するため、施設の維持管理を行う（運転管理業務委託には最終処分場の運転管理業務を含む）。今後の施設の方向性を決めるため、令和5年度に粗大ごみ処理施設整備基本構想等策定業務を実施した。							
【効果】 円滑なごみ処理のための運転機能を維持しつつ、できるだけ長期の利用を目指す。							
事 業 の 必 要 性							
粗大ごみ、不燃ごみを円滑に処理するため、適切に施設の維持管理をしていく必要がある。							
事業実施に当たり 目 標 と す る こ と		市民から排出された粗大ごみ等を円滑に処理するため、計画的な施設の補修、及び施設を稼働するための人員体制を整える					
成果 指標 1	名称（単位）	不燃ごみ処理量（t）					
	指標の説明	ごみ収集及び直接搬入された不燃ごみの処理量					
成果 指標 2	名称（単位）	粗大ごみ処理量（t）					
	指標の説明	ごみ収集及び直接搬入された粗大ごみの処理量					
成果 指標 3	名称（単位）						
	指標の説明						
成果 指標 4	名称（単位）						
	指標の説明						
令和7年度事業計画		・粗大ごみ処理施設及び最終処分場の運転管理業務委託 ・粗大ごみ処理施設補修工事 ・事業方針決定					
令和8年度事業計画		・粗大ごみ処理施設及び最終処分場の運転管理業務委託 ・粗大ごみ処理施設補修工事 ・設計 ・廃棄物処理法に基づく事前協議					
令和9年度事業計画		・粗大ごみ処理施設及び最終処分場の運転管理業務委託 ・粗大ごみ処理施設補修工事 ・長寿命化工事（破砕機更新含む） ・粗大ごみ等の処理委託（工事期間中）					

事業 No. ・ 名		125	最終処分場維持管理事業	担 当 課	環境課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画				予 算 科 目	衛生費清掃費塵芥処理費			
政 策	4	安全・安心で環境にやさしいまち						
施 策	7	廃棄物の排出抑制		新規・継続の別	継続			
施 策 の 内 容	2	廃棄物処理体制の整備		補助・単独の別	補助			
重点対策プロジェクト				事 業 種 類	維持管理事業			
SDGsとの関連	   							
事業の対象	全市民							
事業概要・効果								
【概要】 粗大ごみ等の残渣や可燃ごみの焼却灰等を最終処分（埋立て）し、放流水の適正な管理を行う。焼却灰等の最終処分場への通常搬入を終了する時期について、残余量調査の結果から、令和6年度末から令和8年6月までに変更する。このことについて、議員全員協議会で報告済み。 【効果】 円滑な最終処分のための運転機能を維持しつつ、できるだけ長期の利用を目指す。								
事業の必要性								
ごみの最終処分は専門的知識及び処理施設が必要であり、市民から排出されたごみは、市が処理する必要がある。								
事業実施に当たり目標とすること		施設を適切に維持管理するとともに、残余量調査及び敷き均しを行い、できるだけ長期の利用を目指す						
成果指標 1	名称（単位）	埋立量（m ³ ）						
	指標の説明	最終処分場に埋立てを行った量						
成果指標 2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・ 最終処分場維持管理 ・ ダイオキシン類調査 ・ 浸出水処理施設等補修工事						
令和8年度事業計画		・ 最終処分場維持管理 ・ ダイオキシン類調査 ・ 浸出水処理施設等補修工事						
令和9年度事業計画		・ 最終処分場維持管理 ・ ダイオキシン類調査 ・ 浸出水処理施設等補修工事 ・ 最終処分場検討会						

事業 No.・名	126	し尿処理施設維持管理事業	担 当 課	環境課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	衛生費清掃費し尿処理場費			
政 策	4	安全・安心で環境にやさしいまち					
施 策	7	廃棄物の排出抑制	新規・継続の別	継続			
施 策 の 内 容	2	廃棄物処理体制の整備	補助・単独の別	単独			
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	維持管理事業			
SDGsとの関連	   						
事業の対象	市民、杉戸町民※下水道使用者除く						
事業概要・効果							
【概要】 幸手市及び杉戸町で発生するし尿及び浄化槽汚泥を適正に処理するため、施設の維持管理を行う。平成25年度に策定した長寿命化計画では、延命化の目標年を令和7年度としているため、今後の施設の方向性を検討していく。 【効果】 円滑なし尿処理のための運転機能を維持しつつ、できるだけ長期の利用を目指す。							
事業の必要性							
市内から発生したし尿及び浄化槽汚泥は、市が処理する必要がある。また、事務委託により杉戸町分も処理する必要がある。							
事業実施に当たり目標とすること		施設を適切に維持管理するとともに、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理する					
成果指標 1	名称（単位）	し尿・浄化槽汚泥処理量（t）					
	指標の説明	し尿処理施設に搬入されたし尿・浄化槽汚泥の量					
成果指標 2	名称（単位）						
	指標の説明						
成果指標 3	名称（単位）						
	指標の説明						
成果指標 4	名称（単位）						
	指標の説明						
令和7年度事業計画		・し尿処理施設の運転管理業務委託 ・定期修繕・機器改修工事					
令和8年度事業計画		・し尿処理施設の運転管理業務委託 ・定期修繕・機器改修工事 ・長寿命化計画策定等					
令和9年度事業計画		・し尿処理施設の運転管理業務委託 ・定期修繕・機器改修工事 ・発注支援、設計等					

事業No.・名	127	指定ごみ袋管理事業	担 当 課	環境課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	衛生費清掃費塵芥処理費			
政 策	4	安全・安心で環境にやさしいまち					
施 策	7	廃棄物の排出抑制	新規・継続の別	継続			
施 策 の 内 容	2	廃棄物処理体制の整備	補助・単独の別	単独			
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業			
SDGsとの関連	   						
事業の対象	全市民						
事 業 概 要 ・ 効 果							
【概要】 燃やせるごみの排出に使用する幸手市指定ごみ袋の製作及び配送事業を行う。 【効果】 燃やせるごみの処理手数料を徴収することにより、燃やせるごみを排出する市民に応分の負担を求め、ごみ減量化の努力をする者とししない者の不公平の解消を図る。また、燃やせるごみの排出を抑制し、ごみの減量化と再資源化を推進する。							
事 業 の 必 要 性							
幸手市廃棄物の処理及び再利用に関する条例に基づき、指定ごみ袋の代金が手数料と定められている。指定ごみ袋は、ごみの減量化と処理手数料の負担の公平化のために必要である。							
事業実施に当たり 目 標 と す る こ と		指定ごみ袋の納品を適切に管理すること、及びごみ処理手数料の納入に不公平が生じないようにする					
成果 指標 1	名称（単位）	指定ごみ袋納品数(枚)					
	指標の説明	指定ごみ袋を指定店等に納品した枚数					
成果 指標 2	名称（単位）						
	指標の説明						
成果 指標 3	名称（単位）						
	指標の説明						
成果 指標 4	名称（単位）						
	指標の説明						
令和7年度事業計画		・ 指定ごみ袋の製作及び配送					
令和8年度事業計画		・ 指定ごみ袋の製作及び配送 ・ ごみ袋管理システム変更導入 ・ ごみ袋管理システム管理運営業務委託					
令和9年度事業計画		・ 指定ごみ袋の製作及び配送 ・ ごみ袋管理システム管理運営業務委託					

事業No.・名	128	ごみ処理施設解体事業	担 当 課	環境課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	衛生費清掃費塵芥処理費
政 策	4	安全・安心で環境にやさしいまち		
施 策	7	廃棄物の排出抑制	新規・継続の別	継続
施 策 の 内 容	2	廃棄物処理体制の整備	補助・単独の別	補助
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	普通建設事業
SDGsとの関連	6 11 12 14			
事業の対象	全市民			
事業概要・効果				
【概要】 平成14年に稼働を停止したごみ処理施設について、有害物質の除去を行った上で、施設の解体を行う。 【効果】 ごみ処理施設は、昭和58年4月に供用を開始し、施設の老朽化が著しく、現在のダイオキシン類の排出基準を踏まえると再稼働は期待できない。なお、ダイオキシン類の飛散については、定期的に測定し、周辺への影響がないことを確認している。				
事業の必要性				
総合振興計画において、速やかな解体に努めるとしている。				
事業実施に当たり 目標とすること	跡地の有効活用を踏まえ、焼却施設を解体する			
成果 指標 1	名称（単位）	事業の進捗率（％）		
	指標の説明	事業の進捗率		
成果 指標 2	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画	・ 施設整備のあり方、施設の解体撤去やその後の利用方法について検討する			
令和8年度事業計画	・ 解体にあたり、関係団体等と協議 ・ 庁議等 ・ 解体時の支障となる項目について事前調査を行う			
令和9年度事業計画	・ 解体工事発注支援、設計			

事業No.・名	129	桜泉園管理棟管理運営事業	担 当 課	環境課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	衛生費清掃費清掃総務費
政 策	4	安全・安心で環境にやさしいまち		
施 策	7	廃棄物の排出抑制	新規・継続の別	継続
施 策 の 内 容	2	廃棄物処理体制の整備	補助・単独の別	単独
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	維持管理事業
SDGsとの関連	6 11 12 14			
事業の対象	全市民			
事業概要・効果				
【概要】 桜泉園管理棟は、旧耐震基準の建築物で、開設当初から改修等を行っていないため、老朽化による劣化等が見られる。施設の延命化を図るためには、耐震診断等を実施し、改修を行う必要がある。 【効果】 施設の延命化が期待できる。				
事業の必要性				
市が実施するごみ処理を全体的にコントロールする職員が常駐する施設であり、継続して使用するためにも、施設を適切に維持管理する必要がある。				
事業実施に当たり 目標とすること	開設から40年以上経過しており、施設の修繕を適正に実施することにより安定した施設の維持管理を行う			
成果 指標 1	名称（単位）	事業の進捗率（%）		
	指標の説明	事業の進捗率		
成果 指標 2	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画	・事業の検討 ・事業の決定			
令和8年度事業計画	・個別施設計画の検討結果に基づく実施（耐震診断費用の計上） ・設計			
令和9年度事業計画	・長寿命化工事			

政 策 5

にぎわいと活力あふれるまち【観光・産業】

事業No.・名	130	観光資源の発掘・PR事業	担当課	商工観光課				
第6次総合振興計画後期基本計画			予算科目	商工費商工費観光費				
政策	5	にぎわいと活力あふれるまち						
施策	1	地域の特性をいかした観光の振興	新規・継続の別	継続				
施策の内容	2	観光資源の活用	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト	2	にぎわいのあるまちプロジェクト	事業種類	その他事務事業				
SDGsとの関連	  							
事業の対象	市民及び幸手を訪れる観光客							
事業概要・効果								
【概要】 新たな観光資源の発掘に係る観光ボランティアの育成や、観光マップを作製することで景観形成を推進していく。 【効果】 権現堂桜堤から幸手駅までのルートにおける、中心市街地への観光客の引き込みを図り、地域経済の活性化へとつなげる。								
事業の必要性								
権現堂桜堤や幸手宿の歴史や文化を活かした幅広い世代が安全に楽しく回遊できるまちづくりのため、実施する必要がある。								
事業実施に当たり目標とすること		観光シーズンにおける渋滞緩和に努める。また、良好な観光資源の維持管理を目指し、観光客をまちなかに呼び込めるように回遊型の啓発や、市内商業の利用を高める仕組みづくりを推進する						
成果指標1	名称（単位）	県営権現堂公園年間観光客数(万人)						
	指標の説明	県営権現堂公園に訪れる年間観光客数						
成果指標2	名称（単位）	観光ガイド登録者数(人)						
	指標の説明	観光ガイドの累計登録者数						
成果指標3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・観光ガイド養成講座の実施 ・日光街道六宿スタンプラリーの実施（草加・越谷・粕壁・杉戸・幸手・栗橋） ・観光マップの作成						
令和8年度事業計画		・観光ガイド養成講座の実施 ・日光街道六宿スタンプラリーの実施（草加・越谷・粕壁・杉戸・幸手・栗橋）						
令和9年度事業計画		・観光ガイド養成講座の実施 ・日光街道六宿スタンプラリーの実施（草加・越谷・粕壁・杉戸・幸手・栗橋） ・観光マップの作成						

事業 No. ・ 名	131	市営釣場神扇池施設管理事業	担 当 課	商工観光課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	商工費商工費観光費				
政 策	5	にぎわいと活力あふれるまち						
施 策	1	地域の特性をいかした観光の振興	新規・継続の別	継続				
施 策 の 内 容	2	観光資源の活用	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト	2	にぎわいのあるまちプロジェクト	事 業 種 類	維持管理事業				
SDGsとの関連	  							
事 業 の 対 象	市営釣場神扇池の利用者							
事 業 概 要 ・ 効 果								
【概要】 1994（平成6）年のオープンから30年を超える市営釣場の施設について、栈橋等の修繕を計画的に実施する。 【効果】 施設の適切な管理を行うことが、良好な釣場環境のPRになるとともに、利用者の増加につながる。								
事 業 の 必 要 性								
施設の適正な管理・運営により、市民に健全なレクリエーションの場を提供し、公共の福祉を増進するため、実施する必要がある。								
事業実施に当たり 目 標 と す る こ と		釣座間隔などの環境を改善するとともに栈橋ゴムシートも改修することで、利用者の増加を図る						
成果 指標 1	名称（単位）	利用者数(人)						
	指標の説明	市営釣場の年間利用者数						
成果 指標 2	名称（単位）	快適と回答した人の割合(%)						
	指標の説明	施設の快適さ（設備・安全性・サービス等）						
成果 指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・ 市営釣場用地借り上げ ・ 市営釣場駐車場用地借り上げ ・ 市営釣場修繕						
令和8年度事業計画		・ 市営釣場用地借り上げ ・ 市営釣場駐車場用地借り上げ ・ 市営釣場修繕						
令和9年度事業計画		・ 市営釣場用地借り上げ ・ 市営釣場駐車場用地借り上げ ・ 市営釣場修繕						

事業No.・名	132	観光協会補助事業	担 当 課	商工観光課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	商工費商工費観光費
政 策	5	にぎわいと活力あふれるまち		
施 策	1	地域の特性をいかした観光の振興	新規・継続の別	継続
施 策 の 内 容	3	観光事業の充実・連携	補助・単独の別	単独
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業
SDGsとの関連				
事業の対象	幸手市の観光イベントに訪れる人			
事業概要・効果				
【概要】 桜まつりなどの各種観光事業の一層の充実を図り、郷土物産品の紹介を広く行うため、観光協会の活動を支援する。 【効果】 幸手市の各種観光事業を推進することで、観光資源の充実・整備・PRが図れ、さらなる集客につながる。				
事業の必要性				
観光事業の発展を図り、併せて産業経済の振興に寄与し、郷土の文化向上に貢献するため、幸手市観光協会規約に基づき実施する必要がある。				
事業実施に当たり 目標とすること	観光行事の充実、情報発信力の強化を行うことで、魅力ある幸手市の周知を推進する			
成果 指標 1	名称（単位）	観光協会ホームページアクセス数(万人)		
	指標の説明	観光協会ホームページアクセス数		
成果 指標 2	名称（単位）	補助金交付額(千円)		
	指標の説明	観光協会への補助金交付額		
成果 指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画	幸手市観光協会へ補助金を交付			
令和8年度事業計画	幸手市観光協会へ補助金を交付			
令和9年度事業計画	幸手市観光協会へ補助金を交付			

事業No.・名	133	中心市街地にぎわい創造事業補助事業	担 当 課	商工観光課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	商工費商工費商工振興費
政 策	5	にぎわいと活力あふれるまち		
施 策	2	商工業の活性化のための支援	新規・継続の別	継続
施 策 の 内 容	2	中心市街地活性化事業の支援	補助・単独の別	単独
重点対策プロジェクト	2	にぎわいのあるまちプロジェクト	事 業 種 類	その他事務事業
SDGsとの関連	    			
事業の対象	幸手市商工会			
事業概要・効果				
【概要】 中心市街地の活性化に資するため、商工会が事業主体となることを決定した事業に対し補助を行う。 【効果】 中心市街地の衰退や空洞化を抑制するとともに、中心市街地のにぎわいを取り戻し、活性化を図ることができる。				
事業の必要性				
幸手市のまちなかの魅力を牽引する活力と特色ある店づくり・商店街づくりのため、幸手市中心市街地にぎわい創造方針の基本方針に基づき実施する必要がある。				
事業実施に当たり 目標とすること	事業主体と協議・調整を行い、実効性のある事業を実施し、中心市街地の活性化と特色ある店づくり・商店街づくりに努める			
成果 指標 1	名称（単位）	新規出店者数（件）		
	指標の説明	中心市街地における新規出店者数		
成果 指標 2	名称（単位）	空き店舗の累計活用数（件）		
	指標の説明	中心市街地における空き店舗累計活用数		
成果 指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画	・ 中心市街地にぎわい創造事業費補助金の交付 ・ 商工会との協議・調整			
令和8年度事業計画	・ 中心市街地にぎわい創造事業費補助金の交付 ・ 商工会との協議・調整			
令和9年度事業計画	・ 中心市街地にぎわい創造事業費補助金の交付 ・ 商工会との協議・調整			

事業No.・名	134	市民まつり開催事業	担 当 課	商工観光課		
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	商工費商工費観光費		
政 策	5	にぎわいと活力あふれるまち				
施 策	2	商工業の活性化のための支援	新規・継続の別	継続		
施策の内容	3	商業団体の活動の支援	補助・単独の別	単独		
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業		
SDGsとの関連	    					
事業の対象	市民まつりに参加する人					
事 業 概 要 ・ 効 果						
【概要】 市を元気あふれる「ふるさと」として発展させるため、商工会を中心として組織される「市民まつりの会」に事業を委託し、市民まつりを開催している。 【効果】 地域産業の振興と地域活性化の推進、市民参画の促進。						
事 業 の 必 要 性						
幸手市民によるまちづくりの推進と市内産業の振興及び地域コミュニティの進展を図るため、実施する必要がある。						
事業実施に当たり 目標とすること		会場レイアウトや開催日程を精査することで、より多くの出店や体験型アトラクションを実施できるように努める				
成果 指標 1	名称（単位）	市民まつり参加者(人)				
	指標の説明	市民まつりに来場した人数				
成果 指標 2	名称（単位）					
	指標の説明					
成果 指標 3	名称（単位）					
	指標の説明					
成果 指標 4	名称（単位）					
	指標の説明					
令和7年度事業計画		・各種アトラクションや模擬店・商工ブース等を実施する「第30回幸手市民まつり」を開催予定				
令和8年度事業計画		・各種アトラクションや模擬店・商工ブース等を実施する「第31回幸手市民まつり」を開催予定				
令和9年度事業計画		・各種アトラクションや模擬店・商工ブース等を実施する「第32回幸手市民まつり」を開催予定				

事業No.・名	135	商工会補助事業	担 当 課	商工観光課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	商工費商工費商工振興費			
政 策	5	にぎわいと活力あふれるまち					
施 策	2	商工業の活性化のための支援	新規・継続の別	継続			
施 策 の 内 容	3	商業団体の活動の支援	補助・単独の別	単独			
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業			
SDGsとの関連	 8 働きがいも 経済成長も  9 産業と革新基盤の 発展をつくろう						
事業の対象	幸手市商工会						
事 業 概 要 ・ 効 果							
【概要】 市内商工業の安定と、継続的な発展と振興に重要な役割を果たしている幸手市商工会の充実や強化を図る。 【効果】 商工業の経営改善等の対策が図られる。							
事 業 の 必 要 性							
市内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて福祉の増進や市内経済の健全な発展に寄与するため幸手市商工会補助金交付要綱に基づいて、実施する必要がある。							
事業実施に当たり 目 標 と す る こ と	市内事業者に対し適切な助言や対策を実施し、経営改善や、金融、税務、経理、販売管理、労務、技術の改善などに努める						
成果 指標 1	名称（単位）	小売業事業所数(事業所数)					
	指標の説明	市内小売事業所数（商工会会員数）					
成果 指標 2	名称（単位）	製造業事業所数(事業所数)					
	指標の説明	市内製造業事業所数（商工会会員数）					
成果 指標 3	名称（単位）						
	指標の説明						
成果 指標 4	名称（単位）						
	指標の説明						
令和7年度事業計画	・ 商工会へ補助金を交付 ・ 連絡調整及び連携						
令和8年度事業計画	・ 商工会へ補助金を交付 ・ 連絡調整及び連携						
令和9年度事業計画	・ 商工会へ補助金を交付 ・ 連絡調整及び連携						

事業No.・名	136	商業団体活性化推進事業	担 当 課	商工観光課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	商工費商工費商工振興費			
政 策	5	にぎわいと活力あふれるまち					
施 策	2	商工業の活性化のための支援	新規・継続の別	継続			
施 策 の 内 容	3	商業団体の活動の支援	補助・単独の別	単独			
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業			
SDGsとの関連	8 質の高い雇用を創出 9 産業と地域革新の基盤をつくろう						
事業の対象	商業協同組合及び市内商店会						
事業概要・効果							
【概要】 商業協同組合及び市内商店会の事業に対し補助金を交付する。今後、事業実施団体が増えることを期待している。 【効果】 商店が集団形態をとることで、新たな事業の創出が期待される。							
事業の必要性							
商店街の活性化を促進するため、幸手市商業団体活性化推進事業費補助金交付要綱に基づき商業団体設立準備事業・販売促進事業・運営改善事業に対し補助金を交付する必要がある。							
事業実施に当たり目標とすること	集団形態をとり、共同事業等の事業活動を行うことで、商店会のにぎわい創出を推進する						
成果指標 1	名称(単位)	補助金交付団体数(団体)					
	指標の説明	商業団体活性化推進事業費補助金の交付団体					
成果指標 2	名称(単位)	補助金交付額(千円)					
	指標の説明	商業団体活性化推進事業費補助金の交付額					
成果指標 3	名称(単位)						
	指標の説明						
成果指標 4	名称(単位)						
	指標の説明						
令和7年度事業計画	・幸手市商業協同組合等に補助金の交付 ・連絡調整						
令和8年度事業計画	・幸手市商業協同組合等に補助金の交付 ・連絡調整						
令和9年度事業計画	・幸手市商業協同組合等に補助金の交付 ・連絡調整						

事業 No.・名		137	幸手中央地区産業団地奨励金交付事業		担 当 課	商工観光課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画					予 算 科 目	商工費商工費商工振興費			
政 策	5	にぎわいと活力あふれるまち							
施 策	2	商工業の活性化のための支援			新規・継続の別	継続			
施 策 の 内 容	4	企業立地の促進・地元雇用の拡大			補助・単独の別	単独			
重点対策プロジェクト						事 業 種 類	その他事務事業		
SDGsとの関連									
事業の対象		幸手中央地区産業団地に進出した、指定要件に該当する企業							
事業概要・効果									
【概要】 幸手中央地区産業団地に操業した企業に対し、施設設置・雇用促進・障害者雇用促進・水道加入分担金相当額の奨励金を交付する。 【効果】 13区画中、12社が操業しており、市民雇用拡大につながっている。									
事業の必要性									
幸手中央地区産業団地に事業所を新設する企業に対して奨励措置を講ずることにより、企業誘致を推進し、市の産業の振興及び雇用機会の拡大に寄与するため、幸手市幸手中央地区産業団地企業誘致条例に基づき実施する必要がある。									
事業実施に当たり目標とすること		企業が雇用を考える時点で、雇用促進奨励金の周知を徹底し、市民の雇用拡大を図る							
成果指標 1	名称（単位）	雇用者数(人)							
	指標の説明	幸手中央地区産業団地内における幸手市民の雇用者数（障害者含む）							
成果指標 2	名称（単位）	雇用促進奨励金額(千円)							
	指標の説明	幸手中央地区産業団地企業誘致条例に基づく雇用促進（障害者含む）奨励金額							
成果指標 3	名称（単位）								
	指標の説明								
成果指標 4	名称（単位）								
	指標の説明								
令和7年度事業計画		・ 操業する奨励金対象企業に対し、奨励金等を支出 ・ 雇用促進奨励金 ・ 施設設置奨励金							
令和8年度事業計画		・ 操業する奨励金対象企業に対し、奨励金等を支出 ・ 施設設置奨励金							
令和9年度事業計画		・ 操業する奨励金対象企業に対し、奨励金等を支出 ・ 施設設置奨励金							

事業No.・名	138	雇用創出事業	担 当 課	商工観光課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	労働費労働諸費労働諸費
政 策	5	にぎわいと活力あふれるまち		
施 策	3	雇用と労働環境の充実	新規・継続の別	継続
施 策 の 内 容	1	雇用情報の提供	補助・単独の別	単独
重点対策プロジェクト	2	にぎわいのあるまちプロジェクト	事 業 種 類	その他事務事業
SDGsとの関連	  			
事業の対象	内職／内職を希望する人・求人企業ハローワーク／就職を希望する人			
事業概要・効果				
【概要】 （内職）内職相談を実施し、家庭外で働くことが困難で内職を希望する人の相談に乗り、求人企業に斡旋することでマッチングを図る。 （ハローワーク）ふるさとハローワークを設置し、求人求職相談や企業とのマッチングを図る。 【効果】 雇用拡大が期待できる。				
事業の必要性				
家庭外で働くことができず、内職を希望する者に対し、内職に関する相談及びあっせんを行うため。また、企業での就職希望者と企業のマッチングを図り、雇用拡大につなげるため実施する必要がある。				
事業実施に当たり 目標とすること	市民・企業・ハローワーク・埼玉県などと連携し、女性や高齢者、障がい者などすべての人に対して内職・雇用機会の拡大を図る			
成果 指標 1	名称（単位）	内職あっせん件数(件)		
	指標の説明	企業に内職希望者を紹介し、面接に至る件数		
成果 指標 2	名称（単位）	就労支援セミナー・相談会の実施回数(回)		
	指標の説明	ハローワークとの共同及び県が実施するセミナー等の実施数		
成果 指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画	・内職相談を実施 ・ハローワークおよび県との連携			
令和8年度事業計画	・内職相談を実施 ・ハローワークおよび県との連携			
令和9年度事業計画	・内職相談を実施 ・ハローワークおよび県との連携			

事業No.・名	139	勤労福祉会館管理運営事業	担 当 課	商工観光課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	労働費労働諸費労働諸費
政 策	5	にぎわいと活力あふれるまち		
施 策	3	雇用と労働環境の充実	新規・継続の別	継続
施 策 の 内 容	3	福利厚生の実施	補助・単独の別	単独
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業
SDGsとの関連				
事業の対象	勤労者			
事業概要・効果				
【概要】 勤労者が安心、安全に文化教養活動に励めるよう勤労福祉会館の管理運営を行う。 【効果】 中心市街地に立地する公共施設のため、勤労者等によるコミュニケーションの促進。				
事業の必要性				
勤労者の文化教養活動の推進と市民福祉の増進を図るため、幸手市勤労福祉会館設置及び管理条例に基づき実施する必要がある。				
事業実施に当たり 目標とすること		勤労者の文化教養活動の推進と市民福祉の増進を図るため、幸手市勤労福祉会館設置及び管理条例に基づき実施する必要がある		
成果 指標 1	名称（単位）	利用者数(人)		
	指標の説明	勤労福祉会館の利用者数		
成果 指標 2	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画		・ 勤労福祉会館運営業務の実施		
令和8年度事業計画		・ 勤労福祉会館運営業務の実施 ・ 大規模改修設計業務		
令和9年度事業計画		・ 勤労福祉会館運営業務の実施 ・ 大規模改修工事		

事業 No.・名	140	多面的機能支援事業	担 当 課	農業振興課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	農林水産業費農業費農地費				
政 策	5	にぎわいと活力あふれるまち						
施 策	4	地域農業の推進	新規・継続の別	継続				
施 策 の 内 容	1	農業生産基盤の整備と優良農地の保全	補助・単独の別	補助				
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業				
SDGsとの関連								
事業の対象	農振農用地内の農地の所有者、耕作者等							
事業概要・効果								
【概要】 農業・農村の有する多面的機能を支える地域の共同活動や、担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支える活動を行う農業者団体等を市が認定し支援している。現在、10組織が活動している。 【効果】 活動により農地や水路等の地域資源が適切に保全管理されるとともに、担い手農家の負担軽減と農地集積の後押しとなる。								
事業の必要性								
地域の良好な環境を維持するにあたり、地域の共同活動によって保全管理されることが必要である。								
事業実施に当たり 目標とすること	多面的機能支援事業を推進し、水路の草刈り・泥上げや農地法面の草刈りなど地域で実施する共同活動を支援するとともに、活動組織や地域の拡大を目指す							
成果 指標 1	名称（単位）	多面的機能支援事業の活動組織数(団体)						
	指標の説明	多面的機能支援事業を実施する活動組織数						
成果 指標 2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画	・ 多面的機能支援事業補助金							
令和8年度事業計画	・ 多面的機能支援事業補助金							
令和9年度事業計画	・ 多面的機能支援事業補助金							

事業No.・名	141	農業水利施設整備事業	担 当 課	農業振興課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	農林水産業費農業費農地費
政 策	5	にぎわいと活力あふれるまち		
施 策	4	地域農業の推進	新規・継続の別	継続
施策の内容	1	農業生産基盤の整備と優良農地の保全	補助・単独の別	単独
重点対策プロジェクト			事業種類	普通建設事業
SDGsとの関連	    			
事業の対象	農業用排水路や管水路等の水利施設、農業者、農業団体			
事業概要・効果				
【概要】 約50年前に整備された用水路や管水路等の水利施設は、地盤沈下や老朽化の影響により安定した農業用水の供給に支障をきたしており、これらの対策として、県営事業により水利施設の補修・改修工事が進められている。 【効果】 水利施設の機能確保、様々な被害の未然防止が図られ、農業生産の安定化につながる。				
事業の必要性				
農業水利施設の整備は、安定した用水供給や排水能力の確保には必要不可欠である。整備は広範囲・大規模になるため、地元負担が大きくなる。しかし、県が事業主体となり工事が進められることによって少ない地元負担で整備を実施することができる。				
事業実施に当たり目標とすること	県との調整会議を通して、工事の着実な進行とコスト面についても縮減を図るよう要望していく			
成果指標 1	名称（単位）	権現堂3期地区事業進捗率(%)		
	指標の説明	総事業費に対する執行済事業費の率		
成果指標 2	名称（単位）	島中領地区事業進捗率(%)		
	指標の説明	総事業費に対する執行済事業費の率		
成果指標 3	名称（単位）	幸手領・権現堂2期地区進捗率(%)		
	指標の説明	総事業費に対する執行済事業費の率		
成果指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画	・権現堂3期地区（用水路改修） ・島中領地区（管水路改修） ・幸手領・権現堂2期地区（揚水機場補修）			
令和8年度事業計画	・権現堂3期地区（用水路改修） ・島中領地区（管水路改修） ・幸手領・権現堂2期地区（揚水機場補修）			
令和9年度事業計画	・幸手領・権現堂2期地区（揚水機場補修）			

事業No.・名	142	土地改良施設排水対策事業	担 当 課	農業振興課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	農林水産業費農業費農地費				
政 策	5	にぎわいと活力あふれるまち						
施 策	4	地域農業の推進	新規・継続の別	継続				
施 策 の 内 容	1	農業生産基盤の整備と優良農地の保全	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業				
SDGsとの関連								
事業の対象	土地改良施設、土地改良区							
事業概要・効果								
【概要】 農地以外からの排水や大雨・台風等の増加により水路等の土地改良施設への排水量が増加し、対応する土地改良区は本来の業務を超えるような負担になっている。そのような本来市が担う公共性の強い部分の負担に対し、その事業を行う土地改良区に対し分担金を支出する。								
【効果】 土地改良区及び農業者の負担軽減、円滑な治水対策が図られる。								
事業の必要性								
近年の農地の減少に伴う農地以外からの排水や大雨・台風等の増加によって、土地改良区が果たす公共的な役割の負担が年々増加しており、こうした土地改良区の負担の軽減を図る必要がある。								
事業実施に当たり目標とすること		土地改良区が行う排水事業について、土地改良区と連携して負担軽減の方策を検討していく						
成果指標 1	名称（単位）	土地改良排水事業分担金(円)						
	指標の説明	排水機場を所有する土地改良区が行う排水事業に係る経費への分担金						
成果指標 2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・ 神扇落悪水路土地改良区へ分担金支出 ・ 中島用悪水路土地改良区へ分担金支出						
令和8年度事業計画		・ 神扇落悪水路土地改良区へ分担金支出 ・ 中島用悪水路土地改良区へ分担金支出						
令和9年度事業計画		・ 神扇落悪水路土地改良区へ分担金支出 ・ 中島用悪水路土地改良区へ分担金支出						

事業No.・名	143	水路関係資料整備事業	担 当 課	道路河川課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	土木費河川費河川総務費
政 策	5	にぎわいと活力あふれるまち		
施 策	4	地域農業の推進	新規・継続の別	継続
施 策 の 内 容	1	農業生産基盤の整備と優良農地の保全	補助・単独の別	単独
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業
SDGsとの関連	9 産業と経済活動の振興を促す 11 住み続けられるまちづくりを			
事業の対象	水路、農業者、農業団体、土地利用計画者			
事業概要・効果				
【概要】 水路境界査定申請書等の資料をファイリングしデータ化して保存する。市内水路の位置を地図化して水路現況図データを作成し、併せて幅員や工事箇所の記録をデータ化し水路の情報を一元的に管理する。 【効果】 事務の効率化、住民サービスの向上、道路台帳との連携が図られる。				
事業の必要性				
水路の境界査定や工事等の資料は紙ベースで保管しているため、過去の状況や記録の確認が困難となり業務効率はかなり悪い。事業を実施することにより、業務改善、効率化、住民サービス向上につながる。				
事業実施に当たり 目標とすること	境界査定データを道路台帳システムに取り込み、水路現況図データについて道路台帳管理システムとの連携、統合を図る			
成果 指標 1	名称（単位）	境界査定資料ファイリング(件)		
	指標の説明	ファイリングを実施する資料の対象年		
成果 指標 2	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画	・水路現況図データ作成検討			
令和8年度事業計画	・水路現況図データ作成検討 ・境界査定資料ファイリング（700件）			
令和9年度事業計画	・水路現況図データ作成検討 ・境界査定資料ファイリング（700件）			

事業No.・名	144	農業経営安定化支援事業	担 当 課	農業振興課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	農林水産業費農業費農業振興費
政 策	5	にぎわいと活力あふれるまち		
施 策	4	地域農業の推進	新規・継続の別	継続
施 策 の 内 容	2	農業経営の強化と担い手の育成・支援	補助・単独の別	単独
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業
SDGsとの関連	8 働きがいも 経済成長も 9 産業と地域革新の 基盤をつくろう			
事業の対象	市内に住所を有する農業者、農業法人、農業団体			
事業概要・効果				
【概要】 農業経営の安定化を図るため、県が提示する生産数量の目安に応じた作付けを促進するなど、関係機関との連携による経営所得安定対策の推進を図る。また、持続可能な農業の実現に向けて、環境と安全に配慮した有機農業を推進するとともに、新規就農者への相談などを実施する。加えて、令和6年度に、地域での話し合いにより目指すべき10年後の農地利用の姿を明確化する地域農業経営基盤強化促進計画の策定を実施する。 【効果】 農業経営の安定化及び持続可能な農業の実現につながる。				
事業の必要性				
農業経営安定化のため、米の需給動向に応じた作付けを促進することが必要である。また、持続可能な農業の実現のため、環境と安全に配慮した有機農業の推進及び認定農業者等の担い手の育成・確保に関する支援を強化する必要がある。 農業経営基盤強化促進法の改正により、令和6年度中に地域農業経営基盤強化促進計画を定める。				
事業実施に当たり 目標とすること	生産数量の目安に応じた作付けを促すとともに、担い手となる認定農業者等の育成・確保を図る			
成果 指標 1	名称（単位）	地産地消SDGs取組宣言登録事業所数(事業所)		
	指標の説明	市から地産地消SDGs取組宣言登録証の交付を受けた事業所数		
成果 指標 2	名称（単位）	地域水田農業推進事業補助金額(円)		
	指標の説明	水田の有効活用、農業経営の安定等を図るための地域一体の活動経費に対する補助金		
成果 指標 3	名称（単位）	認定農業者数(人)		
	指標の説明	市から農業経営改善計画の認定を受けた農業者数		
成果 指標 4	名称（単位）	農地の利用集積面積(ha)		
	指標の説明	担い手に貸し付けられた農地の面積		
令和7年度事業計画	・地産地消SDGs取組宣言推進事業 ・地域水田農業推進事業 ・有機農業推進事業 ・推進会議			
令和8年度事業計画	・地産地消SDGs取組宣言推進事業 ・地域水田農業推進事業 ・有機農業推進事業 ・推進会議			
令和9年度事業計画	・地産地消SDGs取組宣言推進事業 ・地域水田農業推進事業 ・有機農業推進事業 ・推進会議			

事業No.・名	145	農産物生産振興事業	担 当 課	農業振興課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	農林水産業費農業費農業振興費
政 策	5	にぎわいと活力あふれるまち		
施 策	4	地域農業の推進	新規・継続の別	継続
施 策 の 内 容	3	幸手産農産物の消費拡大と高付加価値化への支援	補助・単独の別	単独
重点対策プロジェクト	2	にぎわいのあるまちプロジェクト	事 業 種 類	その他事務事業
SDGsとの関連	8 9 12			
事業の対象	市内で生産される農作物とその生産者			
事業概要・効果				
【概要】 農産物直売所や各種イベント等におけるPR活動により、効果的な情報発信をする。 【効果】 幸手産米の知名度向上、地産地消の推進及び幸手産農作物の付加価値向上につながる。				
事業の必要性				
幸手産米の付加価値向上を図るためには、特別栽培米コシヒカリのPRを推進するなど、更なる知名度の向上を図る必要がある。また、各種イベント等におけるPR活動を通して幸手産農産物の知名度、付加価値向上を図る必要がある。				
事業実施に当たり 目標とすること	関係機関と連携し、幸手産米を中心とする幸手産農産物の消費拡大を目指すとともに、研究開発への支援を検討していく			
成果 指標 1	名称(単位)	特別栽培米作付面積(a)		
	指標の説明	特別栽培米の作付けが行われた水田の面積		
成果 指標 2	名称(単位)			
	指標の説明			
成果 指標 3	名称(単位)			
	指標の説明			
成果 指標 4	名称(単位)			
	指標の説明			
令和7年度事業計画	・幸手産米販売促進業務 ・幸手産農産物PR事業			
令和8年度事業計画	・幸手産米販売促進業務 ・幸手産農産物PR事業			
令和9年度事業計画	・幸手産米販売促進業務 ・幸手産農産物PR事業			

政 策 6

だれもが快適に暮らせるまち【都市基盤】

事業No.・名	146	都市計画事業	担 当 課	都市計画課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	土木費都市計画費都市計画総務費
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち		
施 策	1	計画的な土地利用	新規・継続の別	継続
施 策 の 内 容	1	土地利用構想の実現化	補助・単独の別	単独
重点対策プロジェクト	3	安全・安心で快適に暮らせるまちプロジェクト	事 業 種 類	その他事務事業
SDGsとの関連	 			
事業の対象	全市民			
事業概要・効果				
【概要】 都市計画法に基づく市街化区域の見直しや都市計画の決定・変更手続きを行う。また、都市計画区域を構成する杉戸町、宮代町と調整協議を行う。 【効果】 幸手都市計画（幸手市、杉戸町、宮代町）の基本方針である「幸手都市計画区域の整備開発及び保全の方針」に基づいた都市計画の運用が図れる。				
事業の必要性				
幸手都市計画区域の基本方針に基づいた、都市計画の運用と都市計画に関する決定、変更等の必要な手続きを行うため必要である。				
事業実施に当たり 目標とすること	幸手都市計画区域事務連絡協議会及び都市計画審議会を開催する			
成果 指標 1	名称（単位）	事務連絡協議会の開催（回）		
	指標の説明	事務連絡協議会の開催回数		
成果 指標 2	名称（単位）	都市計画審議会の開催（回）		
	指標の説明	都市計画審議会の開催回数		
成果 指標 3	名称（単位）	市街化区域内における市街地開発事業などの事業完了率（%）		
	指標の説明	市街化区域内で実施している土地区画整理事業や1 ha以上の大規模開発行為の事業が完了する割合		
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画	・都市計画審議会の開催 ・都市計画区域事務連絡協議会の開催 ・市街化区域編入等資料作成（都市計画協議等資料）			
令和8年度事業計画	・都市計画審議会の開催 ・都市計画区域事務連絡協議会の開催			
令和9年度事業計画	・都市計画審議会の開催 ・都市計画区域事務連絡協議会の開催			

事業No.・名	147	地理情報システム導入・運用事業	担 当 課	都市計画課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	土木費都市計画費都市計画総務費				
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち						
施 策	1	計画的な土地利用	新規・継続の別	新規				
施 策 の 内 容	1	土地利用構想の実現化	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト	3	安全・安心で快適に暮らせるまちプロジェクト	事 業 種 類	その他事務事業				
SDGsとの関連	 							
事業の対象	全市民							
事業概要・効果								
【概要】 令和5年度に完了する都市計画基本図の更新に併せ、新たに地理情報システムを導入する。 【効果】 地理情報システムを導入することで、事務の効率化を行い、正確かつ迅速に事務処理を行うことができるようになる。								
事業の必要性								
現在使用している都市計画支援システムについては、地図情報や道路情報が古く、事務処理の低下に繋がっており、行政サービスの向上を図るためには統一したシステムの導入を行うことが必要である。								
事業実施に当たり 目標とすること		地理情報システムの導入を行い、行政サービスの向上を図る						
成果 指標 1	名称（単位）	地理情報システム設定作業の進捗率(%)						
	指標の説明	事業の進捗率						
成果 指標 2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・システム利用料						
令和8年度事業計画		・都市計画情報の更新 ・システム利用料						
令和9年度事業計画		・都市計画情報の更新 ・システム利用料						

事業No.・名	148	土地利用転換推進事業	担 当 課	都市計画課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	土木費都市計画費都市計画総務費				
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち						
施 策	1	計画的な土地利用	新規・継続の別	継続				
施 策 の 内 容	1	土地利用構想の実現化	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト	3	安全・安心で快適に暮らせるまちプロジェクト	事 業 種 類	その他事務事業				
SDGsとの関連								
事業の対象	全市民							
事業概要・効果								
【概要】 惣新田幸手線バイパス周辺エリアにおいて、道の駅を核とし農業と連携した新たな土地利用の検討を行い、転換を図る。 【効果】 新たな土地利用の転換を図ることで、地域課題の解決や持続可能なまちづくりに寄与することができる。								
事業の必要性								
事業化となった惣新田幸手線バイパスの交通利便性やその沿線の優良な農業資産といった地域のポテンシャルを活かすため、その周辺エリアの市場性などの基礎的な調査を行い、新たな土地利用を検討することが必要である。								
事業実施に当たり目標とすること		惣新田幸手線バイパス周辺エリアのポテンシャルを活かすため、道の駅を核とし、農業と連携した新たな土地利用の転換を図る						
成果指標 1	名称（単位）	土地利用構想の素案作成（％）						
	指標の説明	事業の進捗率						
成果指標 2	名称（単位）	基本構想策定（％）						
	指標の説明	構想策定の進捗率						
成果指標 3	名称（単位）	基本計画策定（％）						
	指標の説明	基本計画策定の進捗率						
成果指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・土地利用に関する基本構想案の作成 ・上位計画との連携及び調整						
令和8年度事業計画		・土地利用に関する基本構想案の作成 ・上位計画との連携及び調整 ・道路管理者等との連携・協議						
令和9年度事業計画		・基本計画策定						

事業No.・名	149	市民参加型のまちづくり推進事業	担 当 課	都市計画課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	土木費都市計画費都市計画総務費
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち		
施 策	1	計画的な土地利用	新規・継続の別	継続
施 策 の 内 容	4	住民参加型のまちづくり	補助・単独の別	単独
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業
SDGsとの関連	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 17 パートナーシップで目標を達成しよう			
事業の対象	神扇地区まちづくり協議会			
事業概要・効果				
【概要】 地域住民が主体となるまちづくり活動への支援のため、活動経費に対する一部を補助する。 【効果】 市民が主体となる活動へ支援を行うことにより、協働のまちづくりを実現し、市民と行政の信頼関係を醸成に寄与する。				
事業の必要性				
まちづくりは、市民と行政が協働で取り組むことが重要で、市民が主体となる活動に対して支援していく必要がある。				
事業実施に当たり 目標とすること	市民が主体となって活動するまちづくりを支援すること			
成果 指標 1	名称（単位）	補助事業の進捗率(%)		
	指標の説明	事業の進捗率		
成果 指標 2	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画	・まちづくり協議会への支援 ・関係機関協議			
令和8年度事業計画	・まちづくり協議会への支援 ・関係機関協議			
令和9年度事業計画	・まちづくり協議会への支援 ・関係機関協議			

事業No.・名	150	住宅リフォーム資金補助事業	担 当 課	建築指導課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	土木費建築指導費建築総務費
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち		
施 策	2	豊かな住環境の整備	新規・継続の別	継続
施 策 の 内 容	2	良好な住環境の整備と景観づくり活動の支援	補助・単独の別	単独
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業
SDGsとの関連				
事業の対象	住宅を所有する市民			
事業概要・効果				
【概要】 幸手市住宅リフォーム資金補助金交付要綱に基づき、住宅環境の向上並びに市内建設関連業者の振興及び活性化を図るため、市民が市内の施工及び設計業者により、住宅の改良・改善及びその設計等を行った場合、予算の範囲内でその経費の一部を補助する。 【効果】 住宅環境の向上及び市内建設関連業者の振興・活性化につながる。				
事業の必要性				
住宅環境の向上、市内の建設関連業者の振興・活性化を図るため、幸手市住宅リフォーム資金補助金交付要綱に基づき実施する必要がある。				
事業実施に当たり 目標とすること	市民と市内業者へ広く周知するため、広報紙、ホームページ、パンフレット等で事前周知に努める			
成果 指標 1	名称（単位）	市内業者請負額（税抜）（円）		
	指標の説明	このリフォームで市内業者が請け負った金額		
成果 指標 2	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画	・年2回受付			
令和8年度事業計画	・年2回受付			
令和9年度事業計画	・年2回受付			

事業No.・名	151	公園整備・管理事業	担 当 課	都市計画課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	土木費都市計画費公園整備・管理事業				
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち						
施 策	2	豊かな住環境の整備	新規・継続の別	継続				
施策の内容	4	公園整備の推進	補助・単独の別	補助				
重点対策プロジェクト			事業種類	維持管理事業				
SDGsとの関連								
事業の対象	全市民							
事業概要・効果								
【概要】 市内の都市公園・緑地帯の適正な維持管理を行う。 【効果】 市民の健康づくりの場、憩いの場、運動及び遊びの場を提供できる。								
事業の必要性								
市内の都市公園・緑地帯の適正な維持管理を行うことにより、市民に運動や遊びの場を提供するだけでなく、快適かつ安全な健康づくりや憩いの場を提供するため必要である。								
事業実施に当たり 目標とすること		利用者の健康増進に寄与する						
成果 指標 1	名称（単位）	公園施設長寿命化計画における遊具整備率(%)						
	指標の説明	公園施設長寿命化計画における遊具整備率						
成果 指標 2	名称（単位）	市民一人当たりの都市公園面積(㎡)						
	指標の説明	市民一人当たりの都市公園面積						
成果 指標 3	名称（単位）	施設の利用者数(人)						
	指標の説明	指定管理者で管理する施設の年間利用者数						
成果 指標 4	名称（単位）	指定管理検討委員会による総合評価結果(総合評価)						
	指標の説明	指定管理業務事業評価（S～C）						
令和7年度事業計画		・都市公園25箇所、その他83箇所 ・指定管理業務（令和6年度～令和10年度） ・指定管理業務（令和7年度～令和11年度） ・公園愛護活動12箇所 ・維持管理業務等 ・公園施設長寿命化工事						
令和8年度事業計画		・都市公園25箇所、その他83箇所 ・指定管理業務（令和6年度～令和10年度） ・指定管理業務（令和7年度～令和11年度） ・公園愛護活動12箇所 ・維持管理業務等 ・公園施設長寿命化工事 ・公園施設長寿命化計画の見直し						
令和9年度事業計画		・都市公園25箇所、その他83箇所 ・指定管理業務（令和6年度～令和10年度） ・指定管理業務（令和7年度～令和11年度） ・公園愛護活動12箇所 ・維持管理業務等 ・公園施設長寿命化工事						

事業No.・名		152	幸手駅西口土地区画整理事業		担 当 課		まちづくり事業課	
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画					予 算 科 目		(特) 区画整理事業費 (特) 区画整理事業費 (特) 幸手駅西口土地区画整理事業費	
政 策		6	だれもが快適に暮らせるまち					
施 策		2	豊かな住環境の整備		新規・継続の別		継続	
施策の内容		6	幸手駅西口土地区画整理事業の推進		補助・単独の別		補助	
重点対策プロジェクト		3	安全・安心で快適に暮らせるまちプロジェクト		事業種類		普通建設事業	
SDGsとの関連		11 住み続けられるまちづくりを 						
事業の対象		事業施行地区内の権利者						
事業概要・効果								
【概要】 幸手駅西口地区の利便性及び快適性を高め、安全で快適な魅力ある市街地整備を図るため、土地区画整理事業の実施により、都市計画道路、区画道路、公園等の公共施設の整備改善を一体的に行う。 【効果】 都市計画道路、区画道路、公園等の公共施設の整備改善が一体的に行われ、より快適な居住環境を得ることができる。								
事業の必要性								
幸手駅西口地区は、道路の大半が狭小であり、公園等の公共空間も十分に確保されていないなど、防災面においての課題や西側の市街化が促進されない課題があり、都市基盤が脆弱な既成市街地の防災性の向上を図る必要がある。								
事業実施に当たり目標とすること		既成市街地の防災性の向上を図るため、都市計画道路、区画道路、公園等の整備を推進する						
成果指標1	名称(単位)	幸手駅西口土地区画整理事業の仮換地指定進捗率(%)						
	指標の説明	仮換地全体面積に対する仮換地指定済面積の割合						
成果指標2	名称(単位)	幸手駅西口土地区画整理事業の幹線道路整備進捗率(%)						
	指標の説明	幹線道路総延長に対する幹線道路整備済延長の割合						
成果指標3	名称(単位)							
	指標の説明							
成果指標4	名称(単位)							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・ 仮換地指定 ・ 工事施工 (都市計画道路西口停車場線、区画道路、仮設道路撤去、宅地造成等) ・ 物件移転補償 ・ 工事設計等						
令和8年度事業計画		・ 仮換地指定 ・ 工事施工 (都市計画道路西口停車場線、宅地造成等) ・ 物件移転補償 ・ 工事設計等						
令和9年度事業計画		・ 仮換地指定 ・ 工事施工 (安全管理施設等) ・ 物件移転補償 ・ 工事設計等						

事業No.・名	153	河川・ポンプ場整備事業	担 当 課	道路河川課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	土木費河川費河川総務費				
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち						
施 策	3	雨水対策の推進	新規・継続の別	継続				
施策の内容	1	河川やポンプ場の整備	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト	3	安全・安心で快適に暮らせるまちプロジェクト	事業種類	普通建設事業				
SDGsとの関連								
事業の対象	全市民							
事業概要・効果								
【概要】 浸水被害軽減のため、準用河川、普通河川の改修、ポンプ場の新設・改良を行う事業である。 【効果】 浸水被害の軽減による水災害に対する安全性の向上により、だれもが快適に暮らせるまちの形成につながる。								
事業の必要性								
浸水被害の発生する地区が多数あり、被害軽減が求められており、市民の安全な生活の確保や財産の保全のため必要な事業である。								
事業実施に当たり 目標とすること		将来計画では降雨強度50mm/hで道路冠水による通行止めが発生しないこと、 暫定計画では降雨強度30mm/hで床下浸水が生じない整備を目標とする						
成果 指標 1	名称（単位）	時間雨量30mm以下の大雨時における床下浸水（店舗内浸水を含む）の発生件数(件)						
	指標の説明	時間雨量30mm以下の大雨時における床下浸水（店舗内浸水を含む）の発生件数						
成果 指標 2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・ 香日向ポンプ場設備工事設計業務委託 ・ 東3丁目地内外水路工事 ・ 神明内地内水路改修工事 ・ 調査業務委託料						
令和8年度事業計画		・ 香日向ポンプ場設備工事 ・ ポンプ増強工事基本設計業務委託 ・ 調査業務委託料						
令和9年度事業計画		・ 香日向ポンプ場設備工事 ・ 第5ポンプ場ポンプ増強工事設計業務委託 ・ 調査業務委託料						

事業No.・名	154	河川・ポンプ場維持事業	担 当 課	道路河川課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	土木費河川費河川総務費				
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち						
施 策	3	雨水対策の推進	新規・継続の別	継続				
施策の内容	2	河川やポンプ場の適切な維持管理	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	維持管理事業				
SDGsとの関連								
事業の対象	全市民							
事業概要・効果								
【概要】 準用河川、普通河川、ポンプ場の維持管理計画に基づく計画的修繕や点検、また日常的な維持管理を行う事業である。 【効果】 適切な維持管理を行うことにより、河川等の機能維持を図り浸水被害の軽減につながる。								
事業の必要性								
浸水被害の発生する地区が多数あり、被害軽減が求められており、市民の安全な生活の確保や財産の保全のため必要な事業である。								
事業実施に当たり 目標とすること		点検業務によるポンプの点検回数						
成果 指標 1	名称（単位）	出水期のポンプ場点検回数(回)						
	指標の説明	出水期のポンプ場点検回数						
成果 指標 2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・雨水排水ポンプ点検業務委託 ・雑草刈払業務委託 ・緊急対応業務委託 ・ポンプ修繕工事 ・順礼ポンプ場更新工事 ・第5ポンプ場更新工事 ・通報システム設置工事 ・排水路・調整池等浚渫工事 ・排水路・調整池等補修工事 ・原材料費ほか						
令和8年度事業計画		・雨水排水ポンプ点検業務委託 ・雑草刈払業務委託 ・緊急対応業務委託 ・ポンプ修繕工事 ・第4ポンプ場ポンプ交換工事 ・中5丁目調整池管理用ポンプ更新工事 ・第1ポンプ場サンドポンプ更新工事 ・安戸落浚渫工事 ・排水路・調整池等浚渫工事 ・排水路・調整池等補修工事 ・原材料費ほか						
令和9年度事業計画		・雨水排水ポンプ点検業務委託 ・雑草刈払業務委託 ・緊急対応業務委託 ・ポンプ修繕工事 ・権現堂ポンプ場ポンプ更新工事 ・排水路・調整池等浚渫工事 ・排水路・調整池等補修工事 ・原材料費ほか						

事業No.・名	155	調整池・流域貯留施設維持事業	担 当 課	道路河川課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	土木費河川費河川総務費			
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち					
施 策	3	雨水対策の推進	新規・継続の別	継続			
施 策 の 内 容	3	既存開発地に対する流域貯留施設などの維持管理	補助・単独の別	単独			
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	維持管理事業			
SDGsとの関連							
事業の対象	全市民						
事業概要・効果							
【概要】 小中学校の校庭に設置している流域貯留施設や、工業団地や住宅団地等の開発に伴い設置された調整池の維持管理を行う事業である。またこれらの雨水流出抑制を補完するため住宅等への雨水貯留槽設置費助成事業も実施する。 【効果】 雨水が水路や河川へ流出することを抑制し内水や洪水による被害の軽減につながる。							
事業の必要性							
近年多発する大規模な水害被害の軽減のため、国で推進する流域治水プロジェクトに係る事業であること、また市の内水対策のため必要な事業である。 幸手市雨水貯留槽設置費等助成金交付要綱に基づく事業である。							
事業実施に当たり目標とすること		助成事業のPRを行い雨水流出の抑制に努める					
成果指標 1	名称(単位)	雨水貯留槽の設置数(基)					
	指標の説明	住宅等への雨水貯留槽の設置に対し助成した数					
成果指標 2	名称(単位)						
	指標の説明						
成果指標 3	名称(単位)						
	指標の説明						
成果指標 4	名称(単位)						
	指標の説明						
令和7年度事業計画		・ 樹木剪定業務 ・ 修繕 ・ 雨水貯留槽設置費助成事業					
令和8年度事業計画		・ 樹木剪定業務 ・ 修繕 ・ 雨水貯留槽設置費助成事業 ・ 流域貯留施設側溝清掃業務					
令和9年度事業計画		・ 樹木剪定業務 ・ 修繕 ・ 雨水貯留槽設置費助成事業 ・ 流域貯留施設側溝清掃業務					

事業No.・名		156	雨水対策事業（事前調査）		担 当 課		下水道課		
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画					予 算 科 目		(公)資本的支出建設改良費雨水管渠建設改良費		
政 策		6	だれもが快適に暮らせるまち						
施 策		3	雨水対策の推進		新規・継続の別		継続		
施策の内容		4	調整池や雨水幹線の整備の検討		補助・単独の別		単独		
重点対策プロジェクト		3	安全・安心で快適に暮らせるまちプロジェクト		事業種類		普通建設事業		
SDGsとの関連		 							
事業の対象		市内							
事業概要・効果									
【概要】 現認可期間（令和3年度～令和6年度）以降から事業開始予定の雨水事業に関して必要となる事前調査を行うものである。 【効果】 より効率的な雨水計画の策定につながる。									
事業の必要性									
より効率的な雨水計画の策定を図ることができる。									
事業実施に当たり目標とすること		埼玉県と幸手市が連携して河川（外水）及び雨水（内水）の施設整備をより効率的に実施できるよう、事業間調整を行いながら、連携方策の調査・検討に努める							
成果指標1	名称（単位）	県・関係市との協議等の回数(回)							
	指標の説明	県・関係市との協議等の回数							
成果指標2	名称（単位）								
	指標の説明								
成果指標3	名称（単位）								
	指標の説明								
成果指標4	名称（単位）								
	指標の説明								
令和7年度事業計画		・雨水対策施設の検討							
令和8年度事業計画		・雨水対策施設の検討							
令和9年度事業計画		・雨水幹線等 地質調査 現況測量 都市計画手続き準備							

事業No.・名	157	都市計画道路整備事業	担 当 課	都市計画課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	土木費都市計画費街路事業費
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち		
施 策	4	道路網の整備	新規・継続の別	継続
施 策 の 内 容	1	都市計画道路の整備	補助・単独の別	補助
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	普通建設事業
SDGsとの関連	 9 産業と技術革新の基盤をつくろう  11 住み続けられるまちづくりを			
事業の対象	全市民			
事 業 概 要 ・ 効 果				
【概要】 杉戸幸手栗橋線（幸手市大字上高野地区）、惣新田幸手線バイパス、幸手鷲宮線（幸手市役所入口交差点）の整備推進を図る。 【効果】 各都市計画道路を整備することで、市内交通の円滑化に寄与する。				
事 業 の 必 要 性				
都市計画道路を整備することで、市内交通の円滑化にするため必要である。				
事業実施に当たり 目 標 と す る こ と	①都市計画道路杉戸幸手栗橋について、杉戸町との行政界から県道さいたま幸手線までの区間について測量設計業務等を行う ②県道惣新田幸手線バイパスについて、県が実施する業務委託等に協力しながら事業推進を図る			
成果 指標 1	名称（単位）	都市計画道路整備率（%）		
	指標の説明	都市計画道路整備率		
成果 指標 2	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画	【杉戸幸手栗橋線】 ・ 関係機関協議 ・ 測量設計業務等 【幸手鷲宮線（幸手市役所入口交差点）】 ・ 関係機関協議 【惣新田幸手線バイパス】 ・ 関係機関協議			
令和8年度事業計画	【杉戸幸手栗橋線】 ・ 関係機関協議 ・ 測量設計業務等 【幸手鷲宮線（幸手市役所入口交差点）】 ・ 関係機関協議 【惣新田幸手線バイパス】 ・ 関係機関協議			
令和9年度事業計画	【杉戸幸手栗橋線】 ・ 関係機関協議 ・ 道路整備工事 【幸手鷲宮線（幸手市役所入口交差点）】 ・ 関係機関協議 【惣新田幸手線バイパス】 ・ 関係機関協議			

事業No.・名	158	道路改良事業	担 当 課	道路河川課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	土木費道路橋りょう費道路新設改良費			
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち	新規・継続の別	継続			
施 策	4	道路網の整備	補助・単独の別	単独			
施 策 の 内 容	2	生活道路の整備・維持管理	事業 種 類	普通建設事業			
重点対策プロジェクト							
SDGsとの関連	9 産業と民間部門の活動をつなぐ 11 住み続けられるまちづくりを						
事業の対象	全市民						
事業概要・効果							
【概要】 狭あい道路の拡幅や路面排水処理のための側溝整備、バリアフリー対策を考慮した歩道整備等の道路機能の改良を行い、安全で快適な道路空間の整備を行う。 【効果】 道路施設の改良を行うことにより安心安全で快適な道路交通網の形成を推進する。							
事業の必要性							
安全で快適な道路空間の整備により、快適に暮らせるまちの形成につながるため必要な事業である。							
事業実施に当たり目標とすること		交通弱者の視点から道路整備を実施する					
成果指標 1	名称（単位）	狭あい道路の拡幅工事延長（m）					
	指標の説明	4 m未満の狭あい道路の用地取得、拡幅工事した延長					
成果指標 2	名称（単位）						
	指標の説明						
成果指標 3	名称（単位）						
	指標の説明						
成果指標 4	名称（単位）						
	指標の説明						
令和7年度事業計画		・道路用地取得・用地借上料・土地測量業務・境界確認業務・市道92号線外道路改良工事・市道386号線外道路改良工事・市道678号線道路改良工事					
令和8年度事業計画		・道路用地取得・用地借上料・土地測量業務・境界確認業務					
令和9年度事業計画		・道路用地取得・用地借上料・土地測量業務・境界確認業務					

事業No.・名	159	道路台帳・区域線測量整備事業	担 当 課	道路河川課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	土木費土木管理費土木総務費				
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち						
施 策	4	道路網の整備	新規・継続の別	継続				
施策の内容	2	生活道路の整備・維持管理	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト			事業種類	維持管理事業				
SDGsとの関連								
事業の対象	全市民							
事業概要・効果								
【概要】 道路法第28条により作成が義務付けられている道路台帳の附図修正及び調書の更新作業を実施する。（道路台帳補正）また、官地（道路等）と民地の境界及び幅員等の確定作業を実施する。（区域線測量） 【効果】 道路区域が明確になり適正な管理ができる。また台帳の閲覧に対応することができる。								
事業の必要性								
都市計画道路事業や開発行為による新規路線の認定、道路拡幅や境界確定による道路区域の変更等を道路台帳に反映させなければならない。また、区域線測量は官民境界及び道路幅員を確定させることで、沿道の建物建築やまちづくりに寄与するため必要である。								
事業実施に当たり目標とすること		国道や県道、河川の整備により、これに接する市道部の台帳補正ができていないため、早急に台帳未補正箇所については解消し、毎年変化する道路状況に合わせて正確な情報を台帳に反映させる						
成果指標 1	名称（単位）	道路台帳補正(m)						
	指標の説明	路線の変更を反映させた正確な台帳を整備する						
成果指標 2	名称（単位）	区域線測量(m ²)						
	指標の説明	市街化区域の官民境界を確定し道路幅員を確定する						
成果指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		- 道路台帳補正業務 補正箇所8,000m（市全域） - 区域線測量業務 区域面積14,000m²（中5丁目） - 道路台帳管理システム利用料・保守料						
令和8年度事業計画		- 道路台帳補正業務 補正箇所10,000m（市全域） - 区域線測量業務 区域面積13,000m²（北1丁目） - 道路台帳管理システム利用料・保守料						
令和9年度事業計画		- 道路台帳補正業務 補正箇所8,000m（市全域） - 区域線測量業務 区域面積13,000m²（北1丁目） - 道路台帳管理システム利用料・保守料						

事業No.・名	160	道路維持事業	担 当 課	道路河川課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	土木費道路橋りょう費道路維持費				
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち						
施 策	4	道路網の整備	新規・継続の別	継続				
施策の内容	2	生活道路の整備・維持管理	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	維持管理事業				
SDGsとの関連								
事業の対象	全市民							
事業概要・効果								
【概要】 幸手市舗装修繕計画に基づき幹線道路等の舗装については計画的修繕を実施し、その他の路線の舗装、側溝等の小構造物については市民要望やパトロールにより発見した損傷箇所の修繕を行う。その他、快適な道路環境の維持のため除草や植栽剪定等の維持業務を行う。 【効果】 道路施設の適切な管理を行うことにより安心安全で快適な道路交通網が確保される。								
事業の必要性								
道路施設のライフサイクルコストの低減、交通の安全性の確保、適切な道路空間の保全を行うことにより快適に暮らせるまちの形成につながるため必要な事業である。								
事業実施に当たり目標とすること		幸手市舗装修繕計画に基づき幹線道路の舗装修繕を計画的に実施する						
成果指標 1	名称（単位）	計画的な舗装修繕の実施（m）						
	指標の説明	幹線道路の計画的な舗装修繕の実施						
成果指標 2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・路面清掃業務委託・道路雑草刈払業務委託・道路植栽剪定業務委託・路面性状調査業務委託・東西自由通路管理業務委託・側溝清掃業務委託・道路補修工事・市道1-1号線道路舗装工事・市道2-3号線道路舗装工事・市道1-10号線外道路舗装工事・市道2120号線道路舗装工事・その他維持事業						
令和8年度事業計画		・路面清掃業務委託・道路雑草刈払業務委託・道路植栽剪定業務委託・路面性状調査業務委託・東西自由通路管理業務委託・側溝清掃業務委託・道路補修工事・市道1-1号線外道路舗装工事・市道2-3号線道路舗装工事・市道1-18号線道路舗装工事・その他維持事業						
令和9年度事業計画		・路面清掃業務委託・道路雑草刈払業務委託・道路植栽剪定業務委託・路面性状調査業務委託・東西自由通路管理業務委託・側溝清掃業務委託・道路補修工事・市道1-1号線外道路舗装工事・市道1-5号線道路舗装工事・その他維持事業						

事業No.・名	161	建築後退用地等買収事業	担 当 課	建築指導課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	土木費建築指導費建築総務費
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち		
施 策	4	道路網の整備	新規・継続の別	継続
施 策 の 内 容	2	生活道路の整備・維持管理	補助・単独の別	補助
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業
SDGsとの関連	 9 産業と技術革新の基盤をつくろう  11 住み続けられるまちづくりを			
事業の対象	狭あい道路の後退部分の土地を所有する市民			
事業概要・効果				
【概要】 市道で建築基準法第42条第2項に規定する道路の建築後退用地又は隅切用地を市において予算の範囲内で買収することにより、法の趣旨の徹底を図り、防災及び快適な住宅地の環境づくりに寄与することを目的とする。 【効果】 市街化区域の狭あい道路を解消する。				
事業の必要性				
市街化区域の狭あい道路を解消するため、幸手市建築後退用地等買収要綱に基づき実施する必要がある。				
事業実施に当たり目標とすること	補助事業を周知し、狭あい道路の解消に努める			
成果指標 1	名称（単位）	4m未満の道路後退用地に対する買い上げ延長(m)		
	指標の説明	狭あい道路から幅員4mの道路に広がった長さ（両側後退の片側買い上げ道路も含む）		
成果指標 2	名称（単位）			
	指標の説明			
成果指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画	・後退用地買収 5 件			
令和8年度事業計画	・後退用地買収 5 件			
令和9年度事業計画	・後退用地買収 5 件			

事業No.・名	162	橋りょう維持事業	担 当 課	道路河川課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	土木費道路橋りょう費橋りょう維持費			
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち	新規・継続の別	継続			
施 策	4	道路網の整備	補助・単独の別	補助			
施 策 の 内 容	3	橋りょうの維持修繕の実施	事業種類	維持管理事業			
重点対策プロジェクト							
SDGsとの関連	 9 産業と技術革新の基盤をつくろう						
事業の対象	全市民						
事業概要・効果							
【概要】 道路法42条の規定及び「幸手市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋りょう定期点検や橋りょう修繕を実施する。 【効果】 橋りょうの長寿命化及び、ライフサイクルコストの低減が図れる。							
事業の必要性							
道路法施行規則第4条5の6の規定により、点検を5年に1回実施する。この点検に基づき、橋りょうの健全を状態監視しながら損傷程度に応じ計画的な修繕を行う。このことにより安全な道路網が確保され、快適に暮らせるまちの形成につながるため必要である。							
事業実施に当たり目標とすること		定期点検の中で状態監視を行い、計画的な修繕を実施する					
成果指標1	名称(単位)	橋りょう点検数(橋)					
	指標の説明	橋りょう点検を実施した橋りょう数					
成果指標2	名称(単位)						
	指標の説明						
成果指標3	名称(単位)						
	指標の説明						
成果指標4	名称(単位)						
	指標の説明						
令和7年度事業計画		・橋りょう定期点検・橋りょう修繕工事(435-2号橋、吉田橋、玉子橋)・橋りょう維持業務・橋りょう緊急点検業務・橋りょう緊急対応工事・舟渡橋管理負担金					
令和8年度事業計画		・橋りょう定期点検・橋りょう維持業務・橋りょう緊急点検業務・橋りょう緊急対応工事・舟渡橋管理負担金					
令和9年度事業計画		・橋りょう定期点検・橋りょう修繕工事(台橋外5橋)・橋りょう維持業務・橋りょう緊急点検業務・橋りょう緊急対応工事・舟渡橋管理負担金					

事業No.・名	163	中川改修に伴う上船渡橋架換事業	担 当 課	道路河川課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	土木費道路橋りょう費橋りょう新設改良費			
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち					
施 策	4	道路網の整備	新規・継続の別	継続			
施 策 の 内 容	3	橋りょうの維持修繕の実施	補助・単独の別	補助			
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	普通建設事業			
SDGsとの関連	 9 産業と技術革新の基盤をつくろう						
事業の対象	全市民						
事 業 概 要 ・ 効 果							
【概要】 R3年度末に市道1-25号線(旧県道幸手境線)として供用された上船渡橋が、埼玉県にて施工される一級河川中川改修事業に伴い、架け換えが必要となるため、埼玉県との負担協定(R4.3.18)により県が事業を行うものである。 【効果】 上船渡橋より上流域の浸水被害の軽減が図られる。							
事 業 の 必 要 性							
幸手市を含め、上船渡橋より上流域の久喜市、加須市、羽生市の浸水被害軽減に効果があるため必要な事業である。							
事業実施に当たり目標とすること		事業執行は埼玉県により行われるため、県と連絡を密に取り必要に応じて県と協議を行う					
成果指標 1	名称(単位)	県との協議回数(回)					
	指標の説明	事業に関する県との協議等の実施回数					
成果指標 2	名称(単位)						
	指標の説明						
成果指標 3	名称(単位)						
	指標の説明						
成果指標 4	名称(単位)						
	指標の説明						
令和7年度事業計画		・負担金(仮栈橋工、旧橋撤去(上部工)) ・年度協定					
令和8年度事業計画		・負担金(仮栈橋工、旧橋撤去(橋台)) ・年度協定					
令和9年度事業計画		・負担金(旧橋撤去(橋台、上部工)) ・年度協定					

事業No.・名	164	地域公共交通推進事業	担 当 課	くらし防災課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	総務費総務管理費自治振興費
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち		
施 策	5	公共交通の利便性の確保	新規・継続の別	新規
施 策 の 内 容	2	市民の移動手段の継続的な確保	補助・単独の別	単独
重点対策プロジェクト	3	安全・安心で快適に暮らせるまちプロジェクト	事 業 種 類	その他事務事業
SDGsとの関連				
事業の対象	全市民（特に、民間廃止路線周辺の高齢者）			
事業概要・効果				
【概要】 民間路線バスの廃止に伴い、高齢者を中心とする通院や買い物などの日常生活を支えるための代替手段として、幸手駅・杉戸高野台駅間、コミュニティセンター・東鷲宮駅間の2路線を、予約に応じた乗合型のデマンドタクシーで運行する。 【効果】 予約に応じた定路線運行の再開により、市民の日常生活を支えるための足となり、交通手段がなく困っている人の生活を支援することができる。				
事業の必要性				
民間路線バスの廃止に伴い、署名付き要望書が提出されるなど、高齢者を中心とする通院や買い物などの日常生活を支えるために必要である。				
事業実施に当たり 目標とすること	1年間の実証運行として実施する中で、利用者が減少したために廃線となった路線の必要性をデータから再評価する。利用しやすい公共交通となるよう、乗合型デマンドタクシーの周知を行い利用登録者数の増加を図る			
成果 指標 1	名称（単位）	乗合型デマンドタクシーの利用者数(人)		
	指標の説明	乗合型デマンドタクシーを利用した人数		
成果 指標 2	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画	- 乗合型デマンドタクシーの実証運行 - 実証運行の検証			
令和8年度事業計画	- 乗合型デマンドタクシーの実証運行 - 実証運行の検証			
令和9年度事業計画				

事業No.・名	165	市内循環バス運行事業	担 当 課	くらし防災課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	総務費総務管理費自治振興費				
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち						
施 策	5	公共交通の利便性の確保	新規・継続の別	継続				
施策の内容	3	市内循環バスの充実	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト			事業種類	その他事務事業				
SDGsとの関連								
事業の対象	全市民							
事業概要・効果								
【概要】 高齢者を中心とした市民の通院や買い物などの日常生活を支えるための足となる公共交通として、5系統の路線で構成される市内循環バスを運行する。 【効果】 高齢者を中心とした市民の日常生活を支えるための足となる公共交通網を確保し、快適に暮らせるまちづくりに資することができる。								
事業の必要性								
高齢者を中心とした市民の通院や買い物などの日常生活を支え、高齢者が快適に暮らすために、住居が点在する地域も含めて、公共交通網を確保することが必要である。								
事業実施に当たり目標とすること		市民の日常生活を支えるための足となる利用しやすい公共交通となるよう、市内循環バスの運行内容などについて工夫して案内し利用者数の増加を図る						
成果指標1	名称（単位）	市内循環バスの利用者数(人)						
	指標の説明	市内循環バスを利用した人数						
成果指標2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・ 市内循環バス運行 ・ 公共交通会議 ・ あり方検討会 ・ 循環バス検証 ・ 次期市公共交通運行計画案の策定						
令和8年度事業計画		・ 市内循環バス運行 ・ 公共交通会議 ・ あり方検討会 ・ 次期市公共交通運行準備、運行開始（令和9年1月～）						
令和9年度事業計画		・ 新しい市営公共交通運行 ・ 公共交通会議 ・ あり方検討会						

事業No.・名	166	老朽管更新事業	担 当 課	水道管理課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	(公)資本的支出建設改良費配水管増補改良費				
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち						
施 策	6	安全な水の供給	新規・継続の別	継続				
施 策 の 内 容	1	水の安定供給	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	維持管理事業				
SDGsとの関連								
事業の対象	給水区域内の老朽管							
事 業 概 要 ・ 効 果								
【概要】 布設から年数が経過した老朽管を計画的に更新する。特に既存の石綿セメント管は優先的に更新する。 【効果】 地震に強い配管網が構築されることにより、水道水の安定供給に寄与する。								
事 業 の 必 要 性								
水道はライフラインの重要な施設であり、老朽管（特に石綿セメント管）の更新は、大地震に備え急務となっている。								
事業実施に当たり 目 標 と す る こ と		①水道管の管路総延長に対する老朽管（石綿セメント管）の更新率を令和10年度で100%とする ②同時に漏水調査を計画的に実施し、漏水防止を図るとともに有収率の向上を図る						
成果 指標 1	名称（単位）	老朽管（石綿セメント管）の更新率(%)						
	指標の説明	1 0 0 %－（石綿セメント管残延長/総管路延長）						
成果 指標 2	名称（単位）	有収率(%)						
	指標の説明	（料金として収入のあった水量/浄水場からの配水した水量）×1 0 0 %						
成果 指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・ 老朽管更新延長 L=425m ・ 漏水調査 戸別調査 1500戸 路面調査 15.0Km						
令和8年度事業計画		・ 老朽管更新延長 L=425m ・ 漏水調査 戸別調査 1500戸 路面調査 15.0Km						
令和9年度事業計画		・ 老朽管更新延長 L=425m ・ 漏水調査 戸別調査 1500戸 路面調査 15.0Km						

事業No.・名	167	浄水場施設更新事業	担 当 課	水道管理課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	(公)資本的支出建設改良費施設改良費				
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち						
施 策	6	安全な水の供給	新規・継続の別	継続				
施策の内容	1	水の安定供給	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト			事業種類	維持管理事業				
SDGsとの関連	 6 安全な水とトイレを世界中に  11 住み続けられるまちづくりを							
事業の対象	第1浄水場・第2浄水場							
事業概要・効果								
【概要】 平成23年度に策定した「幸手市水道ビジョン」において、浄水場の施設について「水道施設更新指針」に基づいた老朽度の評価をした結果、早急に更新を行うと判断された施設設備から、順次更新工事を行う。 【効果】 老朽化した水道施設を更新することにより、安全で安定した水道水を供給することができる。								
事業の必要性								
安全で安定した水道水を供給するためには、計画的な機械・電気設備の更新と維持管理が必要である。設備の更新や維持管理には、多大な費用が必要となるため、設備の重要度や老朽化に応じて、計画的な事業を推進していくことが必要である。								
事業実施に当たり目標とすること		幸手市水道事業経営戦略の投資計画をもとに浄水場施設更新事業を実施する						
成果指標1	名称（単位）	達成率（%）						
	指標の説明	更新した事業費／10年間の総事業費						
成果指標2	名称（単位）	水質基準適合率（%）						
	指標の説明	年間水質基準適合回数／年間水質検査回数（12回）						
成果指標3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・ 第2浄水場設備更新工事 ・ 水質検査業務 ・ 第2浄水場耐震診断業務委託						
令和8年度事業計画		・ 第2浄水場設備更新工事 ・ 水質検査業務 ・ 第1浄水場・第2浄水場耐震診断業務委託						
令和9年度事業計画		・ 第2浄水場設備更新工事 ・ 水質検査業務 ・ 第1浄水場施設整備基本計画設計業務委託						

事業No.・名	168	経営戦略等改定事業	担 当 課	水道管理課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	(公)水道事業費用営業費用総係費			
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち					
施 策	6	安全な水の供給	新規・継続の別	継続			
施 策 の 内 容	1	水の安定供給	補助・単独の別	単独			
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	経常的事務事業			
SDGsとの関連	 6 安全な水とトイレを世界中に  11 住み続けられるまちづくりを						
事業の対象	幸手市給水区域全域						
事業概要・効果							
【概要】 「幸手市水道ビジョン」に掲げる施策や事業の進捗状況の把握や評価、「幸手市水道事業経営戦略」の進捗状況の評価を行った上で、将来10年間の事業の目標設定と、経営及び投資の合理化を図る。令和4年1月25日付け総務省からの通知に基づき、改定した計画は令和8年度開始とし、次回の改定については令和12年度に予定。 【効果】 今後懸念される大規模地震等の発生を踏まえ、災害時の対応能力や経営基盤を強化し、将来にわたって安定した水道事業の経営を行う。							
事業の必要性							
埼玉県水道用水供給事業では令和8年度から1m³あたりの料金単価を61.78円から74.74円（21%増）に改定することが決定し、これらの社会事情の変化に対応し、今後一層の経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、この改定業務を実施する必要がある。							
事業実施に当たり目標とすること		幸手市水道ビジョン、幸手市水道事業経営戦略及び幸手市水道料金の改定について幸手市水道事業審議会に諮問し、将来にわたって安定した水道事業の経営を推進するための調査・審議を行う					
成果指標 1	名称（単位）	進捗率（%）					
	指標の説明	進捗した事業費／2年間の総事業費					
成果指標 2	名称（単位）						
	指標の説明						
成果指標 3	名称（単位）						
	指標の説明						
成果指標 4	名称（単位）						
	指標の説明						
令和7年度事業計画		・水道ビジョン及び経営戦略改定業務 ・水道料金改定の試算					
令和8年度事業計画							
令和9年度事業計画							

事業No.・名		169	汚水管渠整備事業		担 当 課		下水道課	
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画					予 算 科 目		(公)資本的支出建設改良費汚水管渠建設改良費	
政 策		6	だれもが快適に暮らせるまち					
施 策		7	生活排水対策の推進		新規・継続の別		継続	
施策の内容		1	公共下水道の整備		補助・単独の別		補助	
重点対策プロジェクト					事業種類		普通建設事業	
SDGsとの関連		  						
事業の対象		市内						
事業概要・効果								
【概要】生活環境の改善と水質の保全を図るため、公共下水道の幹線を整備するものである。 【効果】健康で快適な生活環境の確保と公共用水域及び河川の水質保全につながる。								
事業の必要性								
健康で快適な生活環境の確保を図るとともに、公共用水域及び河川の水質を保全することができる事業である。								
事業実施に当たり目標とすること		生活排水未処理人口をゼロにすることを目標に、各地域がその地域に最も適した形で、公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽を適宜選択しながら整備を推進する						
成果指標1	名称(単位)	公共下水道整備率(汚水)(%)						
	指標の説明	下水道都市計画決定面積(577ha)における公共下水道整備面積の整備率						
成果指標2	名称(単位)							
	指標の説明							
成果指標3	名称(単位)							
	指標の説明							
成果指標4	名称(単位)							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		<11号幹線整備> ・香日向地内 延長 L=637.1m <枝線整備> ・西2丁目(南側) 延長 L=767.4m ・補償調査業務 ・実施設計業務 ・移設、家屋補償						
令和8年度事業計画		<4号幹線整備> ・西1地内外 延長 L=262m <枝線整備> ・西2丁目(北側) 延長 L=1,448m ・南3丁目 延長 L=270m ・補償調査業務 ・実施設計業務 ・移設、家屋補償						
令和9年度事業計画		<11号幹線整備> ・香日向地内 延長 L=485m <枝線整備> ・中5(大中落左岸) 延長 L=689m ・南3丁目 延長 L=270m ・補償調査業務 ・実施設計業務 ・移設、家屋補償						

事業No.・名	170	下水道施設維持管理事業	担 当 課	下水道課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	(公) 下水道事業費用営業費用污水管渠費・污水ポンプ場費
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち		
施 策	7	生活排水対策の推進	新規・継続の別	継続
施 策 の 内 容	3	公共下水道施設の維持管理の充実	補助・単独の別	単独
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	維持管理事業
SDGsとの関連	6 安全な水とトイレ を世界中に			
事業の対象	公共下水道整備地区の世帯			
事業概要・効果				
【概要】 公共下水道施設及び污水管渠等の適切な維持管理を行う。 【効果】 公共下水道整備地区の公共用水域の保全や生活環境の向上と併せ施設の機能を確保できる。				
事業の必要性				
公共下水道事業は、整備地域の公共用水域の水質保全と生活環境の向上を目的とした生活にかかせない事業である。 また、幸手市公共下水道事業経営戦略に基づき修繕を実施する事業である。				
事業実施に当たり 目標とすること	適正な運転・保守点検と計画的な修繕工事をおこない、施設の延命化を推進していく			
成果 指標 1	名称(単位)	施設の修繕箇所数(箇所)		
	指標の説明	公共下水道施設の維持管理のためにおこなった修繕箇所数		
成果 指標 2	名称(単位)			
	指標の説明			
成果 指標 3	名称(単位)			
	指標の説明			
成果 指標 4	名称(単位)			
	指標の説明			
令和7年度事業計画	・汚水中継ポンプ場の機械・電気設備の運転・保守点検 ・汚水中継ポンプ場、污水管渠等の修繕工事、機械・電気設備の修繕工事			
令和8年度事業計画	・汚水中継ポンプ場の機械・電気設備の運転・保守点検 ・汚水中継ポンプ場、污水管渠等の修繕工事、機械・電気設備の修繕工事			
令和9年度事業計画	・汚水中継ポンプ場の機械・電気設備の運転・保守点検 ・汚水中継ポンプ場、污水管渠等の修繕工事、機械・電気設備の修繕工事			

事業No.・名	171	公共下水道事業経営分析及び使用料適正化事業	担 当 課	下水道課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	(公) 下水道事業費用営業費用総係費			
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち					
施 策	7	生活排水対策の推進	新規・継続の別	新規			
施 策 の 内 容	3	公共下水道施設の維持管理の充実	補助・単独の別	単独			
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	維持管理事業			
SDGsとの関連	 6 安全な水とトイレを世界中に  11 住み続けられるまちづくりを						
事業の対象	公共下水道接続世帯世帯						
事業概要・効果							
【概要】 継続可能な下水道事業の運営のため、令和3年度策定した「幸手市公共下水道経営戦略」において、今後検討する課題としていた「適正な使用料水準・使用料改定ロードマップ」の検討を行い、策定を図る。引き続き、令和7年度には「経営戦略」の改定を行う。 【効果】 今後懸念される人口減少等に伴う使用料収入減、また老朽管更新工事への対応等、将来に渡って安定した下水道事業の経営を行う。							
事業の必要性							
下水道の整備費については、国の「社会資本整備交付金」を活用しているが、令和7年度以降の交付金交付要件として、令和6年度までに「経費回収率向上に向けたロードマップの策定」が義務付けられている。このため、令和6年度中にロードマップを策定し及び令和7年度に経営戦略の改訂を行う。							
事業実施に当たり目標とすること		幸手市公共下水道事業経営戦略において、下水道使用料の改定について調査・審議することで、将来にわたって安定した下水道事業の経営を推進する					
成果指標1	名称(単位)	進捗率(%)					
	指標の説明	ロードマップ改定業務＋経営戦略改定業務／全体の事業量					
成果指標2	名称(単位)						
	指標の説明						
成果指標3	名称(単位)						
	指標の説明						
成果指標4	名称(単位)						
	指標の説明						
令和7年度事業計画		・経営戦略改定業務 ・令和7年9月の議会への上程を目指し下水道使用料を改正する条例案の準備					
令和8年度事業計画							
令和9年度事業計画							

事業No.・名	172	農業集落排水施設維持管理事業	担 当 課	下水道課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	(特) 維持管理費維持管理費農業集落排水維持管理費
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち		
施 策	7	生活排水対策の推進	新規・継続の別	継続
施 策 の 内 容	4	農業集落排水施設の維持管理の充実および水洗化の促進	補助・単独の別	単独
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	維持管理事業
SDGsとの関連	6 14			
事業の対象	農業集落排水整備地区の世帯			
事業概要・効果				
【概要】 農業集落排水施設及び污水管渠等の適切な維持管理を行う。 【効果】 農業集落排水整備地区の公共用水域の保全や生活環境の向上と併せ施設の機能を確保できる。				
事業の必要性				
農業集落排水施設維持管理事業は、整備地域の生活排水をきれいに浄化してから水路に放流するため、地域の衛生的で快適なくらしと美しい自然を守るためにかかせない事業である。				
事業実施に当たり 目標とすること	適正な運転・保守点検と計画的な修繕工事をおこない、施設の延命化を推進していく			
成果 指標 1	名称(単位)	施設の修繕箇所数(箇所)		
	指標の説明	農業集落排水施設の維持管理のためにおこなった修繕箇所数		
成果 指標 2	名称(単位)			
	指標の説明			
成果 指標 3	名称(単位)			
	指標の説明			
成果 指標 4	名称(単位)			
	指標の説明			
令和7年度事業計画	・農業集落排水処理施設の機械・電気設備の運転・保守点検 ・農業集落排水処理施設の機械・電気設備の修繕工事			
令和8年度事業計画	・農業集落排水処理施設の機械・電気設備の運転・保守点検 ・農業集落排水処理施設の機械・電気設備の修繕工事			
令和9年度事業計画	・農業集落排水処理施設の機械・電気設備の運転・保守点検 ・農業集落排水処理施設の機械・電気設備の修繕工事			

事業No.・名	173	合併処理浄化槽設置整備事業	担 当 課	環境課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	衛生費保健衛生費環境衛生費
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち		
施 策	7	生活排水対策の推進	新規・継続の別	継続
施 策 の 内 容	5	合併処理浄化槽設置および維持管理の啓発	補助・単独の別	補助
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業
SDGsとの関連	 6 安全な水とトイレを世界中に  14 海の豊かさを守ろう			
事業の対象	浄化槽処理促進区域において、単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から合併浄化槽に転換する者			
事業概要・効果				
【概要】 幸手市合併処理浄化槽設置整備補助金交付要綱に基づき、浄化槽処理促進区域で単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から合併浄化槽に転換する者に対し補助を行う。 【効果】 合併処理浄化槽の整備を促進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止する。				
事業の必要性				
幸手市合併処理浄化槽設置整備補助金交付要綱に基づき、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の整備を促進する必要がある。				
事業実施に当たり目標とすること		単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換が進むこと		
成果指標 1	名称（単位）	合併処理浄化槽への転換基数（基）		
	指標の説明	単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽へ転換して補助を受けた基数		
成果指標 2	名称（単位）			
	指標の説明			
成果指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画		・ 合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付 ・ 5人槽 10基 ・ 7人槽 15基		
令和8年度事業計画		・ 合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付 ・ 5人槽 10基 ・ 7人槽 15基		
令和9年度事業計画		・ 合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付 ・ 5人槽 10基 ・ 7人槽 15基		

事業No.・名	174	汚水処理施設補修事業	担 当 課	環境課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	衛生費保健衛生費環境衛生費				
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち						
施 策	7	生活排水対策の推進	新規・継続の別	継続				
施 策 の 内 容	5	合併処理浄化槽設置および維持管理の啓発	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	維持管理事業				
SDGsとの関連	 6 安全な水とトイレを世界中に  14 海の豊かさを守ろう							
事業の対象	香日向汚水処理場							
事 業 概 要 ・ 効 果								
【概要】 香日向地区（幸手西住宅団地）の汚水処理施設及び污水管を良好に維持するため、点検・補修を実施する。 【効果】 点検・補修により汚水処理施設の正常な機能を維持することで、放流先である河川の水質汚濁を防止し、生活環境の悪化を防ぐ。								
事 業 の 必 要 性								
生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、香日向地区の汚水処理施設及び污水管の点検・補修を行う必要がある。								
事業実施に当たり目標とすること		香日向汚水処理場の良好な維持管理を行う						
成果指標 1	名称（単位）	数（工事・修繕をした数）（件）						
	指標の説明	工事・修繕をした数						
成果指標 2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・ 香日向汚水処理場 維持管理 ・ 補修・修繕工事 ・ 管きょ不明水調査						
令和8年度事業計画		・ 香日向汚水処理場 維持管理 ・ 補修・修繕工事 ・ 不明水対策工事						
令和9年度事業計画		・ 香日向汚水処理場 維持管理 ・ 補修・修繕工事 ・ 不明水対策工事						

事業No.・名	175	生活排水処理基本計画策定業務	担 当 課	環境課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	衛生費保健衛生費環境衛生費				
政 策	6	だれもが快適に暮らせるまち						
施 策	7	生活排水対策の推進	新規・継続の別	新規				
施 策 の 内 容	5	合併処理浄化槽設置および維持管理の啓発	補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	経常的事務事業				
SDGsとの関連	 6 安全な水とトイレを世界中に  14 海の豊かさを守ろう							
事業の対象	全市民							
事 業 概 要 ・ 効 果								
【概要】 生活排水処理に関する基本計画は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的な生活排水処理の推進を図るための基本方針となるもの。令和元年度に策定した本計画を見直すため、委託する。 【効果】 生活排水処理の基本方針ができることにより、効果的な生活排水処理の推進を図り、健全な生活環境の発展と向上、公共用水域の水質改善を図ることができる。								
事 業 の 必 要 性								
廃棄物処理法第6条第1項の規定により、生活排水処理基本計画の策定が義務付けられているため、策定する必要がある。								
事業実施に当たり 目標とすること	埼玉県生活排水処理施設整備構想の改定方針を踏まえて、計画を策定する							
成果 指標 1	名称（単位）	生活排水処理基本計画の作成（式）						
	指標の説明	生活排水処理基本計画の作成						
成果 指標 2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画	生活排水処理基本計画の策定							
令和8年度事業計画								
令和9年度事業計画								

政 策 7

市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち【行財政】

事業No.・名		176	インターネットホームページ運用事業	担 当 課	秘書課			
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画				予 算 科 目	総務費総務管理費広報広聴費			
政 策	7	市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち						
施 策	1	情報発信・情報共有の充実		新規・継続の別	継続			
施 策 の 内 容	1	情報発信の強化		補助・単独の別	単独			
重点対策プロジェクト				事 業 種 類	その他事務事業			
SDGsとの関連		11 住み続けられるまちづくりを						
事業の対象		全市民						
事業概要・効果								
【概要】 各部署の担当者が、生活・福祉に関する情報や、各種計画等を適切なタイミングで情報提供する。 【効果】 広報紙に掲載できない各種計画の詳細や、業務案内・イベント等を、市内外を問わず随時提供できる。また、災害関連情報や選挙結果等をリアルタイムで情報提供することができる。シティプロモーションサイト内に市民参加型掲示板を組み込んだことにより、市民等によるイベント告知・メンバー募集・写真の投稿等から市公式SNSに連携させる仕組みを活用することができる。								
事業の必要性								
月に1度発行の広報紙とは違い、必要な情報を随時必要なタイミングで市内外問わず発信することで、常に最新の情報をお知らせすることができる。 さらに、シティプロモーションの推進における情報発信媒体の一つにもなっている。								
事業実施に当たり目標とすること		費用対効果の観点から、閲覧者（アクセス）数の増加を目標とするため、市民目線でのコンテンツ作成がなされているか管理する						
成果指標1	名称（単位）	市ホームページへの年間アクセス数(件)						
	指標の説明	費用対効果の観点から、アクセス数を指標とする。						
成果指標2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・市の施策を中心に、行政情報やイベント情報などを随時提供 ・広報紙に掲載した情報の同時掲載の周知徹底						
令和8年度事業計画		・市の施策を中心に、行政情報やイベント情報などを随時提供 ・広報紙に掲載した情報の同時掲載の周知徹底						
令和9年度事業計画		・市の施策を中心に、行政情報やイベント情報などを随時提供 ・広報紙に掲載した情報の同時掲載の周知徹底						

事業No.・名	177	ふるさと納税事業	担 当 課	秘書課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	総務費総務管理費広報広聴費
政 策	7	市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち		
施 策	1	情報発信・情報共有の充実	新規・継続の別	継続
施 策 の 内 容	1	情報発信の強化	補助・単独の別	単独
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業
SDGsとの関連				
事業の対象	市外の人			
事業概要・効果				
【概要】 市外からのふるさと納税寄附者に対し、返礼品を贈呈する。 【効果】 市にとっては貴重な財源確保につながる事が最大の効果であり、幸手市特産品等のPRにもつながり、関係人口創出及びシティプロモーションの観点からも効果が見込める。また、市内事業者にとっては販路拡大が期待できるとともに、サイト使用料や配送料の負担なしで導入できるメリットがある。				
事業の必要性				
市内から他自治体に対する寄附も一定額あり、全国的にもふるさと納税事業は活発化している。 財源としてだけではなく、市の魅力発信及び関係人口の創出、市内産業の推進の観点からもこの事業は必要と考える。				
事業実施に当たり 目 標 と す る こ と		①寄附金額300,000,000円を目指す ②返礼品を提供する事業者について、40事業者170品を目標とする		
成果 指標 1	名称（単位）	寄附金額(円)		
	指標の説明	ふるさと納税による寄附金額		
成果 指標 2	名称（単位）	事業者数(事業者)		
	指標の説明	返礼品を提供する事業者の数		
成果 指標 3	名称（単位）	返礼品数(品)		
	指標の説明	返礼品数		
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画		・ふるさと納税サイトの利用 ・管理の委託 ・返礼品事業者の新規登録		
令和8年度事業計画		・ふるさと納税サイトの利用 ・管理の委託 ・返礼品事業者の新規登録		
令和9年度事業計画		・ふるさと納税サイトの利用 ・管理の委託 ・返礼品事業者の新規登録		

事業No.・名		178	広報さって等発行事業		担 当 課		秘書課	
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画					予 算 科 目		総務費総務管理費広報広聴費	
政 策		7	市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち					
施 策		1	情報発信・情報共有の充実		新規・継続の別		継続	
施策の内容		1	情報発信の強化		補助・単独の別		単独	
重点対策プロジェクト					事業種類		その他事務事業	
SDGsとの関連		11 住み続けられるまちづくりを 						
事業の対象		全市民						
事業概要・効果								
【概要】 毎月1日に広報さってを発行する。また、Web版はフルカラー化して掲載する。 【効果】 市民が必要としている市の施策・イベントなどの行政情報を市民にお知らせする。また、表紙及び裏表紙をカラー印刷することで、より多くの人の手に取ってもらえるようにする。さらにWeb版（市ホームページ・地域本棚・スマホアプリ「マチイロ」）をフルカラー化することで、さらに見やすくする。								
事業の必要性								
インターネットやSNSの普及により、様々な媒体により情報が収集できる時代になったが、これらのメディアを使えない人にとっては「広報紙」が情報を得る手段となっている。								
事業実施に当たり目標とすること		市からの情報だけではなく、市民が主役で市民の声を情報として読者に伝えるとともに、紙面のレイアウトやデザインは市民目線で考え、広報紙が届くことが楽しみになることを目標とする						
成果指標1	名称（単位）	広報紙による特集回数(回)						
	指標の説明	市民が主役の記事の掲載						
成果指標2	名称（単位）	市政に関する情報を得られていると感じる人の割合(%)						
	指標の説明	ホームページに掲載した広報紙の簡易アンケートで市政に関する情報を得られていると感じる人の割合						
成果指標3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		広報紙編集発行事業 毎月1日発行 20,400部 表紙・裏表紙及び紙面4ページをカラー Web版フルカラー						
令和8年度事業計画		広報紙編集発行事業 毎月1日発行 20,400部 表紙・裏表紙及び紙面4ページをカラー Web版フルカラー						
令和9年度事業計画		広報紙編集発行事業 毎月1日発行 20,400部 表紙・裏表紙及び紙面4ページをカラー Web版フルカラー						

事業No.・名	179	シティプロモーション映画製作事業	担 当 課	秘書課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	総務費総務管理費広報広聴費
政 策	7	市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち		
施 策	1	情報発信・情報共有の充実	新規・継続の別	新規
施 策 の 内 容	1	情報発信の強化	補助・単独の別	補助
重点対策プロジェクト			事 業 種 類	その他事務事業
SDGsとの関連				
事業の対象	全市民			
事業概要・効果				
【概要】 幸手市を舞台としたオリジナル脚本の映画を製作する過程を通して、魅力ある地域づくりを推進する。魅力発信だけではなく、地域住民や高校生等とともに特産品を新たに開発したり、ワークショップを通じた住民の参加によるシビックプライドの醸成を図る。 【効果】 幸手市を舞台としたオリジナル脚本の映画公開による魅力発信だけではなく、地域住民や地元高校生等とともに特産品を新たに開発したり、ワークショップを通じた住民の参加によるシビックプライドの醸成が図られる。また、関係人口増加や体験型ふるさと納税への活用やお土産品への展開など2次利用によるシティプロモーション活用も見込まれる。				
事業の必要性				
地元オールロケ、オリジナル脚本の全国劇場公開作品製作は埼玉県内初の試みとなる。シビックプライドの醸成や、まちづくりを担う人材の養成など、関係人口の獲得やシティプロモーションを推進するため必要な事業である。				
事業実施に当たり 目標とすること	シティプロモーションの推進及び関係人口の増加という観点から、映画を観賞した人及び映画製作、PR、活用に関わった人の数を目標とする			
成果 指標 1	名称（単位）	映画を観賞した人（人）		
	指標の説明	劇場や配信、無料上映会など作品を観た人の数		
成果 指標 2	名称（単位）	映画に関わった人（人）		
	指標の説明	ワークショップやボランティアなど映画の製作、PRなどに関わった人の数		
成果 指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画	映画製作実行委員会に対する補助			
令和8年度事業計画	映画公開に向けたPR			
令和9年度事業計画	映画公開後の活用			

事業No.・名		180	定住促進事業		担 当 課		政策課	
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画					予 算 科 目		総務費総務管理費企画費	
政 策		7	市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち					
施 策		1	情報発信・情報共有の充実		新規・継続の別		継続	
施策の内容		5	定住促進施策の推進		補助・単独の別		単独	
重点対策プロジェクト					事業種類		その他事務事業	
SDGsとの関連		11 住み続けられるまちづくりを						
事業の対象		市外の子育て世帯（20代～30代）						
事業概要・効果								
【概要】 人口減少対策として「幸手市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定、施策の進捗管理、検証を行うとともに、しあわせ家族ウェルカム補助事業を行うことで転入促進に寄与する。また、婚活支援に係る協定を締結している3市3町の婚活イベント等を活用し、結婚に対する支援を行う。 【効果】 人口減少が緩やかになる。								
事業の必要性								
若年層の定住を促進し、活力あるまちづくりを進めるため、「幸手市しあわせ家族ウェルカム補助金交付要綱」に基づいて事業を実施する必要がある。 また、「3市3町における広域連携による結婚支援に関する協定書」に基づいて婚活交流事業を実施する必要がある。								
事業実施に当たり目標とすること		まち・ひと・しごと創生総合戦略に定める移住定住、婚活事業に係る重要業績評価指標（KPI）の向上に係る事業を推進することで人口減少の抑制を図っていく						
成果指標1	名称（単位）	移住支援補助事業における定住者（人）						
	指標の説明	移住支援補助事業（ウェルカム補助金）を活用して市内へ定住した市民の累計数						
成果指標2	名称（単位）	補助金を受けた人の満足度（%）						
	指標の説明	本件の補助金制度が住宅の取得のきっかけになった割合						
成果指標3	名称（単位）	参加者の満足度（%）						
	指標の説明	婚活交流イベント参加して満足した人の割合						
成果指標4	名称（単位）	カップル成立数（組）						
	指標の説明	婚活交流イベントにおいて成立したカップル数						
令和7年度事業計画		・しあわせ家族ウェルカム補助事業・協定に基づく婚活事業 ・（第2期）まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗管理、年度ごとの検証 ・デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略（仮）の策定						
令和8年度事業計画		・しあわせ家族ウェルカム補助事業・協定に基づく婚活事業 ・（第2期）まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証 ・デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略（仮）の進捗管理						
令和9年度事業計画		・しあわせ家族ウェルカム補助事業・協定に基づく婚活事業 ・デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略（仮）の進捗管理						

事業No.・名		181	地域おこし協力隊設置事業		担 当 課		農業振興課	
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画					予 算 科 目		農林水産業費農業費農業振興費	
政 策		7	市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち					
施 策		1	情報発信・情報共有の充実		新規・継続の別		新規	
施策の内容		5	定住促進施策の推進		補助・単独の別		補助	
重点対策プロジェクト					事業種類		その他事務事業	
SDGsとの関連		 						
事業の対象		地域おこし協力隊						
事業概要・効果								
【概要】 農業後継者対策として、県外都市部から市内に移住する新規就農希望者を地域おこし協力隊として委嘱し、JAや市内農家のもとで独立就農に向けた生産技術の習得並びに幸手産農産物のPR活動等に従事させることで、担い手の確保及び地域活性化の促進等を図る。 【効果】 新規就農者の確保・育成及び幸手産農産物のPRを通じた地域活性化の促進等が図られる。								
事業の必要性								
農業の担い手の高齢化や後継者不足が進展するなか、新規就農者数は低調に推移しており、将来にわたり本市農業を維持、発展させるためには、担い手の確保・育成を図ることが重要であることから、市外の人材を積極的に呼び込み、育成することが必要である。								
事業実施に当たり目標とすること		県外都市部から市内に移住する新規就農希望者を地域おこし協力隊として委嘱し、JAや市内農家のもとで独立就農に向けた生産技術の習得等を図るための支援を実施する						
成果指標1	名称（単位）	地域おこし協力隊(人)						
	指標の説明	市から地域おこし協力隊として委嘱を受けた新規就農希望者						
成果指標2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・ 地域おこし協力隊設置事業						
令和8年度事業計画		・ 地域おこし協力隊設置事業						
令和9年度事業計画		・ 地域おこし協力隊設置事業						

事業No.・名		182	人事給与・庶務事務システム電子化事業	担 当 課	庶務課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画				予 算 科 目	総務費総務管理費一般管理費				
政 策	7	市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち							
施 策	2	効率的な行政運営		新規・継続の別	新規				
施 策 の 内 容	1	行政改革の推進		補助・単独の別	単独				
重点対策プロジェクト	4	ともに取り組むまちプロジェクト		事 業 種 類	その他事務事業				
SDGsとの関連	 								
事業の対象		市職員・会計年度任用職員							
事業概要・効果									
【概要】 ①人事給与システムの令和8年12月末更新に伴い、新たに出退勤システム・児童手当システムを追加する。また、時間外勤務・休暇等の申請について、既存の紙での申請から電子申請にすることで業務の効率化を図る。 ②庶務事務システム導入により、出退勤の管理及び時間外勤務手当のデータから給与への連携を行う。 ③WEB給与明細システムを追加し、給与明細の電子発行を行う。									
事業の必要性									
①電子化することで、データの集約が簡素化され集計業務の時間削減にもつながる。 ②客観的に出退勤時間を把握することができる。 ③職員向けに給与明細の配信が可能となり、紙の使用量削減につながる。									
事業実施に当たり目標とすること		①時間外勤務の申請、年次休暇等の申請を電子化することで、集計業務時間の削減を図る ②印刷帳票を紙から電子にすることで、紙の使用枚数の削減を図る							
成果指標1	名称（単位）	集計業務時間の削減（時間）							
	指標の説明	時間外勤務の集計業務にかかる時間の削減							
成果指標2	名称（単位）	印刷帳票枚数の削減（枚）							
	指標の説明	給与明細、年次休暇等の印刷帳票枚数の削減							
成果指標3	名称（単位）								
	指標の説明								
成果指標4	名称（単位）								
	指標の説明								
令和7年度事業計画		・プロポーザル実施							
令和8年度事業計画		・人事給与システム導入、移行、運用 ・庶務事務システム導入、移行、運用							
令和9年度事業計画		・人事給与システム運用 ・庶務事務システム運用							

事業No.・名	183	参議院議員選挙事業	担 当 課	選挙管理委員会
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	総務費選挙費
政 策	7	市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち		
施 策	2	効率的な行政運営	新規・継続の別	継続
施 策 の 内 容	1	行政改革の推進	補助・単独の別	補助
重点対策プロジェクト	4	ともに取り組むまちプロジェクト	事 業 種 類	経常的事務事業
SDGsとの関連	16 平和と公正をすべての人に 17 パートナリシップで目標を達成しよう			
事業の対象	有権者			
事業概要・効果				
【概要】 投票システム、開票システムを導入することにより、投票及び開票業務に係るシステム費用を負担する。 【効果】 投票及び開票業務の円滑な執行のため。				
事業の必要性				
選挙の公正を確保しつつ、投票及び開票業務の円滑な執行をすることができる。				
事業実施に当たり 目 標 と す る こ と	有権者の投票及び開票業務の円滑な執行を確保し、投票率の向上及び市民の政治参加促進を図る			
成果 指標 1	名称（単位）	投票率（％）		
	指標の説明	有権者の投票率		
成果 指標 2	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果 指標 4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画	・事業準備及び実施 ①システム導入の準備及び実施			
令和8年度事業計画	・次年度選挙における準備			
令和9年度事業計画				

事業No.・名		184	住民情報システム導入事業		担 当 課		政策課	
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画					予 算 科 目		総務費総務管理費情報管理費	
政 策		7	市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち					
施 策		2	効率的な行政運営		新規・継続の別		継続	
施策の内容		3	情報化施策の推進		補助・単独の別		単独	
重点対策プロジェクト		4	ともに取り組むまちプロジェクト		事業種類		その他事務事業	
SDGsとの関連		 						
事業の対象		全市民、職員						
事業概要・効果								
【概要】 住民記録、税務、福祉、教育等の情報を総合的かつ一元的に管理し、住民サービスの向上と的確な行政運営を行うものである。ガバメントクラウド及びデータセンターでのクラウド環境による運用を行い、個人情報の保護とセキュリティの強化を図っている。 【効果】 複雑で煩雑かつ膨大な行政事務を、迅速かつ的確に遂行することができる。								
事業の必要性								
住民サービスの向上と迅速かつ的確な行政運営を遂行すべく、行政が業務上保有する住民に関する情報を総合的かつ一元管理するために必要である。またマイナンバー制度の開始により、個人情報保護の重要性が高まっていることからセキュリティ強化も必要である。								
事業実施に当たり目標とすること		住民情報システムから出力される情報は、直接、住民に影響を及ぼすものなので、誤りや滞りのないよう、ベンダーと連携調整を取りながら管理していく						
成果指標1	名称（単位）	システム稼働率(%)						
	指標の説明	運用時間帯にシステムが稼働している割合（99.9%以上が品質基準）						
成果指標2	名称（単位）	障害件数(件)						
	指標の説明	ハードウェアに起因する障害件数						
成果指標3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・機器保守 ・カスタマイズ ・機器賃借料 ・情報連携 ・標準化対応 ・プログラム保守 ・プログラム使用料 ・クラウド運用 ・コンビニ交付 ・機器更新準備 ・国庫補助申請						
令和8年度事業計画		・機器保守 ・カスタマイズ ・機器賃借料 ・情報連携 ・機器更新 ・プログラム保守 ・プログラム使用料 ・クラウド運用 ・コンビニ交付						
令和9年度事業計画		・機器保守 ・カスタマイズ ・機器賃借料 ・情報連携 ・プログラム保守 ・プログラム使用料 ・クラウド運用 ・コンビニ交付						

事業No.・名		185	OA機器等整備事業		担 当 課		政策課	
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画					予 算 科 目		総務費総務管理費情報管理費	
政 策		7	市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち					
施 策		2	効率的な行政運営		新規・継続の別		継続	
施策の内容		3	情報化施策の推進		補助・単独の別		単独	
重点対策プロジェクト		4	ともに取り組むまちプロジェクト		事業種類		その他事務事業	
SDGsとの関連		 						
事業の対象		職員						
事業概要・効果								
【概要】 OA機器や庁内LAN、インターネット環境、グループウェアシステムを整備し、ファイル共有、電子メール、スケジュール管理、施設予約等を行えるようにすることで、事務の効率化を図る。なお、インターネットとLGWAN環境を分断することにより、セキュリティを高めている。 【効果】 近年の高度情報化社会において、情報共有や情報発信、また情報収集を実現することができる。								
事業の必要性								
庁内ネットワークの構築を行い、職員間及び自治体間の情報共有や情報発信、また情報収集を行うことは、効率的な行政運営のために必要性が高いものである。また昨今の情勢に鑑み、新しい生活様式に対応するためにも、必要性が高まってきている。								
事業実施に当たり目標とすること		パソコン及びグループウェアシステム等の適切な管理とウイルス対策ソフトの定期的な更新を行い、システムを使用した庁内全体の事務が円滑に行われるようサポートする						
成果指標1	名称（単位）	システム障害(件)						
	指標の説明	ハードウェアに起因する障害件数						
成果指標2	名称（単位）	web会議等（予定含む）（件）						
	指標の説明	web会議等の予定件数						
成果指標3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・グループウェアシステム機器賃貸借 ・機器保守 ・プログラム保守 ・インターネット環境機器保守 ・強化システム保守 ・グループウェアシステム機器更新						
令和8年度事業計画		・グループウェアシステム機器賃貸借 ・機器保守 ・プログラム保守 ・インターネット環境機器保守 ・強化システム保守						
令和9年度事業計画		・グループウェアシステム機器賃貸借 ・機器保守 ・プログラム保守 ・インターネット環境機器保守 ・強化システム保守						

事業No.・名		186	財務会計システム導入事業		担 当 課		政策課	
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画					予 算 科 目		総務費総務管理費情報管理費	
政 策		7	市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち					
施 策		2	効率的な行政運営		新規・継続の別		継続	
施策の内容		3	情報化施策の推進		補助・単独の別		単独	
重点対策プロジェクト		4	ともに取り組むまちプロジェクト		事業種類		その他事務事業	
SDGsとの関連		 						
事業の対象		職員						
事業概要・効果								
【概要】 予算書作成や歳入・歳出の管理等、市の財務部門の運営にあたり財務会計システムを導入しており、その更改を行うものである。各所属における日々の伝票処理のほか、予算管理においても活用している。なお、令和6年12月には、システム等に係る更改を予定している。 【効果】 複雑で煩雑かつ膨大な行政事務を、迅速かつ的確に遂行することができる。								
事業の必要性								
各所属において予算要求や日々の歳入・歳出の伝票処理を行うために、財務会計システムは必要性の高い事業である。また、庁内で同一のシステムを使用することで、市の予算管理を一元管理することができており、今後も継続する必要がある。								
事業実施に当たり目標とすること		財務会計システム及び導入機器における保守体制を確立し、システムを使用した庁内全体の事務が円滑に行われるようサポートする						
成果指標1	名称（単位）	システム障害(件)						
	指標の説明	ハードウェアに起因する障害件数						
成果指標2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果指標4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・財務会計システム機器賃貸借 ・財務会計システム機器保守 ・財務会計システムプログラム賃貸借 ・財務会計システムプログラム保守 ・財務会計システム機器更改						
令和8年度事業計画		・財務会計システム機器賃貸借 ・財務会計システムプログラム賃貸借 ・財務会計システムプログラム保守						
令和9年度事業計画		・財務会計システム機器賃貸借 ・財務会計システムプログラム賃貸借 ・財務会計システムプログラム保守						

事業No.・名	187	情報化推進事業	担 当 課	政策課
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	総務費総務管理費情報管理費
政 策	7	市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち		
施 策	2	効率的な行政運営	新規・継続の別	継続
施策の内容	3	情報化施策の推進	補助・単独の別	単独
重点対策プロジェクト	4	ともに取り組むまちプロジェクト	事業種類	その他事務事業
SDGsとの関連	 			
事業の対象	職員			
事業概要・効果				
【概要】 埼玉県の情報セキュリティクラウドを利用し、インターネットへのアクセスを制御することで安全性を高めセキュリティの向上を図る。また、電子申請システムやWeb会議システムを導入することで業務の効率化や市民の利便性の向上を図る。 【効果】 庁内システムの情報セキュリティを高めることができる。				
事業の必要性				
庁内システムを外部からの攻撃から守るために必要性の高い事業である。また、市民の利便性の向上のため、電子申請システムによる届出・申請等の受付は今後も維持する必要がある。				
事業実施に当たり目標とすること		セキュリティクラウドを利用しインターネット接続の情報セキュリティを維持する。また、電子申請システムやその他システムの効果的な運用をサポートし、業務の効率化や市民の利便性向上につなげる。		
成果指標1	名称（単位）	システム障害(件)		
	指標の説明	ハードウェアに起因する障害件数		
成果指標2	名称（単位）	電子申請可能手続きの種類(件)		
	指標の説明	電子申請を行うことができる申請数		
成果指標3	名称（単位）			
	指標の説明			
成果指標4	名称（単位）			
	指標の説明			
令和7年度事業計画		・セキュリティクラウド参加 ・セキュリティクラウド回線保守 ・電子申請サービス導入 ・ビジネスチャットツール ・証明書交付対応行政キオスク端末導入		
令和8年度事業計画		・セキュリティクラウド参加 ・セキュリティクラウド回線保守 ・電子申請サービス導入 ・ビジネスチャットツール		
令和9年度事業計画		・セキュリティクラウド参加 ・セキュリティクラウド回線保守 ・電子申請サービス導入 ・ビジネスチャットツール		

事業No.・名	188	戸籍情報システム事業	担 当 課	市民課				
第 6 次 総 合 振 興 計 画 後 期 基 本 計 画			予 算 科 目	総務費戸籍住民基本台帳費戸籍住民基本台帳費				
政 策	7	市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち						
施 策	2	効率的な行政運営	新規・継続の別	継続				
施策の内容	3	情報化施策の推進	補助・単独の別	補助				
重点対策プロジェクト	4	ともに取り組むまちプロジェクト	事業種類	経常的事務事業				
SDGsとの関連	 							
事業の対象	全市民							
事業概要・効果								
【概要】 国の標準化基本方針により令和6年度から令和7年度まで戸籍システムの標準化を実施する。 令和7年5月戸籍の氏名振り仮名法制化に伴うシステム改修及び通知の発送、振り仮名の記載を行う。 【効果】 標準化により、システム構成の最適化、効率化が図れる。戸籍の氏名振り仮名を記載することができる。								
事業の必要性								
戸籍法に基づく事務を正確かつ効率的に実施するために必要な事業である。								
事業実施に当たり 目標とすること		戸籍原本の安全性を確保し、市民サービスのひとつである戸籍業務を安定的に提供する						
成果 指標 1	名称（単位）	正常稼働率(%)						
	指標の説明	システムの運用において適正な事務処理を行う						
成果 指標 2	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 3	名称（単位）							
	指標の説明							
成果 指標 4	名称（単位）							
	指標の説明							
令和7年度事業計画		・戸籍標準化業務委託（R7年度分） ・システム改修等業務委託 ・振り仮名通知作成業務委託 ・振り仮名通知郵送料 ・システム機器保守業務委託 ・システム機器賃借料 ・クラウド、システム、ネットワーク使用料						
令和8年度事業計画		・システム機器保守業務委託 ・システム機器賃借料 ・クラウド、システム、ネットワーク使用料						
令和9年度事業計画		・システム機器保守業務委託 ・システム機器賃借料 ・クラウド、システム、ネットワーク使用料						

